

宮城県地域防災計画

〔 風水害等災害対策編 〕

平成17年6月

宮城県防災会議

宮城県地域防災計画[風水害等災害対策編]

目 次

第1章 総 則

	(頁)
第1節 計画の目的と構成	1
・第1 計画の目的 ・第2 計画の性格 ・第3 計画の修正 ・第4 計画の構成	
第2節 各機関の役割と業務大綱	2
・第1 目的 ・第2 組織 ・第3 各機関の役割 ・第4 防災関係機関の業務大綱	
第3節 県の概況	13
・第1 位置 ・第2 地勢	

第2章 災害予防対策

第1節 風水害等に強い県土づくり	21
・第1 水害予防対策 ・第2 高潮、波浪等災害予防対策 ・第3 土砂災害予防対策 ・第4 地盤沈下災害予防対策 ・第5 風雪害予防対策 ・第6 農林水産業災害予防対策 ・第7 火山災害予防対策	
第2節 都市の防災対策	48
・第1 目的 ・第2 市街地開発事業の推進 ・第3 土地区画整理事業の推進 ・第4 都市公園施設	
第3節 建築物等の予防対策	49
・第1 目的 ・第2 防災事業の施行	
第4節 ライフライン施設等の予防対策	51
・第1 目的 ・第2 水道施設 ・第3 下水道施設 ・第4 工業用水道施設 ・第5 電力施設 ・第6 ガス施設 ・第7 電信・電話施設	
第5節 情報通信連絡網の整備	57
・第1 目的 ・第2 県における災害通信網の整備 ・第3 市町村における災害通信網の整備 ・第4 防災機関における災害通信網の整備 ・第5 放送施設の整備	
第6節 職員の配備体制	69
・第1 目的 ・第2 県の配備体制 ・第3 市町村の配備体制 ・第4 防災関係機関等の配備体制	
第7節 防災拠点等の整備	74
・第1 目的 ・第2 防災拠点の整備 ・第3 防災ヘリポートの整備 ・第4 防災用資機材等の整備	
第8節 相互応援体制の整備	76
・第1 目的 ・第2 市町村間の応援協定 ・第3 消防相互応援体制の整備 ・第4 他都道府県との応援体制の整備 ・第5 緊急消防援助隊の編成 ・第6 広域緊急援助隊の編成	

目次 第2章 災害予防対策

第9節 医療救護体制の整備	8 1
・第1 目的	
・第2 県の医療救護体制	
・第3 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所の体制	
・第4 日本赤十字社宮城県支部の体制	
第10節 緊急輸送体制の整備	8 6
・第1 目的	
・第2 緊急輸送道路の確保	
・第3 緊急輸送体制	
第11節 避難収容対策	8 8
・第1 目的	
・第2 避難誘導体制	
・第3 避難場所の確保	
・第4 避難所の確保	
・第5 避難路の確保	
・第6 避難計画の整備	
・第7 避難に関する広報	
・第8 応急仮設住宅対策	
第12節 食料、飲料水及び生活物資の確保	9 2
・第1 目的	
・第2 県民等のとるべき措置	
・第3 食料及び生活物資の確保	
・第4 飲料水の確保	
第13節 廃棄物対策	9 5
・第1 目的	
・第2 処理体制	
・第3 主な措置内容	
第14節 ボランティアの受入れ	9 7
・第1 目的	
・第2 ボランティアの役割	
・第3 専門ボランティアの登録	
・第4 一般ボランティアの受入体制	
・第5 日本赤十字社宮城県支部の活動体制	
第15節 災害時要援護者・外国人対策	10 1
・第1 目的	
・第2 高齢者、障害者等	
・第3 外国人支援対策	
・第4 旅行者への対策	
第16節 防災訓練の実施	10 5
・第1 目的	
・第2 県の防災訓練	
・第3 市町村の防災訓練	
・第4 防災関係機関の防災訓練	
・第5 通信関係機関の非常通信訓練	
第17節 防災知識の普及	10 7
・第1 目的	
・第2 防災知識の普及、徹底	
・第3 学校等教育機関における防災教育	
・第4 県民の取り組み	

目次 第2章 災害予防対策

第18節 自主防災組織の育成	10 9
・第1 目的	
・第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	
・第3 自主防災組織の育成・指導	
・第4 自主防災組織の活動	
第19節 企業等の防災対策の推進	11 3
・第1 目的	
・第2 企業等の役割	
・第3 企業等の防災組織	
第20節 災害種別毎予防対策	11 4
・第1 火災予防対策	
・第2 林野火災予防対策	
・第3 危険物等災害予防対策	
・第4 海上災害予防対策	
・第5 航空災害予防対策	
・第6 鉄道災害予防対策	
・第7 道路災害予防対策	

第3章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達……………133

- ・第1 目的
- ・第2 防災気象情報
- ・第3 水防警報及び決壊等(被害情報)の通報
- ・第4 気象警報等の伝達

第2節 防災活動体制……………146

- ・第1 目的
- ・第2 県の活動
- ・第3 市町村の活動
- ・第4 警察の活動
- ・第5 消防機関の活動
- ・第6 防災関係機関の活動
- ・第7 県、市町村、国及び関係機関の連携

第3節 警戒活動……………152

- ・第1 目的
- ・第2 警戒体制
- ・第3 水防活動
- ・第4 土砂災害警戒活動
- ・第5 ライフライン、交通等警戒活動
- ・第6 船舶避難活動
- ・第7 流木防止活動

第4節 避難・誘導対策……………154

- ・第1 目的
- ・第2 避難の勧告又は指示
- ・第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知
- ・第4 避難誘導
- ・第5 避難所の開設及び運営
- ・第6 火山災害の警戒避難対策

第5節 災害情報の収集・伝達体制……………159

- ・第1 目的
- ・第2 災害情報収集・伝達体制
- ・第3 異常現象を発見した場合の通報

第6節 通信・放送施設の確保……………164

- ・第1 目的
- ・第2 消防行政無線施設
- ・第3 市町村防災行政無線施設
- ・第4 消防無線通信施設
- ・第5 警察情報通信施設
- ・第6 災害時の通信連絡
- ・第7 放送施設

第7節 災害広報活動……………170

- ・第1 目的
- ・第2 県の広報活動
- ・第3 市町村の広報活動
- ・第4 防災関係機関の広報活動

第8節 災害救助法の適用……………173

- ・第1 目的
- ・第2 災害救助法の適用
- ・第3 救助の実施の委任

第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動……………176

- ・第1 目的
- ・第2 食料
- ・第3 飲料水
- ・第4 生活物資
- ・第5 義援物資の受入れ、配分

第10節 相談活動……………183

- ・第1 目的
- ・第2 県の相談活動
- ・第3 市町村の相談活動

第11節 相互応援活動……………185

- ・第1 目的
- ・第2 市町村間の相互応援活動
- ・第3 消防機関の相互応援活動
- ・第4 他都道府県からの応援活動
- ・第5 緊急消防援助隊の応援活動
- ・第6 広域緊急援助隊の応援活動

第12節 海外からの支援の受入……………189

- ・第1 目的
- ・第2 海外からの救援活動の受入れ
- ・第3 救援内容の確認
- ・第4 関係機関との協力体制

第13節 自衛隊の災害派遣……………190

- ・第1 目的
- ・第2 災害派遣の基準及び要請の手続き
- ・第3 県・市町村と自衛隊との連絡調整
- ・第4 派遣部隊の活動内容
- ・第5 派遣部隊の受入体制
- ・第6 派遣部隊の撤収
- ・第7 経費の負担

第14節 救急・救助活動……………198

- ・第1 目的
- ・第2 県の活動
- ・第3 警察の活動
- ・第4 市町村の活動
- ・第5 消防機関の活動
- ・第6 第二管区海上保安本部
- ・第7 住民及び自主防災組織等の活動
- ・第8 火山災害の現場における救出

第15節 医療救護活動……………201

- ・第1 目的
- ・第2 医療救護活動
- ・第3 県の活動
- ・第4 市町村の活動
- ・第5 日本赤十字社宮城県支部の活動
- ・第6 宮城県医師会の活動
- ・第7 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所の活動
- ・第8 日本郵政公社東北支社の活動
- ・第9 救急医薬品等の調達
- ・第10 専門的な医療を要する患者対策

目次 第3章 災害応急対策

第16節 交通・輸送活動	206
・第1 目的	
・第2 県の活動	
・第3 市町村の活動	
・第4 防災関係機関の活動	
・第5 陸上交通の確保	
・第6 海上交通の確保	
第17節 ヘリコプターの活動	215
・第1 目的	
・第2 活動体制	
・第3 活動内容	
・第4 活動拠点	
・第5 安全運航体制の確保	
・第6 応援ヘリコプター	
・第7 燃料の補給	
第18節 公共土木施設等の応急復旧	218
・第1 目的	
・第2 道路建設	
・第3 海岸保全等施設	
・第4 河川管理施設	
・第5 砂防・地すべり・治山関係施設	
・第6 グム施設	
・第7 港湾施設	
・第8 都市公園施設	
・第9 漁港施設	
・第10 農地・農業施設	
・第11 廃棄物処理施設	
第19節 応急住宅等の確保	223
・第1 目的	
・第2 応急仮設住宅の建設	
・第3 公営住宅の活用等	
・第4 住宅の応急修理	
第20節 ボランティア活動	225
・第1 目的	
・第2 一般ボランティア	
・第3 専門ボランティア	
第21節 災害時要援護者・外国人対策	228
・第1 目的	
・第2 高齢者・障害者等への対策	
・第3 外国人支援対策	
・第4 旅行者への対策	
第22節 愛玩動物の収容対策	231
・第1 目的	
・第2 被災地域における動物の保護	
・第3 避難所における動物の適正な飼育	
第23節 防疫・保健衛生活動	232
・第1 目的	
・第2 防疫	
・第3 保健対策	
・第4 食品衛生対策	
第24節 死体等の捜索・処理・埋葬	234
・第1 目的	
・第2 死体等の捜索	
・第3 死体の処理・収容	
・第4 死体の火葬・埋葬	

目次 第3章 災害応急対策

第25節 社会秩序の維持活動	236
・第1 目的	
・第2 生活必需品の物価監視	
・第3 警察の活動	
・第4 第二管区海上保安本部の活動	
第26節 廃棄物処理活動	237
・第1 目的	
・第2 処理体制	
・第3 処理方法	
第27節 教育活動	239
・第1 目的	
・第2 避難措置	
・第3 学校施設等の応急措置	
・第4 教育の実施	
・第5 学用品等の調達	
・第6 給食	
・第7 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置	
・第8 災害応急対策への生徒の協力	
・第9 文化財の応急措置	
第28節 ライフライン施設等の応急復旧	242
・第1 目的	
・第2 水道施設	
・第3 下水道施設	
・第4 工業水道施設	
・第5 電力施設	
・第6 ガス施設	
・第7 電柱・電話施設	
第29節 防災資機材及び労働力の確保	252
・第1 目的	
・第2 緊急使用のための調達	
・第3 労働者の確保	
・第4 労働者の供給	
・第5 応援要請による技術者等の動員	
・第6 従事命令等による応急措置の実務	
第30節 農林水産業の応急対策	255
・第1 目的	
・第2 農業用施設	
・第3 林道、治山施設	
・第4 漁港施設	
・第5 農産物	
・第6 畜産	
・第7 林産物	
・第8 水産物	
第31節 応急公用負担等の実施	262
・第1 目的	
・第2 応急公用負担等の権限	
・第3 立入検査等	
・第4 公用令書の交付	
・第5 損失補償及び損害補償等	
第32節 災害種別毎応急対策	265
・第1 火災応急対策	
・第2 林野火災応急対策	
・第3 危険物等災害応急対策	
・第4 海上災害応急対策	
・第5 航空災害応急対策	
・第6 鉄道災害応急対策	
・第7 道路災害応急対策	

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画…………… 3 0 1

- ・第1 目的
- ・第2 災害復旧・復興の基本方向の決定
- ・第3 災害復旧計画
- ・第4 災害復興計画

第2節 生活再建支援…………… 3 0 4

- ・第1 目的
- ・第2 被災者生活再建支援制度
- ・第3 居住安定支援制度
- ・第4 資金の貸付け
- ・第5 生活保護
- ・第6 その他救済制度
- ・第7 リ災証明の発行
- ・第8 税金等の軽減
- ・第9 応急金融対策
- ・第10 雇用対策

第3節 住宅復旧支援…………… 3 1 0

- ・第1 目的
- ・第2 一般住宅復興資金の確保
- ・第3 住宅の建設等

第4節 産業復興の支援…………… 3 1 1

- ・第1 目的
- ・第2 中小企業金融対策
- ・第3 農林漁業金融対策

第5節 都市基盤の復興対策…………… 3 1 2

- ・第1 目的
- ・第2 想定される計画内容例

第6節 義援金の受入れ、配分…………… 3 1 3

- ・第1 目的
- ・第2 受入れ
- ・第3 配分

第7節 激甚災害の指定…………… 3 1 4

- ・第1 目的
- ・第2 激甚災害の調査
- ・第3 激甚災害指定の手続き
- ・第4 特別財政援助の交付（申請）手続き
- ・第5 激甚災害指定基準

<沿革>

昭和38年7月10日作成	昭和54年3月16日震災編作成	平成10年6月9日
昭和40年4月27日第1次修正	昭和55年2月18日一部修正	風水害等災害対策編一部修正
昭和43年6月4日第2次修正	昭和56年3月27日一部修正	事故災害対策を追加
昭和45年3月27日第3次修正	昭和57年2月8日一部修正	平成13年4月11日
昭和46年3月27日第4次修正	昭和57年3月15日	原子力防災編修正
昭和46年9月22日石油コンビ ナート地帯防災計画作成	原子力防災編作成	平成16年5月26日
昭和47年3月28日第5次修正	昭和58年3月22日一部修正	震災対策編全面修正
昭和47年12月1日第6次修正	昭和59年2月14日一部修正	平成17年5月25日
昭和48年7月1日一部訂正	昭和60年5月23日一部修正	風水害等災害対策編修正
昭和49年3月25日一部訂正	昭和62年2月23日一部修正	
昭和50年3月20日一部修正	平成3年3月14日一部修正	
昭和51年3月29日一部訂正	平成6年2月23日一部修正	
昭和52年7月6日一部修正	平成9年6月13日	
昭和53年11月24日一部修正	震災対策編全面修正、別冊	

索引

あいうえお

あ	緊急通行車両	87, 195, 206, 209, 210, 211, 212, 213
阿武隈急行	緊急通報センター	102
アマチュア無線	緊急物資輸送トラック	208
い	緊急輸送道路ネットワーク	86, 218, 298
医療用ガス	く	
インターネット	くりはら田園鉄道	17, 128, 207, 293
え	け	
エフエム仙台	警戒本部	71, 72, 146, 147
か	血液製剤	9, 85, 203, 204
海岸保全基本計画	血液センター	85, 204, 205
海上保安官	原子力発電	53
仮設トイレ	現地災害対策本部	2, 70, 147, 149, 151, 203
河川流域情報システム(MIRAI)	こ	
き	広域災害・救急医療情報システム	83
危険物取扱者	公安委員会	87, 90, 209, 211, 212
救急救命士	公共的団体	3
急傾斜地崩壊危険区域		

国立病院	場外離着陸場	39, 215, 216
孤立防止用衛星電話	す	
コンビニエンスストア	水曜救済会	199, 279
さ	水防管理者	88, 91, 142, 152, 154
災害拠点病院	せ	
災害時優先電話	石油コンビナート等特別防災区域	121, 273
災害時要援護者	全国牛乳協会	179
88, 90, 101, 105, 106, 108, 109, 111, 133, 157, 170, 171, 202, 223, 228, 229, 232, 238	全国知事会	77, 78, 187
災害対策配備要領	仙台放送	10, 61, 66, 72, 144, 167
災害対策連絡調整班	そ	
151, 198	総合防災訓練	105, 107, 129
災害ボランティアセンター	総合防災情報システム(MIDORI)	60, 61, 62, 63, 71, 160
98, 99, 225, 226	た	
災害用伝言ダイヤル「171」	大規模災害応急対策マニュアル	146
108, 166, 250	大規模災害時緊急情報連絡システム	61, 171
砂防指定地	タクシー防災レポーター	66, 68, 160
33	ち	
砂防ボランティア	地域衛星通信ネットワーク	57, 60, 160, 164
98	中央防災無線	60, 160, 165
し		
自主防災組織		
5, 6, 75, 88, 108~113, 149, 156, 157, 160, 171, 172, 198, 200, 241, 252, 265, 266, 267		
地すべり危険箇所		
8, 30, 32		
地すべり等防止法		
32, 154		
指定地方行政機関		
1, 3, 6, 46, 253, 263, 302, 303		
指定地方公共機関		
1, 2, 3, 10, 46, 302, 303		
社会福祉協議会		
98, 99, 225, 306		
住家滅失世帯		
173		

索引

つ	ふ
通訳ボランティア.....98, 103, 230	ブレハブ建築協会.....91, 223
と	へ
東京航空局.....7, 190, 215, 216	ヘリコプター運用調整会議.....151, 215
東北高圧ガス連合会.....204	ヘリコプターテレビ.....61, 159, 160
東北放送.....10, 61, 65, 68, 72, 144, 167	
特設公衆電話.....250	ほ
特定行政庁.....49	防災エキスパート.....98
都市再開発法.....48	防災ヘリコプター.....39, 74, 75, 77, 78, 83, 151, 159, 160, 162, 198, 215, 216, 282
土地区画整理法.....48, 302	防災マップ.....30, 90, 103, 215
トリアージ.....204	ホームページ.....62, 171, 172, 183
な	ボランティア.....5, 6, 63, 64, 68, 90, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 105, 107, 108, 181, 182, 225, 226, 229, 230, 231
内閣総理大臣.....60, 161, 253	
に	み
日本ガス協会.....55, 248	宮城県医師会.....11, 83, 199, 202, 204
日本水道協会.....93, 180, 242	宮城県医薬品卸組合.....84, 204, 205
日本赤十字社宮城県支部.....9, 81, 85, 99, 179, 181, 182, 199, 202, 203, 204, 225, 227, 313	宮城県エルビーガス協会.....11, 54, 246, 248
日本放送協会(NHK).....9, 61, 64, 68, 72, 144, 166	宮城県火薬類保安協会.....122
日本郵政公社.....10, 166, 182, 204, 309	宮城県高圧ガス保安協会.....122, 274
ひ	宮城県航空防災マップ.....215
東日本放送.....11, 61, 67, 72, 144, 168	宮城県トラック協会.....11, 87, 182, 207, 208, 209
非常災害対策本部.....60, 168	宮城県防災会議.....1, 2, 5, 168
	宮城県薬剤師会.....205

索引

みやぎ災害救援ボランティアセンター.....98, 99, 225	ゆ 郵便為替.....309
宮城テレビ放送.....11, 61, 66, 72, 144, 168	
	れ
	連絡員.....147
め	
メンタルヘルスケア.....97, 226, 232, 233	

アルファベット	
I	M
iモード.....108, 166	MCA.....57, 165
J	
JFN(全国 FM 放送協議会).....168	

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、宮城県・市町村・指定地方行政機関・指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「防災関係機関」という。)が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、風水害等の防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県土並びに県民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づく「宮城県地域防災計画」の「風水害等災害対策編」として、宮城県防災会議が策定する計画であり、宮城県の地域における風水害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき風水害等防災対策の基本的事項を定めるものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図るものとする。

県では、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、風水害等の防災対策を推進する。

さらに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、風水害等の防災対策の確立に万全を期するものとする。

第4 計画の構成

- 1 本計画は、本編と資料編で構成する。
- 2 本編の構成は次のとおりとする。

第1章 総則	第3章 災害応急対策
第2章 災害予防対策	第4章 災害復旧・復興対策

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県・市町村及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、風水害等の災害防止のため相互に協力するものとする。

第2 組織

1 防災会議^{※1}

宮城県防災会議は、知事を会長として、災害対策基本法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本県における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整並びに市町村防災会議に指示又は勧告を行うことを所掌事務とする。

2 災害対策本部等

県内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、防災関係機関において定めておくものとする。

第3 各機関の役割

1 宮城県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一義的責任を有する基礎的の地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地

^{※1} 宮城県防災会議条例(資料1-2-1)、宮城県防災会議規程(資料1-2-2)、宮城県防災会議事務処理要領(資料1-2-3)、宮城県防災会議委員・幹事名簿(資料1-2-4)

方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関*

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるように協力する。

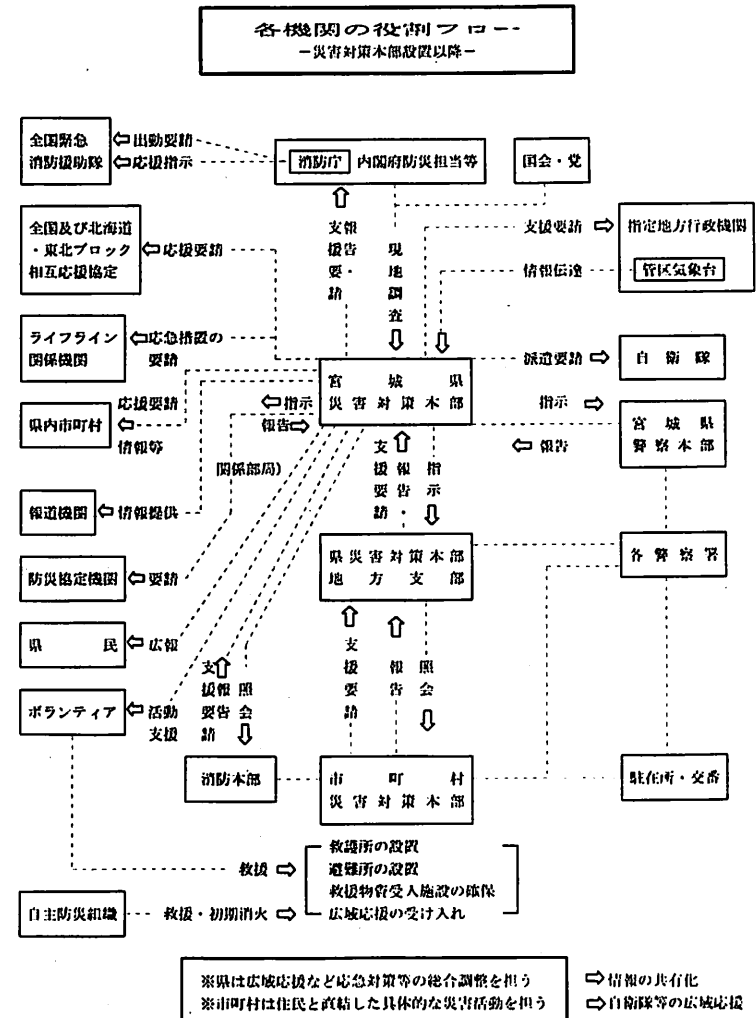
5 公共的団体及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

なお、県民一人ひとりには「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、風水害等に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平時から地域、家庭、職場等で風水害等の災害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。

地域内の住民は、それぞれの立場において防災に寄与するように努める。

*1 防災担当機関及び連絡窓口一覽(資料1-2-5)、関係機関省庁防災担当課及び連絡窓口一覽(資料1-2-6)



第4 防災関係機関の業務大綱

【県・市町村】

1 宮城県

- (1) 宮城県防災会議(以下「県防災会議」という。)の事務
- (2) 宮城県災害対策本部(以下「県災害対策本部」という。)の事務
- (3) 防災に関する施設・設備の整備
- (4) 通信体制の整備・強化
- (5) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施
- (6) 情報の収集・伝達及び広報
- (7) 自衛隊への災害派遣要請
- (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進
- (9) 公共施設等の防災措置
- (10) 交通及び緊急輸送の確保
- (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救援・救援
- (12) 火災類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策
- (13) 保健衛生、文教対策
- (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整
- (16) 被災宅地危険度判定事務に関する支援
- (17) その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 市町村

- (1) 市町村防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導
- (3) 防災に関する施設・設備の整備
- (4) 防災訓練並びに防災上必要な教育及び広報の実施
- (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告
- (6) 避難の指示、助告及び避難所の開設
- (7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施
- (8) 被災者に対する救助及び救援並びに復興援助
- (9) 水、食料その他物資の備蓄確保
- (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施
- (11) 危険物施設等の保安対策及び災害発生時における被害の拡大防止のための応急対策

- (12) 公立小・中学校の応急教育対策
- (13) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (14) 被災宅地危険度判定業務に関する事務
- (15) その他災害発生を防ぎよまたは拡大防止のための措置

【指定地方行政機関】

3 東北管区警察局

- (1) 災害状況の把握と報告連絡
- (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整
- (3) 関係職員の派遣
- (4) 関係機関との連絡調整

4 東北財務局

- (1) 金融機関等に対する緊急措置の要請
- (2) 地方公共団体の災害復旧事業に関する財政融資資金地方資金の貸付
- (3) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の下立会
- (4) 地方公共団体が応急の用に供する普通財産の無償貸付

5 東北厚生局

- (1) 災害状況の情報収集、通報
- (2) 関係職員の派遣
- (3) 関係機関との連絡調整

6 東北農政局

- (1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導
- (2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導
- (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導
- (4) 土地改良資金・農業経営維持安定資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導
- (5) 土地改良機械(応急ポンプ等)の貸付及び指導
- (6) 災害時における主要食糧等の需給対策

7 東北森林管理局

- (1) 森林・治山による災害防止
- (2) 保安林・保安施設・地すべり防止施設等の整備及びその防災管理
- (3) 山火事防止対策
- (4) 災害復旧用材(国有林材)の供給

1-2 各機関の役割と業務大綱

- (5) 林道の適正な管理
- 8 東北経済産業局
 - (1) 災害時における応急復旧資機材・生活必需物資の需給対策
 - (2) 災害時の物価安定対策
 - (3) 被災商工業者に対する支援
- 9 関東東北産業保安監督部東北支部
 - (1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策
 - (2) 鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導
- 10 東北運輸局
 - (1) 鉄道・専用鉄道等の安全確保並びに道路輸送対策
 - (2) 災害時における輸送用車両のあっせん確保及び海上応急輸送
- 11 東京航空局仙台空港事務所
 - (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置
 - (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用
- 12 第二管区海上保安本部
 - (1) 災害予防
 - イ 防災訓練に関する事項
 - ロ 海上防災講習会等啓蒙活動に関する事項
 - ハ 調査研究に関する事項
 - (2) 災害応急対策
 - イ 警報等の伝達に関する事項
 - ロ 情報の収集に関する事項
 - ハ 活動体制の確立に関する事項
 - ニ 海難救助等に関する事項
 - ホ 緊急輸送に関する事項
 - ヘ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項
 - ト 関係機関等の防災応急対策の実施に対する支援に関する事項
 - チ 流出油等の防除に関する事項
 - リ 海上交通安全の確保に関する事項
 - ヌ 警戒区域の設定に関する事項
 - ル 治安の維持に関する事項
 - ヲ 危険物の保安措置に関する事項
 - (3) 災害復旧・復興対策

1-2 各機関の役割と業務大綱

- イ 海洋環境の汚染防止に関する事項
- ロ 海上交通安全の確保に関する事項
- 13 仙台管区気象台
 - 気象・地象・水象の観測及び防災気象情報（気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報及び台風や大雨、あるいは火山噴火等の現象に関する情報をいう。以下同じ。）の発表と伝達
 - (1) 観測施設の整備・維持及び観測資料等の収集・整理
 - (2) 情報処理・通信システムの整備・充実
 - (3) 防災気象情報の発表及び伝達体制の構築
- 14 東北総合通信局
 - (1) 放送・通信設備の耐災性確保の指導に関する事
 - (2) 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること
 - (3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること
 - (4) 非常通信に関する事
- 15 宮城労働局
 - (1) 工場・事業所における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導
 - (2) 労働者の被害状況の調査及び復旧作業による二次災害防止のための監督指導
 - (3) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所等における工事着手前の事前審査（労働安全衛生法第88条）の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導
 - (4) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏洩の事故の確認
 - (5) 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い
 - (6) 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過労防止の指導
- 16 東北地方整備局
 - (1) 国土交通省所管公共施設等に関する災害情報の収集及び災害対策の指導・協力
 - (2) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理
 - (3) 一般国道指定区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理
 - (4) 北上川下流、鳴瀬川、阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防警報の発表、伝達
 - (5) 直轄河川及び一般国道指定区間の災害応急復旧工事の実施
 - (6) 一般国道指定区間の交通確保
 - (7) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施

1-2 各機関の役割と業務大綱

- (8) 港湾施設、空港施設等の整備
- (9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策
- (10) 大規模災害対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立

【自衛隊】

17 自衛隊(陸上自衛隊第2施設団・第22普通科連隊)

- (1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動
- (2) 災害時における応急復旧活動
- (3) 災害時における救急医療活動

【指定公共機関】

18 東日本電信電話株式会社宮城支店

- (1) 災害に強く信頼性の高い通信設備の構築
- (2) 電気通信システムの信頼性向上
- (3) 災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保
- (4) 災害を受けた通信設備の早期復旧
- (5) 災害復旧及び被災地における情報流通について、県、市町村及び防災関係機関との連携
- (6) 災害非常通信の調査及び気象警報等の伝達(NTT番号情報株式会社)

19 日本銀行仙台支店

災害時における通貨及び金融対策

20 日本赤十字社宮城県支部

- (1) 医療救護
- (2) 救援物資の備蓄及び配分
- (3) 災害時の血液製剤の供給
- (4) 義援金の受付
- (5) その他災害救護に必要な業務

21 日本放送協会仙台放送局

災害情報等の放送

22 日本道路公団東北支社

- (1) 高速道路等の維持管理
- (2) 高速道路等の交通確保
- (3) 災害時における情報収集及び伝達
- (4) 災害復旧工事の実施

23 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

1-2 各機関の役割と業務大綱

- (1) 鉄道施設の整備保全
- (2) 災害復旧工事の実施
- (3) 全列車の運転中止手配措置
- (4) 人命救助
- (5) 被災箇所の調査、把握
- (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保
- (7) 旅客の給食確保
- (8) 通信網の確保
- (9) 鉄道施設の復旧保全
- (10) 救援物資及び輸送の確保
- (11) 列車運行の広報活動

24 日本通運株式会社仙台支店

- (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保
- (2) 災害時の応急輸送対策

25 東北電力株式会社宮城支店

- (1) 電力供給施設の防災対策
- (2) 災害時における電力供給の確保

26 日本郵政公社東北支社

- (1) 災害時における公社の業務運営の確保
- (2) 災害時における公社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

27 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所

- (1) 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援
- (2) 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣及び輸送手段の確保の支援
- (3) 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集、通報
- (4) 独立行政法人国立病院機構施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の支援

【指定地方公共機関】

28 東北放送株式会社

災害情報等の広報

29 株式会社仙台放送

災害情報等の広報

- 30 株式会社宮城テレビ放送
災害情報等の広報
- 31 株式会社東日本放送
災害情報等の広報
- 32 株式会社エフエム仙台
災害情報等の広報
- 33 社団法人宮城県医師会
災害時における医療救護活動
- 34 社団法人宮城県トラック協会
災害時における緊急物資のトラック輸送確保
- 35 社団法人宮城県エルピーガス協会
液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
- 36 宮城交通株式会社
 - (1) 災害時における緊急避難輸送
 - (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
 - (3) 災害非常時における無線通信による情報の伝達
- 37 石巻瓦斯株式会社
 - (1) ガス供給施設の防災対策
 - (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
- 38 塩釜瓦斯株式会社
 - (1) ガス供給施設の防災対策
 - (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
- 39 古川ガス株式会社
 - (1) ガス供給施設の防災対策
 - (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供

【宮城県警察本部】

- 40 宮城県警察本部
 - (1) 災害情報の収集伝達
 - (2) 被災者の救出及び負傷者の救護
 - (3) 行方不明者の捜索
 - (4) 死者の検視・見分
 - (5) 交通規制及び交通秩序の確保
 - (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持
 - (7) 避難誘導及び避難場所の警戒

- (8) 危険箇所の警戒
- (9) 災害警備に関する広報活動

【宮城県教育委員会】

- 41 宮城県教育委員会
 - (1) 公立学校施設等の災害対策
 - (2) 公立学校児童生徒の安全対策
 - (3) 公立学校教育活動の応急対策
 - (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

第3節 県の概況

第1位 位置

本県は、東北地方の東南部に位置し、東は太平洋に面し、西は秋田県・山形県の2県に南は福島県、北は岩手県にそれぞれ隣接している。

その面積は約7,285k㎡で、各県境などにおける緯度、経度は次表の通りとなっている。

方位	地名	経度	緯度
東端	本吉郡唐桑町崎浜地内	東経 141° 40・49・	北緯 38° 51・39・
西端	刈田郡七ヶ宿町 山形県東置賜郡高島町 境	東経 140° 16・41・	北緯 37° 58・45・
南端	伊具郡丸森町笹浦 福島県相馬市 境	東経 140° 47・46・	北緯 37° 46・13・
北端	気仙沼市細尾白石地内 岩手県陸前高田市 境	東経 141° 30・45・	北緯 39° 00・00・
(県庁)	仙台市青葉区本町3-8-1	東経 140° 52・30・	北緯 38° 15・54・

第2位 地勢

1 地形、地質

本県は、北上山地地帯、阿武隈山地地帯、奥羽脊梁山脈地帯及びそれらに取り囲まれる中央低地帯などによって構成されている。

北上山地と阿武隈山地は、共に古生層及び中生層よりなる古い山地である。

奥羽脊梁山脈地帯は、宮城県と山形県との県境をなしており、新第三紀以降の火山活動及びその後の隆起により山脈化した地帯である。

中央低地帯は仙北丘陵地帯、仙北低地帯、仙南低地帯よりなる。この低地帯は、北上・阿武隈両山地と奥羽脊梁山脈との中間に位置し、南北に連なっている。

以上の区分は、地質の特徴と密接に関係していると考えられるので、本県の地質について以下の4地域ごとに説明する。

(1) 北上山地地帯

北上山地地帯は、岩手県東部全域を占める隆起帯であるが、その南延長が本県の北部東部に達し、緩やかな地形が南に向かうに従って、次第にその幅と高さを減しながら牡鹿半島を経て金華山まで延長する。

地質は主として古生層、中生層により構成され、それらの大部分は堆積岩よりなる。第三系の分布は西縁部の一部のみであり、第四紀の火山岩はまったくみられない。新第三紀後半から第四紀にかけての造山運動時にもその変動の影響は軽

微であり、陸地として存在した安定地塊である。

(2) 阿武隈山地地帯

阿武隈山地地帯は、福島県東部に広く分布する紡錘形の隆起帯であるが、その北部は本県の南部に延び、仙台市の西部から南部にかけて広がる丘陵地帯下に没している。

隆起帯は、本県に入ると2つの山列に分かれる。西側の列は花崗岩で、その延長部は蔵王・面白山・鳴子などの新第三系の基盤となって分布する。

東側の隆起帯は畑川破砕帯及び双葉破砕帯に挟まれた地塁状を構成しているが、本県側ではその幅も狭くなって著しく破砕された砂岩・粘板岩及び花崗岩よりなる。

(3) 奥羽脊梁山脈地帯

奥羽脊梁山脈地帯は、宮城・山形県境部を構成する標高1,000m前後の山岳地帯で、栗駒山、船形山、蔵王などの第四紀の火山が連なっている。

この地帯は、中生代白亜紀の花崗岩類を基盤とし、新第三紀変質安山岩、流紋岩溶岩、緑色凝灰岩類(グリーンタフ)及び第四紀の火山岩類が分布する。

新第三系の溶岩及び凝灰岩は、熱水変質を受けたほとんどが緑色に変化している。

(4) 中央低地地帯

中央低地帯は、北上・阿武隈両山地と奥羽脊梁山脈との中間に位置し、南北に連なっている。

中央低地帯は仙北丘陵地帯、仙北低地帯及び仙南低地帯によって構成されている。

イ 仙北丘陵地帯は、北上山地と奥羽山脈の間に存在し、環状又は弧状を呈する丘陵及び低地帯が交互に配列する渦状の特有な地形を形成している。

丘陵部には、中新統(堆積岩、火山岩)及び鮮新統が背斜構造を示して分布している。

ロ 仙北低地帯は、仙北平野とも呼ばれ、北上川及びその支流の譜河川によって形成された自然堤防及び後背湿地堆物よりなり、湖沼及び湿地帯がみられる。

ハ 仙南低地帯は、黒川・泉・松島・台の原丘陵の南方に広がる地域で、南北に平行な3帯に分けられる。

中央低地帯の基盤は新第三系で構成されている。仙台市東方から北部阿武隈山地の東側に続く海岸平野には、沖積地堆積物が広く分布し、その基盤岩は、おおむね鮮新統下部の竜の口層である。

白石・川崎・秋保などに南北に連なる盆地性の沖積地には、沖積地堆積物が分布し、その基盤岩は中新統の堆積岩及び火山岩よりなる。

阿武隈山地と高館山一体の丘陵に挟まれた角田・槻木・大河原などの盆地には、第四系更新統の段丘堆積物が分布し、その基盤岩は中新統の堆積岩、火山岩及び白亜紀の花崗岩である。

2 河川及び湖沼

本県は、西部に奥羽山脈が縦走し、北東部には岩手県からの北上山地が、南東部には福島県からの阿武隈山地が本県へ続いている。これら山地を水源として、北上川、阿武隈川の二大河川のほか、迫川・江合川・鳴瀬川・七北田川・名取川・白石川などの河川が多く支流を集めて東部に流れ、仙台湾に注いでいる。

本県の河川の特徴として、北上川・阿武隈川の両河川は、その上流がいずれも隣接県の広大な山地を流域として発しているため、雨期における増水は激しく、また、その他河川のほとんどは、急峻な山地から短時間で低平地へ流れ込む形態であるため、雨期には増水・氾濫の危険を伴う特性を有している。

湖沼については、県北部の低地帯に点在していたが、その多くは干拓され、現在は、伊豆沼・内沼・蕪栗沼などが残っている。

3 海岸

本県の海岸線は、総延長約 842 km に達している。南北に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して、海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部に連なる三陸南海岸であり、南部は、仙台湾を形成する仙台湾沿岸である。

牡鹿半島の先端黒崎以北の三陸海岸は、北上の褶曲山地が海に迫り、極めて複雑な屈曲を示し、いわゆる“リアス海岸”を形成している。

4 気象

宮城県は、西に奥羽山脈がそびえ、東は北上高地の南端となる牡鹿半島が突出し、その間には仙台平野が広がる。また、東に広がる三陸沖では、日本の南の太平洋を北上する暖かい黒潮と千島列島に沿って南下する冷たい親潮が接触する。

このため、冬は山沿いで雪となるが、平野では晴れの日が続く。春は、突風とともに寒暖の変動を繰り返しながら気温が上昇し、桜前線も北上する。梅雨時は天気ぐずつき、ヤマセによる低温や梅雨末期に大雨となることもあるが、梅雨明け後は蒸し暑い夏となる。そして秋には空が高く感じられる秋晴れと、秋雨や台風の襲来があり大雨となることもある。

このように、宮城県では四季の変化が明瞭に現れる。

春(3~5月)は、移動性高気圧と低気圧が交互に通過し、気温は寒暖の変動を伴いながら上昇する。移動性高気圧に覆われ、晴れて風の弱い夜は放射冷却現象により気温が下がり霜の降りることがある。また、低気圧の通過後など、奥羽山脈を越える強い西風が吹くとフェーン現象により空気が乾燥し林野火災・山火事が発生しやすくなる。

なお、5月から6月はひょう害が発生しやすい時期である。

夏(6~8月)のうち6月中旬から7月下旬の約1か月半は梅雨期(東北部の平年の梅雨入りは6月10日頃、平年の梅雨明けは7月23日頃)となる。オホーツク海高気圧が停滞するとヤマセと呼ばれる湿った冷たい東よりの風が持続し、曇りや雨のぐずついた天気が続く。7月下旬から8月上旬の低温と日照不足は稲の生育に大きく影響する。梅雨明けると太平洋高気圧に覆われて晴天が続き、気温が高くなる。なお、梅雨末期から秋雨の時期にかけては、集中豪雨などの激しい雨に年間でも最も警戒が必要な時期である。

秋(9~11月)の前半は、秋雨前線が日本付近に停滞し、ぐずついた天気が続くことがある。台風は日本付近を通過するようになり、台風の北上に伴って活発化する秋雨前線と台風の影響で大雨になることがある。後半は、移動性高気圧に覆われ、秋晴れのさわやかな天気の日が多くなる。

冬(12~2月)は、大陸に高気圧が、アリューシャンに低気圧がある西高東低と呼ばれる冬型の気圧配置が現れる。北西風が卓越し、日本海から入ってくる雪雲は奥羽山脈沿いで雪を降らせる。平野は晴れて乾燥した日が続くが、南岸低気圧などの通過に伴い大雪になることがある。

なお、仙台(仙台管区気象台)における年平均気温(平年値)は、12.1℃(東京 15.9℃)、年降水量(平年値)は 1,241.8 mm となっている。

5 人口の推移

平成 12 年 10 月 1 日の国勢調査による本県の人口は、236 万 5,320 人(男 1,158,622 人・女 1,206,698 人)で、全国 15 位であり、平成 7 年の国勢調査人口に対し 7.26%、5 万 6,422 人の増加となっている。

人口密度は、1 km²当たり、324.7 人で全国平均 340.4 人を下回っている。

地域別の状況は、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理郡、宮城郡、黒川郡の 5 市 8 町 1 村で構成される仙台圏が 143 万 7,181 人と人口の 60.76% を占め、石巻圏 22 万 9,772 人(9.71%)、大崎圏 22 万 2,513 人(9.41%)、仙南圏 19 万 4,884 人(8.24%)、気仙沼・本吉圏 10 万 6,634 人(4.51%)、栗原圏 8 万 4,947 人(3.59%)、登米圏 8 万 9,389 人(3.78%)である。

6 土地利用

現況については、奥羽山脈など山岳部や山麓部には、生産性の高い森林や自然性の豊かな森林が広がり、林業の場、レクリエーションの場として利用されている。

仙北の丘陵地や仙南の丘陵地を含む広大な仙台平野は、各河川によって涵養され、これらの主要河川の流域を中心に集落が開け、全国有数の穀倉地帯を形成している。

仙台湾臨海部は、仙台塩釜港、石巻港の建築を契機として、工業開発が進み、県土の中でも人口の集積や商工業、教育文化機能の集積が著しく、都市的土地利用が最も進んでいる。

利用形態別の推移をみると、昭和47年から平成14年までの30年間においては、農用地が265k㎡、森林が168k㎡減少した一方で、宅地が178k㎡、道路が116k㎡の増加となっており、総体的に、農林業的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる。

7 交通

(1) 道路*

本県の道路網は、東北縦貫自動車道及び常磐、三陸縦貫自動車道を主軸とし、東北地方各県及び関東地方を連絡する国道4号、6号、45号などの一般国道(1,109.2km)、さらに、県内主要都市相互を連絡する主要地方道(1,168.9km)、一般県道(1,114.1km)及び地域住民の日常生活に密着した市町村道(20,534.4km)で構成されており、総延長は平成16年3月末現在で23,926.6kmとなっている。

(2) 鉄道

県内の鉄道網は、JR線については東北新幹線、東北本線、常磐線の3路線が南北に走り、仙石線等6路線が、仙台市、古川市を中心に東西に走っている。営業キロは平成16年3月末現在で新幹線124.8km、在来線406.3kmに及んでいる。

また、その他の私鉄については、県北部に、くりはら田園鉄道線(25.7km)、県南部に、阿武隈急行線(県内営業キロ25.5km)、市営鉄道については、仙台市内に地下鉄南北線(14.8km)が走っている。

(3) 空港

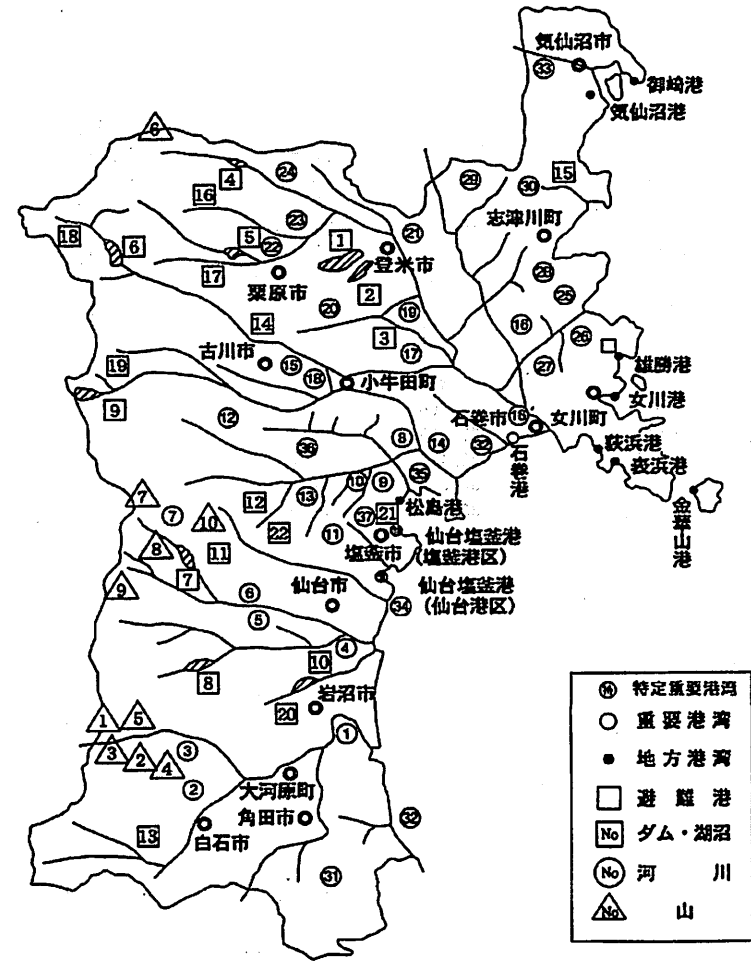
仙台空港は、東北地方における基幹空港として重要な役割を果たしている。現在、本空港は、国内主要都市を結ぶ11路線と国際定期路線としてソウル、グアム、大連・北京、上海・北京、長春、台北の6路線が就航しており、平成15年における輸送実績は、旅客数が319万2千人、貨物量が18,696トンに達している。また、航空需要の増加に対応するため、拡張工事が進められていた3,000m滑走路は、平成10年3月に供用を開始した。

(4) 港湾

本県の港湾は、特定重要港湾として仙台塩釜港(仙台区、塩釜港区)及び重要港湾として石巻港、地方港湾として気仙沼港、女川港、松島港など8港がある。港湾における取扱貨物量は平成15年で4,427万トン、うち外国貿易貨物取扱量は1,270万トンである。

*1 道路現況調査Ⅰ(資料2-4-1)、道路現況調査Ⅱ(資料2-4-2)

宮城県地勢図



1-3 県の概況

主な山

▲	熊野岳	1,840 m	▲	栗駒山	1,827 m
▲	屏風岳	1,825	▲	船形山	1,500
▲	刈田岳	1,758	▲	後白髪山	1,284
▲	不忘岳	1,705	▲	面白山	1,264
▲	五色岳	1,674	▲	北泉ヶ岳	1,253

主な河川

①	阿武隈川 (県内)	53,600 m	⑲	旧迫川	26,100 m
②	白石川	69,689	⑳	小山田川	31,572
③	松川	20,745	㉑	夏川	21,598
④	名取川	42,543	㉒	迫川	87,434
⑤	芥川	6,200	㉓	二迫川	47,400
⑥	広瀬川	40,035	㉔	三迫川	38,072
⑦	大倉川	19,636	㉕	大沢川	6,840
⑧	吉田川	44,199	㉖	富士川	8,760
⑨	味明川	2,399	㉗	迫波川	8,944
⑩	滑川	5,481	㉘	南沢川	5,445
⑪	西川	9,526	㉙	二股川	15,722
⑫	替川	13,854	㉚	伊里前川	7,800
⑬	竹林川	13,500	㉛	坂元川	6,563
⑭	鳴瀬川	77,589	㉜	定川	17,781
⑮	多田川	25,417	㉝	大川	11,890
⑯	北上川 (県内)	54,000	㉞	七北田川	40,899
⑰	旧北上川	35,000	㉟	高城川	7,656
⑱	江合川	79,961	㊱	鶴田川	13,681
㉀	新江合川	5,200	㊲	砂押川	14,491

主な沼及びダム

①	伊豆沼	4.5 km ²	⑫	南川ダム	0.9 km ²
②	長沼	4.0	⑬	七ヶ宿ダム	4.1
③	蕨栗沼	1.2	⑭	化女沼ダム	0.7
④	栗駒ダム	0.8	⑮	弘川ダム	0.09
⑤	花山ダム	2.4	⑯	荒砥沢ダム	0.8
⑥	鳴子ダム	2.1	⑰	小田ダム	0.9
⑦	大倉ダム	1.7	⑱	上大沢ダム	0.08
⑧	釜房ダム	3.9	⑲	筒砂子ダム	1.0
⑨	漆沢ダム	0.8	㉑	川内沢ダム	0.2
⑩	樽水ダム	0.4	㉒	壺の関ダム	0.2
⑪	七北田ダム	0.5	㉓	宮床ダム	0.4

第2章 災害予防対策

第1節 風水害等に強い県土づくり(県、市町村、防災関係機関)

第1 水害予防対策

1 目的

水害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定めるものとする。

2 現況

(1) 河川

本県は、北上川、阿武隈川、鳴瀬川、名取川の4水系を中心として、381の大小河川を有し、その総延長は約2,566kmで、河川密度は全国平均を大幅に上回っている。

河川の特徴として、北上川、阿武隈川両河川は、隣接県境の山地谷峡谷を経て本県の低地帯に流入するため、増水が激しく、また、他の河川は、ほとんどが西部奥羽山脈から直ちに低地帯に流入する、いわゆる中流のない河川で、雨期には増水、溢水の危険を伴う特性を有している。

出水の原因は、融雪によるものは極めてまれで、小洪水程度にとどまり、ほとんどは大雨によるものである。

豪雨は台風、前線の停滞、低気圧によって起こることが多い。

(2) ため池

本県には、大小合わせて、約6,000箇所のため池があり、重要な農業用水源となっている。

しかし、古い時代に築造されたものが多く、築造後自然条件の変化によって堤体、余水吐、取水施設等が脆弱体化しているのが現状である。

いったん、豪雨等により溢流・破堤した場合、被害は、人命にまで及ぶ恐れがあり、事前に対策を講じる必要がある。

(3) 農業用河川工作物

本県では農業用水の約90%を河川に依存しており、大小河川には頭首工をはじめ橋門、水門など農業用水施設が設置されている。

これらの河川工作物の中には河川法制定以前の古くから設けられているものが数多くあり、洪水時には決壊等の河川災害を招くおそれがあることから、事前に対策を講じ、整備補強する必要がある。

3 県土保全事業施行

国及び地方公共団体は、治山、治水、海岸保全施設、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による災害予防対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

(1) 河川総合開発事業等

治水対策は、水資源の効率的利用とその有機的連携を保ちながら、水源から河口まで水系を一貫して実施しなければならない。

そのため、河川総合開発事業の一環としての多目的ダム及び治水ダムを建設する。

(2) 河川改修事業

洪水、高潮等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するため河川改修事業を実施する。

なお、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道内水域等それぞれの水害規模影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策に努めるものとする。

また、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努めるものとする。

イ 一級河川の事業実施基本方針

○北上川

下流部(県内)については、堤防の新設、改築、嵩上げ及び低水路の堀削を行って河積の増大を図り、水衝部には、護岸等を施工し洪水の安全な流下を図る。

○旧北上川

旧北上川については、堤防の新設、改築、嵩上げ及び水衝部の護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。

○迫川

迫川上流部においては、既設の花山ダム、栗駒ダムのほかに、新たに二迫川に荒砥沢ダムが完成、長崎川に小田ダム等を築造し、下流においては、既設の南谷地遊水地及び長沼ダムの建設並びに河道の改修により洪水の安全な流下を図る。

また、旧迫川においては、蕪栗沼遊水地及び河道の改修により洪水の安全な流下を図る。

○江合川

既設の鳴子ダムにより、計画高水流量1,600m³/secを900m³/secに調節するとともに、農業用水の補給及び発電を行う。

また、新江合川流頭工等により、荒雄における計画高水流量1,800m³/secのうち800m³/secを新江合川に分流させる。

河道については、浦谷町の堤防の改築を実施することにより堤防の強化を図り、洪水の安全な流下を図る。

○上大沢川

既設の上大沢ダムにより、計画高水流量 $70\text{m}^3/\text{sec}$ (田沢川分流工地点からの導水量 $36\text{m}^3/\text{sec}$ を含む。) を $20\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、水道用水の補給を行う。

○田尻川

既設の化女沼ダムにより、計画高水流量 $100\text{m}^3/\text{sec}$ を $10\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、農業用水の補給を行うとともに、下流の百々川、佐賀川の堤防の新設と改築を行い、護岸を施工する。

○鳴瀬川

既設の漆沢ダムにより、計画高水流量 $650\text{m}^3/\text{sec}$ を $180\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、水道用水、工業用水及び農業用水の補給を行うとともに上流加美町においては、新たに筒砂子ダムにより計画高水流量 $650\text{m}^3/\text{sec}$ を $80\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、農業用水の補給を行う。

さらに、三本木町から河口までの区間については、堤防の新設、改築を行い、水衝部等には、護岸を施工し、洪水の安全な流下を図る。

○吉田川

既設南川ダムにより、計画高水流量 $460\text{m}^3/\text{sec}$ を $130\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、水道用水及び農業用水の補給を行う。

また、現在宮床ダムにより、計画高水流量 $290\text{m}^3/\text{sec}$ を $80\text{m}^3/\text{sec}$ に調節し、水道用水の補給を行う。

○名取川

既設の釜房ダムにより、計画高水流量 $1,650\text{m}^3/\text{sec}$ を $850\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、上水道用水、工業用水の補給を行うとともに、発電用水の供給を行う。

富田より下流については、堤防の新設、改築及び掘削を行うとともに、水衝部等には、護岸、水制を施工する。

また、狭さく部の解消を図り、洪水の安全な流下を図る。

○広瀬川

既設の大倉ダムにより、計画高水流量 $1,200\text{m}^3/\text{sec}$ を $400\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、各種用水の補給並びに発電用水の供給を行い、その下流については、堤防の新設を行うとともに、護岸、水制等を施工する。

○増田川

既設の樽水ダムにより、計画高水流量 $170\text{m}^3/\text{sec}$ を $40\text{m}^3/\text{sec}$ に調節する。

○阿武隈川

下流部(県内)の丸森町から河口までの区間について、堤防の新設、改築及び

低水路の掘削を行い、河積の増大を図るとともに、水衝部等には、護岸等を施工し、洪水の安全な流下を図る。

白石川、埴子尾川、内川等については、堤防の新設及び改築を行い、水衝部等には、護岸を施工する。

更に、白石川上流の七ヶ宿ダムにより、計画高水流量 $1,750\text{m}^3/\text{sec}$ を $250\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、水道用水、工業用水及び農業用水の補給を行う。

ロ 二級河川の事業実施基本方針

○七北田川

既設の七北田ダムにより、計画高水流量 $430\text{m}^3/\text{sec}$ を $40\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、上水道用水の補給を行う。

七北田橋下流については、河道の掘削、水衝部の護岸を施行し、洪水の安全な流下を図る。

○砂押川

勿来川の惣の開ダムにより、計画高水流量 $60\text{m}^3/\text{sec}$ を $7\text{m}^3/\text{sec}$ に調節するとともに、合流部において砂押川及び勿来川の二つの遊水地により、洪水調整を行う。また、中流部の河道の改修により洪水の安全な流下を図る。

○大川

本町橋下流及び松川合流部付近の河道掘削と堤防高の不足している神山川合流部の築堤を行い、洪水の安全な流下を図る。

○坂元川

国道6号上流において、築堤、河道掘削を行い、下流部については、水衝部の護岸を施行し、洪水の安全な流下を図る。

その他河川においても、水害発生状況及び水資源の利用の現況並びに開発状況を考慮し、水系ごとに、河川の総合管理を確保できるように河川整備基本方針、河川整備計画を作成し、河川改修を実施する。

ハ 水害に強いまちづくりモデル事業

昭和61年8月、壊滅的な水害を受けた吉田川流域の鹿島台町、大郷町、松島町において、全国初の取組みとして、洪水はん濫の拡大の防止及び緊急時の救援等の迅速化を図ることを目的に、国道346号バイパス計画との共同事業により、二線堤を設置するとともに、緊急避難地を兼ねる総合的な水防拠点の整備を図り、水害に強いまちづくりを進める。

(3) ため池等整備事業

イ ため池整備事業

農業用水源確保及び国土保全の目的で、ため池堤体の補強及び余水吐、取水施設等を新築、改修する。

- ロ 農業用河川工作物応急対策事業
構造上改善措置を要する農業用河川工作物の整備、補強、撤去を行う。
- (4) 保安林改良事業
国土保全及び水源確保の目的から、災害等により林況が著しく悪化し、保安林機能が低下しているものについて、改植、補植、本数調整伐と合わせ、必要に応じて排水工等簡易施設を設置し、森林を復旧する。
- 4 河川の維持管理^{*1}
 - (1) 河川・海岸パトロールの実施
水防警報区間・重要水防箇所など水防上重要な河川管理施設、海岸保全施設及び占用工作物の点検等河川・海岸パトロールを定期的・重点的に実施し、河川及び海岸の管理に万全を期する。
 - (2) 河川管理施設の管理
ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、その他河川管理施設の災害を未然に防止し、軽減する施設の維持管理を徹底するため次の措置を講ずる。
 - イ 構造の安全
河川管理施設は、出水時の堤防等施設の監視体制や、水位、流量、地形、地質、河川の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、内水排除施設等の耐水機能の安全を確保するため、強化対策を講ずる。
 - ロ 操作規則の制定
次の操作を伴う河川管理施設の操作規則を定め、河川管理施設の維持管理と安全化の徹底を期する。
また、河川、下水道、農業排水等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減に努めるものとする。
 - (イ) 流水を調節する施設
 - (ロ) 流水を分流させる施設
 - (ハ) 治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止施設若しくは流水調節施設
 - (3) 河川の維持規制
河川の流水、流量、深淺等河川に影響を及ぼす次の行為を規制する等の措置を講じ、河川の維持管理の徹底を図る。
 - イ 流水の占用又は河川区域内の土地の占用
 - ロ 河川区域内の土石の採取又は掘削、上作物の構築等

^{*1} 宮城県河川流域情報システム(MIRAI)観測局構成図(資料2-3-5)、河川概要(資料2-3-6)、河川改修事業(資料2-3-7)、河川整備状況(資料2-3-8)、ダム一覧表(資料2-3-9)

- ハ 河川における竹木等の流送
- (4) 水質事故対策
東北地方整備局、県及び市町村は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 気象、水象等の観測^{*1}
災害時はもとより、常時河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるために、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。
また、観測機関相互の情報交換、連携に努めるものとする。
- 6 水防応急資機材の整備^{*2}
水防管理団体等が行う水防活動を円滑化するために必要な水防応急資機材を整備する。
- 7 水防計画の作成
知事及び指定水防管理団体(市町村又は水害予防組合)の管理者が、水防計画を作成するときは、次の事項について考慮するものとする。
 - (1) 水防活動組織の確立
 - (2) 河川管理施設の管理
 - (3) 重要水防箇所の指定
 - (4) 水防施設及び水防資機材の整備
 - (5) 気象、水象の観測及び通報等の活用
 - (6) その他水害を予防するための措置
- 8 浸水想定区域の指定
東北地方整備局、県及び市町村は国の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努めるものとする。
東北地方整備局及び県は、水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川において、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。
市町村は浸水想定区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

^{*1} 雨量観測所(資料2-1-2)

^{*2} 県有水防倉庫備蓄量一覧(資料2-1-1-2)

市町村は浸水想定区域内に地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設があるときには、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定めるものとする。

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について住民に周知させるように努めることとする。

9) 防災調整池の設置等

河川改修と併せた総合的な治水対策の一環として、県及び市町村が独自に定める防災調整池設置要綱の整備、さらには、防災無線システム整備を積極的に推進する。

項目	市町村名	制定	施行	概要
防災調整池設置要綱	宮城県	平成4年3月	平成4年4月1日	1ha以上750㎡/ha平地部
	塩竈市	平成5年	平成6年4月1日	0.1ha以上420㎡/ha
	古川市	平成9年10月1日	平成10年4月1日	0.7ha以上340㎡/ha
	多賀城市	平成9年10月22日	平成10年4月1日	0.8ha以上600㎡/ha
	名取市	平成9年9月22日	平成10年4月1日	0.8ha以上600㎡/ha
	仙台市	平成9年12月25日	平成10年4月1日	0.1ha以上5cm/hの視透式
防災無線システム	多賀城市	-	平成7年5月1日	
	鹿島台町	-	平成1年4月28日	
その他	岩沼市	-	平成10年4月30日	地元FM放送を利用

第2 高潮、波浪等災害予防対策^{※1}

1 目的

高潮、波浪等の災害を予防するために必要な事業の施行又は施設の整備、その他の対策に関する計画を定めるものとする。

2 現況

本県の海岸は、総延長約842kmに及んでいるが、海岸の浸食、浸水、台風期の高潮、波浪等により災害発生の危険に常にさらされており、現在までも相当の被害を受けている。

3 国土保全事業の施行

国、県及び市町村は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

(1) 海岸保全事業の施行

国、県及び市町村は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式をなど、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。

イ 農地海岸保全

本県の農地指定海岸の背後農地と、そこで展開される農業生産活動を守るため、海岸保全施設整備事業を施行する。

ロ 港湾海岸保全

港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を実施する。

ハ 河川、建設海岸保全

河川の河口地域及び建設海岸における海岸保全施設を整備するため、必要な海岸保全事業を施行する。

ニ 漁港海岸保全

海岸保全基本計画に基づき、漁港区域内の海岸保全施設を整備するため、海岸保全事業を施行する。

(2) 防潮林、飛砂防備林の造成

波浪、高潮、飛砂の被害を防止するため、防潮護岸工及び防潮林、飛砂防備林の造成事業を施行する。

^{※1} 県内の海岸の概要(資料2-3-1)、海岸事業計画一覧(資料2-3-2・2-3-3)、漁港海岸保全施設整備事業(資料2-3-4)、各港湾の概要(資料2-4-3)、港湾の公共埠頭整備状況(資料2-4-4)、県の指定漁港一覧(資料2-4-5)

4 海岸保全区域の指定

高潮、波浪等から海岸を防護するため、又は海岸保全施設を防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、土石の採取、掘削その他の行為を制限又は禁止する等の措置を講じ、海岸の維持管理の万全を期する。

5 応急資機材の整備等

高潮、波浪等の災害応急資機材の整備は、水防計画に定める。

第3 土砂災害予防対策

1 目的

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な災害に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

2 現況

県内の土石流・地すべり・がけ崩れ等の危険箇所・山地災害危険地区をみると、土石流危険渓流・急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土石流出危険地区・山腹崩壊危険地区は県内全般に広く分布しており、地すべり危険箇所・地区は奥羽山脈沿いの地盤特性によるものが多くみられる。

また、過去の土砂災害は危険箇所以外においても発生していることから、こうした地域に対策も必要である。

3 土砂災害防止対策の推進^{*1}

(1) 土砂災害危険箇所の調査把握

県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の把握・指定に努めるものとする。

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるものとする。

- イ 住宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ロ 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ハ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ニ 勧告による移転者への融資、資金の確保

(2) 土砂災害危険箇所の公表

土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、先ず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

そのためには、土砂災害危険箇所を国県等の関係機関・市町村及び住民に周知・広報・告知し、適切な警戒避難体制がとれるよう広報活動を充実する。

市町村は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説

*1 土砂災害・雪崩の危険箇所と砂防関係事業の実施状況(資料2-2-1)

明会の開催。さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努めるものとする。

イ 土砂災害防止月間及びびげけ崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間になっており、その中でも6月1日～7日は、がけ崩れ防災週間となっている。

県では特にこの期間に市町村及び住民に対し次のような広報活動を実施する。

- (イ) 市町村に対してポスター等の配布・土砂災害に関する説明会
- (ロ) 危険箇所のパトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布
- (ハ) 広報車による巡回広報活動
- (ニ) 土砂災害に関する小中学生の絵画・ポスター・作文の優秀作品の一般公開

ロ 土砂災害に関する絵画・ポスター・作文コンクール

土砂災害による負重な人命財産の被害の現状を考慮し、絵画・ポスター・作文を募集して、小・中学生に土砂災害及びその防止についての理解と関心を深めてもらえるよう実施する。

ハ 土砂災害対策推進連絡会

関係行政機関からなる推進連絡会をつくり、土砂災害対策に関する危険箇所の周知、土砂災害に対する防災対策、警戒避難体制の検討等を行う。

その構成委員については、下表のとおりである。

会長	宮城県土木部長
副会長	宮城県土木部次長(技術担当)
副会長	宮城県産業経済部次長(技術担当)
委員	東北地方整備局河川部河川調査官
委員	東北地方整備局道路部道路調査官
委員	東北森林管理局治山課長
委員	仙台管区気象台技術部予報課長
委員	日本道路公団東北支社技術部保全企画課長
委員	日本道路公団東北支社建設部工務課長
委員	東日本旅客鉄道株式会社仙台支社設備部工事課長
委員	宮城県警察本部警備部警備課長
委員	宮城県総務部危機対策課長
委員	宮城県産業経済部森林整備課長
委員	宮城県土木部道路課長
委員	宮城県土木部河川課長

委員	宮城県土木部防災砂防課長
委員	宮城県土木部建築宅地課長

(3) 土地利用の適正化

県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等のソフト対策を促進する。

4 地すべり等防止事業^{※1}

地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンタフ地帯に限られているが、本県の地すべり地域は、県下全域に分布しており、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南中央地域」、「鳴子から鬼首にかけける県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり危険箇所は166地区約6,618.5haに及んでいる。

大規模な災害により、ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に直接被害を与えるにとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。

このため、国及び県は、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施する。

また、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。

なお、県は、地すべり危険地区における警戒避難体制の整備について市町村を指導する。

5 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止施設の整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも多く、現在、危険箇所4,970箇所のうち、350箇所を指定しており、指定面積は437.594haに及んでいる。

^{※1} 地すべり防止事業(資料2-2-2)

なお、県は急傾斜地崩壊危険箇所における警戒避難体制の整備について、市町村を指導する。

6 砂防設備

県は、荒廃溪流を対象にダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止に努める。また、3,413箇所土石流危険溪流での着手率が7%と低いことから、砂防設備の整備とともに警戒、避難体制の早期確立を図るよう、市町村に対して指導する。

なお、本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、1,483箇所(約6,986ha)となっている。

7 治山施設^{*1}

山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県は、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林のもつ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。

8 宅地造成規制

県及び仙台市は、宅地造成工事について都市計画法に基づく技術基準を適用し、許可と完了検査を行って災害の防止を図る。仙台市は、その一部に適用されている宅地造成等規制法に基づく宅地造成等規制区域内における宅地造成工事について宅地災害の防止のためにパトロール等を行い、危険宅地の発見や宅地等の災害防止に努める。この際特に、崖崩れ等のおそれがある場合には、擁壁の改善、宅地保全について仙台市がその所有者に対し勧告するなどして、宅地の災害防止に万全を期すものとする。

規制区域

法律名	規制区域
都市計画法	県全域
宅地造成等規制法	仙台市の一部(13,162ha)

^{*1} 山地災害対策(資料2-2-3)、国有林巡視員(資料2-2-4)、森林保全巡視指導員(資料2-2-5)、県有林巡視員配置表(資料2-2-6)、復旧治山事業(資料2-2-7)、保安林改良事業(資料2-2-8)

第4 地盤沈下災害予防対策

1 目的

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取によって地下水位が低下し、粘土層が収縮することによって生じる現象であり、いったん沈下した地盤は元には戻らず、建築物の損壊や洪水時の浸水被害の増大等をもたらすため、主原因である地下水採取の規制、代替水源への転換指導を行うものとする。

2 現況

県では昭和40年代に仙台市東部に新しく立地された工場・事業所がその水源を地下水に求めて過剰な揚水を行ったために地盤沈下被害が発生し、大きな問題となった。

このため、県では昭和49年度から「宮城県地盤沈下防止対策要綱」を制定して、規制を行っていたが、平成8年度からは地盤沈下防止対策を「宮城県公害防止条例」に盛り込み、現在規制を行っている。

一方では、昭和50年度から「工業用水法」により地下水採取規制地域を指定し規制を行っている。

仙台平野地域では、法、条例による規制を開始した昭和50年度以降、仙台市若竹地区を中心とした仙台市東部の沈下はかなり沈静化してきているが、塩竈市内では、かつての埋立地及びその周辺において沈下が見られる。

その他の地域では、古川市、気仙沼市、石巻市において地盤沈下がみられている。

また、仙台平野地域の臨海部、気仙沼地域、石巻地域の地盤沈下によるゼロメートル地帯では地下水の塩水化等が生じている。

3 地盤沈下防止対策事業

(1) 水準測量調査

県においては、地盤沈下の確認がされている仙台平野地域(仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、利府町)、古川地域(古川市)、気仙沼地域(気仙沼市)、石巻地域(石巻市)において精密水準測量調査を実施し、地盤高の変動量を観測している。

(2) 観測井による地下水位及び地盤収縮量の観測

国、県、関係市町が仙台平野地域、古川地域、気仙沼地域、石巻地域、白石地域の5地域において、地下水位計(76台)、地盤沈下計(26台)を設置し監視測定している。

(3) 地下水等の採取規制

イ 工業用水法による採取規制

昭和50年7月に工業用水法による指定地域となったのは若竹地区を含む仙台市東部、多賀城市及び七ヶ浜町の一部の計90km²で、これらの地域では工業用の井戸の許可基準が定められ、揚水設備の設置には知事の許可を必要とする。

既設の井戸については、例外許可の1事業所を除き、工業用水道への転換が昭和52年までに終了した。

ロ 条例による地下水採取規制

要綱の指定地域は、昭和49年7月に仙台市東部の苦竹地区7.5 km²、その後、昭和58年9月に仙台市、塩竈市、多賀城市、利府町のそれぞれ一部37.2 km²を、また、平成4年4月には仙台市東南部荒井・沖野地区17.7 km²に拡大し、62.4 km²となった。

現在は、「宮城県公害防止条例」を施行し、規制を行っている。

規制内容は、地下水を採取しようとする者は新設・既設を問わず、建設工事による者を含めて届出が必要になる。

揚水設備は構造等基準が設けられ、吐出口の断面積19cm²以上の揚水設備を持つ地下水採取者には、採取量の報告を義務づけている。

さらに、地盤沈下の進行状況等に応じて、必要なときは地下水の採取量の削減又は水源の転換を勧告できるとしている。

4 地盤沈下地域における防災事業の促進等

海岸部や河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、高潮、津波、洪水等の災害に対して脆弱である。また、内水排除が困難となり、洪水被害がさらに拡大する。

特に、仙台平野地域、石巻地域、気仙沼地域等の海岸部に分布しているゼロメートル地帯はその危険性が高い。

県は、地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井による監視を継続して実施する。

また、地盤沈下の主要原因が地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野地域の一部においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行うとともに、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行うものとする。

さらに、軟弱地層が分布する地域において、建築物の敷地として使用する際、安全上支障を来さないようにするため、関係機関は適切な指導を行う。

5 地盤沈下に関する調査研究

地盤沈下機構の究明及び地盤沈下防止技術の開発のための調査研究を実施する。

第5 風雪害予防対策

1 目的

風害及び豪雪に伴う雪崩災害や道路交通障害等の雪害を未然に防ぐために、県、市町村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の整備、避難体制の整備等、総合的な雪害に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の被害の軽減を図る。

2 現況

本県において積雪が多いのは山沿い北部で、積雪観測点として最も積雪が多いのは栗駒(駒ノ湯)であり、その最深積雪の極値は252cm(1996年3月、統計期間1983年10月～1997年4月)を記録している。

一方、仙台(仙台管区気象台)における風の観測では、最大風速の極値は24.0m/s(1997年3月11日、統計期間1982年3月～2004年12月)、最大瞬間風速の極値は41.2m/s(1997年3月11日、統計期間1982年3月～2004年12月)で、年間最多風向の平年値は北北西(統計期間1982年～2000年)、日最大風速が10m/s以上の年間日数の平年値は62.2日(統計期間1982年～2000年)となっている。

3 除雪体制等の整備

道路管理者は、豪雪害時における道路交通の確保を図るために必要な除雪資機材の整備を図るとともに、これを所要地に配置し、除雪活動を円滑に実施する。

また、雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めになり、代替路線のない、交通量の多い箇所や人家連担部で急カーブの箇所に、スノーシェッド、消雪パイプ、防雪柵等を整備する。

さらに、降積雪、気温等の気象状況を収集し、伝達する機器等の整備及び道路利用者へ情報提供する情報板、通信システム等の整備を実施する。

市町村は、積雪時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮するものとする。

4 避難所体制の整備

山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、市町村は、集落単位に一時避難場所を確保する。

また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等の確保に努める。

5 スキー場利用者対策

スキー場での雪崩発生時においては、リフト、ゴンドラ、ロッジ等の損壊や、多数のスキー客の被害が考えられる。

このため、スキー場を有する市町村では、スキー場利用者の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、スキー場利用者も考慮した一時避難所の確保及び救出・救助対策を講じる。

第6 農林水産業災害予防対策

1 目的

大規模な災害により、農業、畜産業、養蚕業、林業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、市町村、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、的確な対応を行うものとする。

2 現況

本県の農業・畜産・林業については、地勢的環境と気象の条件から水害・風害・干害・冷害・凍霜害などによる被害を絶えず受けている。

また、林業については頻度は少ないものの、雪害の発生がみられ、一度発生すれば林業の特質上その被害は甚大なものとなる。

さらに、水産業についても、ノリ、カキ、ワカメ、種ガキ養殖及び定置網施設といった海上施設は最も被害を受けやすく、特に、最近では、外海部漁場の開発が進んだことにより、台風通過時には風浪による施設破損が甚大であり、また係留、航行中の漁船海難事故も多い現況にある。

本県の波浪は、江ノ島の沿岸波浪観測装置(仙台管区気象台)で24年間(1979～2003年)に2mを超える有義波高(1/3最大波の波高)の出現率は、年間13.0%となっている。

また沿岸の風は、江ノ島地域気象観測所(仙台管区気象台)で日最大風速が15m/s以上の日数の平均値は、年間で11.9日となっている。

3 防災措置等^{*1}

県及び市町村は、次のとおり農地、農業施設の災害予防対策を推進する。

(1) 農地、農業施設の災害の防止

洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を守るため、防災ダム、防災ため池等の整備を進めるほか、洪水防止などの農業の有する多面的機能を適切に発揮するため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽のため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等について、新たな土地改良長期計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害発生の未然防止を図る。

また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浅深又は高上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

(2) 集落の安全確保

集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点とな

*1 災害応急ポンプ・エンジン一覧表(資料2-1-3)

る農道、農業集落道及び農村公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。

イ 避難路や避難地等の確保

(イ) 避難路整備

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

(ロ) 災害拠点整備

災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の増外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備

(ハ) 避難地用地整備

被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備

ロ 消防用施設の確保

(イ) 営農飲雑用水施設整備

防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備

(ロ) 防火水槽整備

ハ 集落の防災設備整備

(イ) 集落防災設備整備

老朽のため池の改修、地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

(ロ) 公共施設補強整備

地震等の防災上補強が必要な既存の橋りょう等の公共施設の整備

ニ 災害情報の伝達施設の確保

情報基盤施設整備…住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要なCATVや防災無線の整備

ホ 農業気象対策の推進

(イ) 農業気象業務については、仙台管区気象台と密接な連携のもとに、農業気象観測の整備強化に努め、迅速な災害予報と適切な技術対策を確立し、災害の未然防止に資する。

また、農業気象予報及びその技術対策の周知徹底を図るため次のとおり資料を発行し、市町村及び農業団体等に配布し予防対策に資する。

- ・農業異常災害対策速報 …………… 随時
- ・農業気象1ヵ月予報 …………… 毎週1回
- ・農業気象3ヵ月予報 …………… 毎月1回
- ・暖候期予報に基づく技術対策 …… 毎年3回

(ロ) 適切な技術対策を確立するため、水稲では稲作地帯別に44圃場、大豆で

は15圃場に農作物生育調査圃を設置し(平成16年度)、農作物の育成に及ぼす気象感応を調査する。

ヘ 病害虫防除対策

(イ) 防除体制の整備

市町村ごとの又は広域的な防除組織(防除協議会等)の結成を促進し、広域一斉防除体制の強化に努める。

(ロ) 防除器具の整備

県は、市町村及び農業団体等の高性能防除器具の整備、充実の指導、又は支援に努めるとともに市町村及び農業団体等が常時防除器具を点検整備し、適切な防除が推進されるよう指導する。

ト 防災営農技術等の普及

災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努めるものとする。

(イ) 畜産業対策

- ① 畜舎等の建設・改築時には、災害に対応をするよう推進指導する。
- ② 牧草地の栽培管理技術の徹底した普及を図り、自然災害の未然防止に努める。
- ③ 飼料作物畑については適期播種・施肥・収穫を励行する。
- ④ 水害
 - a 水害常襲地帯には、多頭飼養形態の畜舎の建設を極力排除するよう指導する。
 - b 水害常襲地帯には、飼料作物のうち牧草類を優先作付させるよう指導する。
- ⑤ 干害
 - a 給水施設(井戸等)の整備管理を指導する。
 - b 干害に比較的強い品種の導入を指導する。
- ⑥ 凍霜害
 - a 牧草のてん圧を励行させる。
凍霜害に比較的強い牧草飼料作物の品種を栽培指導する
 - b 適期に栽培管理、収穫調整を実施する。
- ⑦ 冷害
 - a 地域の気象条件に合わせて牧草類の栽培利用を指導する。
 - b 栄養障害的疾患が多発する傾向にあるので健康管理を指導する。
- ⑧ 雪害
 - a 融除雪を促進するため溝築を指導する。

- b 牧草の秋期てん圧を指導する。
- c 家畜の運動を指導する。
- ⑨ 火災
 - 育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。
- (ロ) 養蚕業対策
 - ① 水害
 - a 水害常襲地域においては用途別桑園の設置を奨励する。
 - b 桑の仕立法・収穫法等の改善による防除体制を推進する。
 - ② 干害
 - a 夏秋蚕稚蚕桑園は、堆肥による土壌改良を普及奨励する。
 - b 干害桑と蚕作との関連性を啓蒙し、干害対策の円滑化を促進する。
 - ③ 凍霜害
 - a 稚蚕用桑園は、凍害に留意して設置するよう指導する。
 - b 防霜訓練の強化及び防霜体制の整備を促進するよう指導する。
 - c 重油燃焼爐、燃焼器、散水装置等防除器具の計画的整備を促進する。
 - ④ 冷害
 - a 間引収穫法の励行、土壌改良及び施肥法改善の徹底を期する。
 - b 用途別桑園の設置を推進する。
 - c 桑樹の生育下良と蚕作との関連性を啓蒙し、冷害対策の円滑化を促進する。
 - ⑤ 雪害
 - a 積雪地の桑の仕立方について、根刈仕立にできるようにその導入について指導する。
 - b クワ胴枯病に抵抗性のある桑品種の導入を指導する。
 - ⑥ 潮風、高潮、津波の害
 - a 稚蚕用桑園は、災害のおそれのない場所に設置するよう指導する。
 - b 災害常襲地の仕立方は、中、高列の高幹仕立に改善する。
- (イ) 園芸等施設対策

園芸等の施設については、雪害、風害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら、施設の維持、補強に努めるよう指導する。

特に、降雪時においては、速やかな雪おろし、融雪、除雪などの対策を講じるよう指導する。
- (リ) 水産業対策

自然災害に対し、次の事項に重点を置く。

- ① 合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法を技術的に指導し、気象・海象に対応した施設の維持を図る。
- ② 漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。さらに、漁家には次の点を指導する。
 - a 海上施設の強化と漁場造成を推進するよう指導する。
 - b 講習会などを開催し、船舶運航技術の向上を図る。
 - c 小型漁船に対する携帯ラジオ、無線電話の搭載を指導し、その普及を図る。
 - d 漁船損害補償法に基づく漁船保険の加入及び漁業災害補償法に基づく水産物、漁具共済加入を促進する。
 - e 海難漁船の救助活動の強化と遭難遺族の救済のため財団法人宮城県海難救済基金の加入契約を促進する。
 - f 漁業用海岸局の機能整備を促進し、気象予報事業などの強化を促進する。
- (ハ) 林業対策

森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた災害に強い健全な森林の育成を指導する。

第7 火山災害予防対策

1 目的

火山の爆発その他火山現象による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、地域住民及び観光客等の生命、身体及び財産を保護するため、各防災関係機関は連携を図り、災害予防対策の諸施策を行うものとする。

2 現況

(1) 県内の活火山

火山噴火予知連絡会は、平成15年1月に「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在噴気活動が認められる火山」を新たな活火山の定義とした。

また、過去100年或いは1万年の火山の活動指数に応じて、A(活動指数が特に高い)B(高い)C(低い)の3種類に分類した。

県内では下記3ヶ所が活火山として定義されている。

火山名	火山活動度	市 町 村 名
栗駒山	B	栗原市
蔵王山	B	蔵王町、川崎町、七ヶ宿町、白石市
鳴子	C	鳴子町、栗原市、岩出山町、加美町

(2) 火山の概要*

火山ごとの過去の活動状況は、次のとおりである。

イ 栗駒山

栗駒山は、宮城・岩手・秋田の三県にまたがり、別名須川岳・大日岳・駒ヶ岳・お駒山と呼ばれる安山岩の二重式火山である。

有史以降の活動は、数回あり、最近の活動は、1944年(昭和19年)11月に栗駒山の北西斜面で小噴火があり、泥土を噴出して磐井川に流れ込み多数の魚類が死んだ。また、栗駒山周辺では時々群発地震が発生している。

なお、仙台管区気象台の1999年(平成11年)の観測結果によると、昭和湖付近のゼツ沢上流の変質地帯ではV字型の谷底で噴気地熱地帯となっており、噴気は5m位上がっていて、前回1996年(平成8年)と比べ大きな変化は見られなかった。

ロ 蔵王山

蔵王山は、奥羽山脈の南部、宮城・山形両県に位置し、那須火山帯に属している。

狭義の蔵王火山と呼ばれているものは熊野岳、刈田岳、五色岳、地藏山、山宝荒神山、中丸山、冷水山などの中央蔵王の山々である。

*1 栗駒山・鳴子・蔵王山(資料2-1-4)

これらの山々はいずれも火山砕屑物によってできた成層火山である。

有史以後の活動記録は、40回以上もあり、それらの活動の中心は、現在の火口湖御釜のようである。

最近では、1894年～1897年に噴火活動が活発であり、それ以後1939年～1940年の小活動、1971年～1972年の地鳴り等、1992年(平成4年)9月には、蔵王山付近を震源とする地震が多数発生し、仙台管区気象台では緊急観測を実施している。

なお、仙台管区気象台の2000年(平成12年)の観測結果によると、前回1995年と比べると大きな変化は見られなかった。

ハ 鳴子

鳴子火山は、本県北西部に位置し、湯沼を中心に胡桃ヶ岳・鳥谷ヶ森・尾ヶ岳の火山体を配している。

有史以後の活動記録は、837年の鳴動、泥流、火口湖新沼(湯沼か)形成、1976年7月地鳴り、及び1985年(昭和60年)3月から地震多発。

なお、仙台管区気象台の2001年(平成13年)観測結果については、1993年(平成5年)と大きな変化は見られなかった。

3 防災事業等の推進

(1) 防災事業の推進

イ 県

県は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、昭和62年から3ヶ所の活火山(栗駒山、蔵王山、鳴子)について定点観測調査を実施し、水質及びガスの化学的成分に関するモニタリングを行っている。

また、必要に応じて次の事業等の推進を図るものとする。

(イ) 避難施設(退避舎、退避壕等)の整備

(ロ) 防災のための農林水産業経営施設の整備

(ハ) 降灰除去事業

(ニ) 治山治水事業(県土木部火山砂防事業含む)

(ホ) 火山噴火警戒避難対策事業

蔵王山については、ハザードマップを作成して住民に配布し周知を図るとともに、監視機器の設置等を行い、警戒避難体制の整備を進める。

(ヘ) 河川の水質汚濁防止措置

(ト) 火山現象の調査、研究及びその成果の普及

(チ) 市町村が行う事業等に対する必要な助言又は指導

ロ 市町村

市町村は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、県に準じ必要な事

業等を推進するものとする。

(2) 火山情報等の収集、伝達

イ 火山情報の種類と発表基準

火山情報には緊急火山情報、臨時火山情報、火山観測情報があり、宮城県では、栗駒山、蔵王山、鳴子の三火山について異常等があったとき、仙台管区気象台が発表する。

(イ) 緊急火山情報

火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため必要と認める場合。

(ロ) 臨時火山情報

火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため、必要があると認める場合。

(ハ) 火山観測情報

緊急火山情報又は臨時火山情報の補完、その他火山活動の状態の変化等を周知する必要があると認める場合。

・ 緊急火山情報又は臨時火山情報発表後

- ① これらに含めなかったより詳細な状況等を周知する必要がある場合
- ② その後の観測、調査、情報収集等により新たに判明した状況を周知する必要がある場合
- ③ 火山活動の継続を周知する必要がある場合(多少の変動を含む)
- ④ 火山活動の低下を周知する必要がある場合

・ その他

- ① 防災上の注意を喚起する必要はないが、火山活動に変化があり、観測成果等を防災関係機関等に周知した方がよいと判断される場合
- ② 防災関係機関から要望がある等、観測成果等を周知する必要がある場合

なお、火山噴火予知連絡会等による統一見解等を入手したときは、その内容に応じて火山情報の種類を決定し発表する。

ロ 火山情報の通報及び伝達

(イ) 緊急火山情報

α 通報及び伝達の内容

(a) 仙台管区気象台

火山現象による災害から国民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、火山現象に関する情報を知事に通報及び伝達する。

(b) 宮城県

仙台管区気象台から通報及び伝達を受けたとき、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、関係ある指定地方行政機関の長、指定地方公共機関の長、市町村長及びその他の関係者に対し、必要な通報又は要請をする。

(c) 市町村

知事から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達する。

この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報又は警告をする。

b 通報及び伝達の系統

緊急火山情報の通報及び伝達は、火山情報伝達系統図による。

(ロ) 臨時火山情報、火山観測情報

臨時火山情報、火山観測情報の伝達は、火山情報伝達系統図による。

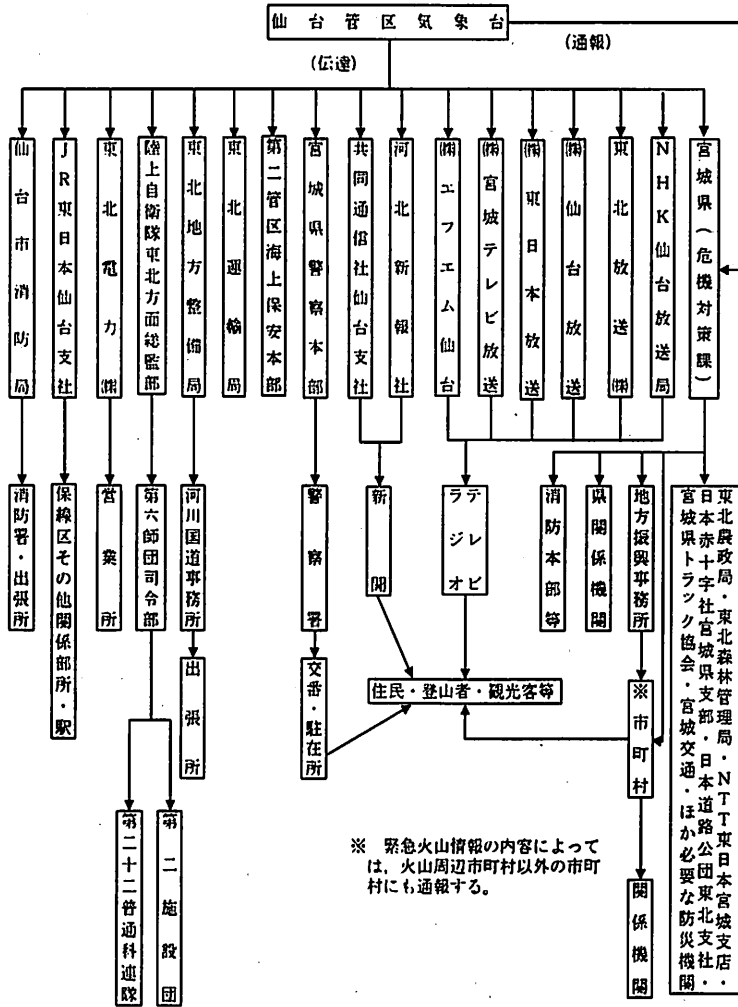
(3) 異常現象発見の通報

火山に関する異常な現象を発見したものは、直ちに市町村長又は警察官に通報するものとし、通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市町村長に通報し、市町村長は、速やかに関係機関に伝達するものとする。

なお、通報を要する異常現象とは、おおむね次の内容のものをいう。

- イ 噴火(爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等)及びそれに伴う降灰砂等
- ロ 火山地域での火映、鳴動の発生
- ハ 火山地域での地震の群発
- ニ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- ホ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- ヘ 火山地域での湧泉の新生あるいは涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- ト 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- チ 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等
- リ 市町村長は、異常現象を発見した場合の通報義務について地域住民、登山者、観光客等に啓発を図るものとする。

火山情報伝達系統図



※ 緊急火山情報の内容によっては、火山周辺市町村以外の市町村にも通報する。

第2節 都市の防災対策(県土木部, 市町村)

第1 目的

県及び市町村は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

第2 市街地開発事業の推進

県及び市町村は、都市再開発法に基づき、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

第3 土地区画整理事業の推進

県は、土地区画整理法に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備について、市町村を指導する。

第4 都市公園施設^{※1}

県及び市町村は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置とネットワークを図るとともに、市町村が避難場所に指定する基幹公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備に努める。

※1 都市公園等種別開設面積(資料2-5-1)

第3節 建築物等の予防対策(県総務部、土木部、教育庁、市町村)

第1 目的

災害による建造物の被害を防止するため、必要な事業対策に関し定めるものとする。

第2 防災事業の施行

1 浸水等風水害対策

国、県、市町村及び施設管理者は、地下鉄、地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。

また、防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努めるものとする。

県及び市町村は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な災害時要援護者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転することにより災害を未然に防止する。

3 特殊建築物、建築設計の防災対策

特定行政庁(建築基準法第2条第1項第32号の規定による、県、仙台市、石巻市、塩竈市、古川市)は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

特定行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改善指導を行う。

「特殊建築物」 劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物

「建築設備」 換気設備(中央管理方式の空調設備に限る)、排煙設備(排煙機を有する排煙設備に限る)、非常用の照明装置(蓄電池別置型)、自家発電

機型、両者併用型に限る)

5 建築物及び都市の不燃化促進対策

災害に強い都市づくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があり、日本開発銀行、住宅金融公庫等の融資制度等を活用し、促進を図る。

第4節 ライフライン施設等の予防対策(県総務部、企画部、環境生活部、土木部、企業局、市町村、関東東北産業保安監督部東北支部、東北電力(株)宮城支店、東日本電信電話(株)宮城支店、(社)宮城県エルピーガス協会、塩釜瓦斯(株)、石巻瓦斯(株)、古川ガス(株))

第1 目的

大規模な災害の発生により県民生活に直結する上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で大きな支障となるだけでなく、県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるため浸水防止対策、代替施設の確保及び系統の多ルート化等を進めるなど、大規模な災害による被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

第2 水道施設

1 水道施設の安全性強化等

- (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池などの基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の新設、改良等に合わせて計画的な整備を行う。
- (2) 水道事業者等は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- (3) 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- (4) 水道事業者等は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。

2 復旧用資機材等の確保

水道事業者等は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

3 管路図等の整備

水道事業者等は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

- (1) 水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実にを行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画を作成する。
- (2) 県は応急給水及び応急復旧活動に関する行動計画を作成する。
- (3) 水道用水供給事業者は、知事から水道用水の緊急応援の指示(水道法第40条)があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第3 下水道施設^{*1}

下水道管理者は、下水道施設が重要な生活関連施設であることを踏まえ、浸水被害の軽減、下水処理機能を確保するため、下水道施設の整備及び安全性の向上に推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

下水道管理者は、雨水渠、内水排除施設、雨水貯留及び浸透施設等を計画的に整備し、浸水被害を予防するとともに、水害に対する下水道施設の安全性の向上に努める。

また、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良、更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

下水道管理者は、下水道台帳の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

下水道管理者は、復旧活動を円滑に実施するため、災害対策マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第4 工業用水道施設

災害による施設の被災を最小限に食い止めるため、水道施設の安全性の向上に努めるとともに、被災した場合に当たっては、二次災害を防ぐ上でも早急な応急復旧のできる体制を確立することを基本に次の対策を講じる。

1 工業用水道施設の安全性の確保

工業用水道施設の新設、改良については、「工業用水道施設設計指針」等に基づいて設計施工を行うとともに、既存の施設のうち特に重要性の高い施設については、優先順位を勘案しながら計画的に進め、安全性の確保に努める。

*1 下水道人口普及率(資料2-7-1)

2 復旧用資機材の整備

工業用水道施設が被災した場合に、直ちに「企業局緊急時対策指針」に基づき応急復旧に着手できるように復旧用資材を計画的に備蓄し、併せて応急復旧体制の確立を図る。

3 情報収集システム・監視・制御システムの整備

災害時においても十分機能を発揮できる施設となるように各システムの整備を図る。

第5 電力施設^{*1}

各施設とも計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準など関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防止対策を施すとともに、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設的环境等を考慮し以下の対策を実施する。

1 水害対策

水力発電設備は各施設の立地状況に応じて必要な箇所に、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器の嵩上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化(窓の開閉化とケーブルダクトの閉鎖等)等を実施する。また、特に洪水に対する被害防止に重点を置き、ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上・下流護岸、導水路と溪流との交叉地点、護岸、水製工、山留壁、地滑り箇所などについて点検、整備する。

土砂崩れ、洗堀などが発生するおそれのある箇所の架空送電線路はルート変更や擁壁強化等を実施する。また、地中送電線はケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

浸・冠水のおそれのある変電所は、建物の嵩上げ、出入口の角落とし、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施する。

2 風雪害対策

風雪害が予想される地域の水力発電・変電設備には雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け等を実施する。また、送電铁塔には耐雪設計を施し、電線には離着雪化対策を行う。

3 塩害対策

塩害の著しい地域の発電・変電設備には活線がいし洗浄装置を設置し、台風期の前後にがいし水洗いを行い、送電・配電設備には耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用するとともに、必要に応じてがいし清掃を実施する。

4 高潮対策

火力・原子力発電所における高潮対策として、必要箇所に角落としあるいは、防潮

*1 電力施設の概要(資料2-7-2)

扉、防潮壁を設置し、これに対処する。

なお、主要機器の嵩上げまたは吊上げ用器具の整備を行う。

第6 ガス施設

1 液化石油ガス施設

(1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

イ 消費者全戸への安全器具(ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等)の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進

ロ 安全性の確認(チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握)と向上(ガス放出防止装置等の設置)

ハ 各設備の定期点検等(特に埋設管や地下ビット)の着実な実施と、基準不適合設備の解消

ニ 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)

(2) (社)宮城県エルピーガス協会^{*1}は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。

その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。

(3) 県は上記(1)、(2)の各内容に関して適宜、指導助言(立入検査を含む)することにより、その完遂を支援する。

(4) 関東東北産業保安監督部東北支部は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

2 都市ガス施設

(1) ガス事業者は、「ガス事業法」等に基づき、災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から使用者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

イ 使用者全戸への安全器具(ガス漏れ警報器、マイコンメーター等)の設置

ロ 安全性の向上(ガス導管の地区分割、緊急操作設備の充実等)

ハ 各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消

*1 (社)宮城県エルピーガス協会連絡先一覧表(資料2-7-3)

- ニ 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)
- (2) 仙台市ガス局の対応
 - イ 安全管理体制について
 - 工場、導管管理事務所及び保安担当会社においては、不測の事態に対応できるよう24時間体制をとるとともに、(社)日本ガス協会及び仙台市ガス工事人の緊急連絡体制をさらに整備する。
 - ロ 製造工場における災害予防について
 - 「宮城石油コンビナート等防災計画」の定めによるほか、関係法令に基づき、主要設備の定期点検及び整備を行う。
 - ハ 防災教育・訓練について
 - 「仙台市ガス保安規定」等に基づき、職員並びに工事関係者に対して、ガス局の研修機関で防災教育を実施する。
 - また、仙台市が毎年実施している防災訓練に参加するほか、ガス局独自の訓練を毎年定期的に実施する。
 - ニ 市民への防災PRについて
 - 定期的に発行する広報誌によりPRを行うほか、検針、法定点検等でお客様を訪問した際に、消費機器の安全使用に関する必要な周知を行う。
 - ホ 防災関連器具等の導入について
 - 一般需要家のマイコンメーターの完全普及に努めるほか、ガス漏れ報知器の設置を促進し、さらに安全装置機能を有する新型消費器具に関する情報の提供を行う。
- (3) 関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第7 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信施設の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるように平時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進する。

(1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策

- イ 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置などの対策を実施する。

- ロ 水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸入した水を排出や排水の逆流を防止する対策を実施する。
- ハ 豪雪や寒冷地での、雪や凍結などによる引込線の切断やケーブル凍結による混線を防止するために、保安器の取付変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する。
- ニ 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する。
- ホ 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う。
- (2) 通信網の整備・充実
 - バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。
- (3) 災害対策用機器の配置
 - 可搬無線機、ポータブル衛星車載車及びデジタル衛星車載車や移動電源車等災害対策用機器の整備・充実を図る。
- 2 体制の整備
 - 日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。
- 3 災害復旧用資機材の確保
 - 災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

第5節 情報通信連絡網の整備(県総務部、企画部、市町村、防災関係機関、各放送会社)

第1 目的

大規模な災害時には、NTT回線等通信回線の不通あるいはふくそうといった事態が予想されることから、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集・伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期すものとする。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、平常時から訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努めておくものとする。

また、放送機関については、被害状況の報道、県民への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の浸水防止対策等に努めるものとする。

第2 県における災害通信網の整備

1 県防災無線の整備拡充*

災害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県は、市町村、他都道府県、国その他防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達の多ルート化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備及び明確化など有事即応体制の確立に努める。

国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(1) 災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、地域衛星通信ネットワーク衛星系地球局を県庁、合同庁舎、市町村、消防本部、その他重要な防災関係機関等に設置し、併せて関連する地上系防災無線の充実・強化を図り運用している。

(2) 災害に強い伝送路を構築するため、地域衛星通信ネットワーク系の整備、地上系防災無線主要幹線の伝送路の多ルート化及び主要装置の二重化の推進を行い、相互の連携により運用している。

また、県機関と、市町村、消防本部間の地上系回線においても、災害時通信のふくそう等を回避するため、MCA方式により運用している。

さらに、国、県、市町村等の相互接続等により、ネットワーク間の連携の確保を図る。

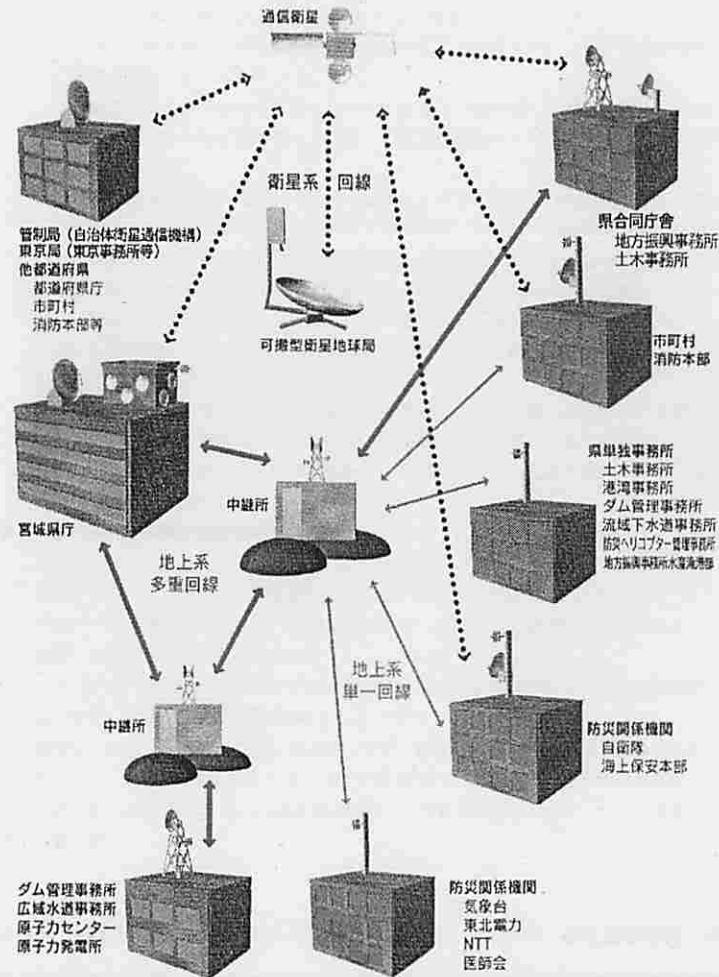
*1 衛星ネットワーク構成図(資料2-10-1)、衛星ネットワーク系統図(資料2-10-2)

(3) 衛星系通信網の導入においては、高性能な第2世代ネットワーク設備を早期に整備するものとし、併せて関連する地上系・有線系の充実・強化を図る。

また、高性能な緊急情報連絡用の臨時回線の設定が可能な衛星系の可搬局を整備し運用している。

地上衛星通信ネットワークイメージ図は次表のとおり

宮城県地域衛星通信（防災行政情報通信）ネットワーク全体のイメージ



2 県と国を結ぶ防災無線網等の整備

- (1) 災害対策基本法、消防組織法に基づき、災害時等において県と総務省消防庁との間における情報伝達に必要な通信の確保のため、消防庁消防防災無線網を整備し運用している。
- (2) 防災情報の早期収集、情報伝達の迅速化等の災害対策に万全を期すため、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部等との間に、緊急連絡用の無線回線(中央防災無線)を整備し運用している。

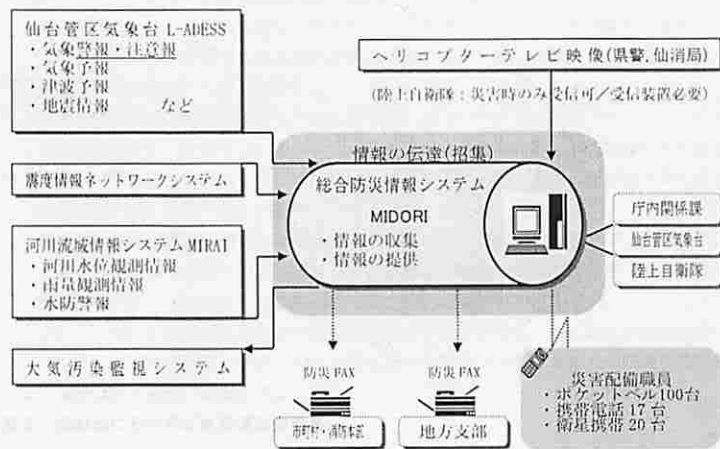
3 総合防災情報システムの機能拡充

県は、「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等に対し迅速な情報の収集・伝達し、被害の拡大防止を図っている。

今後、さらにシステムの機能拡充により、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応することとしている。

- (1) 仙台管区気象台から受信した気象警報等は、地域衛星通信ネットワークを活用して市町村や消防本部等の防災関係機関に自動配信している。
- (2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象警報等、ポケットベルに震度情報(震度4以上)及び津波予報を一斉伝達するため、総合防災情報システムの再整備を行い、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図っている。

宮城県総合防災情報システム概要図



4 ヘリコプターテレビ画像電送システム^{※1}

被災現場の状況等を県警察本部及び仙台市消防局からのヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に電送する画像電送システムを整備し運用している。

5 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備^{※2}

大規模・広範囲な災害が発生したときに、県が保有する正確かつ適切な最新情報(避難指示・勧告、被害状況等)をテレビ・ラジオ等を通して、知事等が直接リアルタイムで災害対策本部の控室にあるテレビスタジオから県民に提供するシステムの整備を行っている。

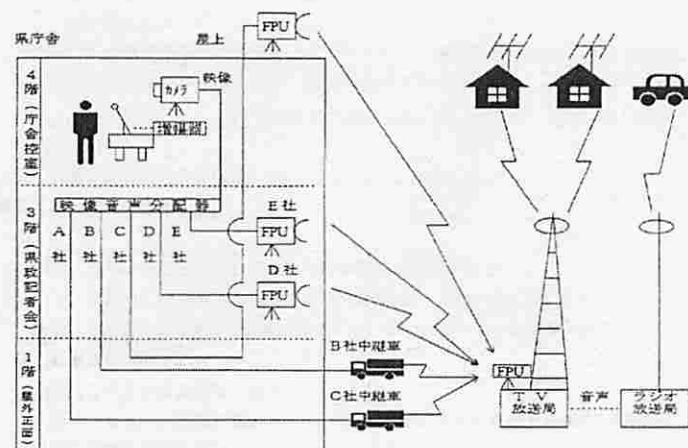
(システムの流れ)

大規模災害の発生→知事が放送5社(NHK・東北放送・仙台放送・宮城テレビ放送・東日本放送)に対して放送の実施を要請→放送5社受諾→放送(行政庁舎4階庁議控室をテレビスタジオとして、NHKが代表取材し、民放4社に分配)

※1 ヘリコプターテレビ伝送システムによる情報提供に関する協定書(資料2-10-5)

※2 大規模災害時緊急情報連絡システムに関する覚書及び実施細目(資料2-10-4)

システムの概念図



6 インターネットの活用

(1) 住民への情報提供

近年のインターネットの急速な普及状況と踏まえ、災害時における住民等への関係情報を迅速、的確に行うシステムの整備を推進する。

- イ インターネット情報提供システムの整備
- ロ 総合防災情報システムとの連携による情報提供システムの整備
- ハ 道路交通情報の提供

(2) 広域的な情報提供及び通信体制の整備

大規模な災害時における被害情報を県外に広く伝えるため、インターネットのホームページを活用する体制を整備するとともに、Eメール(インターネットの電子メール)を活用した他県等との通信連絡体制を整備する。

7 行政情報ネットワークの充実強化

(1) 本庁舎LAN, 合同庁舎LANの強化

災害時において、総合防災情報システム、基幹業務システム等が安定的に稼働するとともに、インターネットを全庁的に利用できる体制を維持するため、LANシステムの再構築を行う。

(2) 県、市町村間ネットワークの整備

総合防災情報システムを市町村でも十分に活用できるよう、県、市町村間を結ぶ広域ネットワークを充実・強化する。

8. 非常通信体制の整備

県は、国、市町村その他防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートが多ルート化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化などの体制確立に努めるものとし、東北総合通信局及び東北地方非常通信協議会と連携しつつ、非常通信計画の作成、非常通信訓練の実施、無線設備の総点検を行い、非常通信体制の整備を図る。

なお、防災関係機関の通信網を活用した非常通信ルートについては、すでに策定している県と国の間のルートに併せ、県と市町村間についても、国土交通省、県警察本部、東北電力株式会社との協力の基に3ルートを策定した。今後、実践的な通信訓練の実施を行い、非常通信体制を確立する。

9 地域住民に対する通信手段の整備

県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用、アマチュア無線等情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実を努める。

第3 市町村における災害通信網の整備

1 市町村防災無線の整備拡充^{*1}

市町村は、大規模な災害時における住民等への情報提供や被害情報の収集伝達手段として、市町村防災行政無線等の整備拡充に努めるとともに、市町村防災行政無線の未整備市町村は、必要に応じ同報無線、地域防災無線等の導入に努める。

また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進するとともに、停電時を想定した、実践的な訓練を実施し防災体制の強化を図る。

なお、合併後の市町村については、国の指導に基づき、早急に周波数移行等に努めるものとするが、移行までの間においても暫定的な措置を講じ、同報親局からの情報が端末局の地域住民に伝わるようにする。

2 職員参集等防災システムの整備

災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した総合防災情報システム等を利用し、市町村職員が緊急的に自主参集できるシステムの構築を検討するとともに、初動時において情報収集連絡体制の確立に努める。

*1 市町村における無線通信施設等一覧(資料2-10-6)

3 地域住民に対する通信手段の整備

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用、アマチュア無線等情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実を努める。

第4 防災関係機関における災害通信網の整備^{*1}

防災関係機関は、大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、県及び市町村等と連携強化が図られるよう努める。

また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する。

1 消防無線通信施設

消防機関においては、災害時における情報伝達が確実に行えるように連絡体制を整備する。

消防機関の無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、常日頃から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実を図り、災害時の通信手段の確保に努める。

県は、市町村、消防機関に対して消防無線通信施設の整備を指導し、市町村、消防本部はこれらの整備推進に努める。

2 警察情報通信施設^{*2}

警察は、災害時の情報手段を確保するため、次の事項について推進を図る。

- (1) 定期的に非常電源の設備の保守点検を行い、機器の保全に努める。
- (2) 災害時の応急復旧のための出動体制等の整備を図る。

第5 放送施設の整備

1 日本放送協会仙台放送局

(1) 現況

公共放送としての協会の使命を達成するため、大規模な災害に際しては、速やかに取材放送体制を確立し、放送の送出及び受信を行う。そのため、平常時から以下の項目について整備を進めるとともに、職員に対する防災教育や各種防災訓練を実施している。

イ 非常持出機器の指定及び整備

*1 東北地方整備局宮城県内通信系統図(資料2-10-7)、電力保安通信施設の概要(資料2-10-8)、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社無線設備概要(資料2-10-9)

*2 宮城県警察本部超短波通信系(資料2-10-10)

- ロ 消耗品、器材等の一定量の常備
 - ハ 無線中継状態の把握
 - ニ 移動無線機等の伝播試験
 - ホ 緊急交通路の調査
 - ヘ 局舎・送信所等が被災した場合の仮設放送設備の確保
 - ト その他必要と認められる事項
- (2) 計画目標
災害情報等を迅速かつ正確に放送するため、緊急初動体制を強化するとともに、通信・連絡設備の充実を図る。
- (3) 実施計画
非常災害対策マニュアルを定期的に見直し、緊急初動体制の一層の強化を図る。初動段階でいち早く情報を収集し放送に生かすため、24時間稼働し災害などの現場に遭遇する機会が多いタクシーから災害情報の提供を受ける「タクシー防災レポート制度」を県内のタクシー会社23社の協力を得て、平成9年1月に発足し、現在に至る。
また、衛星を利用した通信・連絡設備の充実を図るとともに、定期的に訓練を行い、非常災害対策の強化に努める。
- 2 東北放送株式会社
- (1) 現況
非常災害発生時の地域情報発信基地としての役割を果たすため、次のような状況にある。
- イ 緊急報道マニュアルに沿った情報収集とラジオ・テレビ放送の確保
 - ロ 緊急報道マニュアルによる社内取材体制と連絡系統の確立
 - ハ 通常放送設備使用不能時に備えた非常用放送設備の充実・拡充
 - ニ 放送確保のための建物内安全確保の実施と食料品、消耗品などの備蓄
- (2) 計画目標
放送の確保、取材・情報収集網の確立、建物の安全対策などについてさらに充実させる。
- イ 情報収集のための取材活動のあり方、マイクロ中継網の整備、全国的ネットワークによる情報網での協力体制の強化などを推進していく。
 - ロ 建物の安全対策として当面建物内重量バランスの改善と部分的補強工事を実施していく。
- (3) 実施計画
計画目標に沿って年次計画を立てて実施していく。
計画目標のうち情報収集の強化について閉宮城県タクシー協会仙台支部と協力

- し、「TBC タクシー防災レポート制度」を始めた。これは昼夜を問わず働き、災害などの現場に遭遇する機会が多いタクシーのうち20社・20台(スタート時)を「タクシー防災レポート車」に指定し、目撃情報をいち早く提供してもらいラジオ、テレビで放送することによりできるだけ被害を少なくしようというものである。
- 3 株式会社仙台放送
- (1) 現況
非常災害に際し、放送機能の維持確保を図るため「非常災害ハンドブック」を策定し、これに基づき定期的に非常災害訓練を実施している。
万一、仙台放送が発局としての機能を一時的にでも果たせなくなった場合は、系列の隣接局又はキー局がカバーできるように年1回系列でも非常災害訓練を実施している。
本社演奏所、主たる送信所においては、非常用電源設備、予備送信機を設置し、予備中継回線、燃料確保、動員計画等を配している。
- (2) 目標
緊急初動体制を強化するとともに、放送機器や回線に障害が発生したときの緊急対策を整備する。
パソコン通信、アマチュア無線の活用についても積極的に取り入れる。
従業員の防災思想の高揚に努め、災害対策、非常時対応の知識を周知徹底する。
- (3) 実施計画
定期点検を充実させ非常災害に備えるよう放送設備の整備保全に努める。
また、インターネットや衛星電話など新技術の導入による通信・連絡設備を整備し、これらに基づく実践的な訓練を通じて非常災害対策の充実・強化を図る。
- 4 株式会社宮城テレビ放送
- (1) 現況
大規模な災害に備え、放送業務を遂行するための「非常災害対策要綱」を策定している。これに基づき放送設備の充実を図っている。
- イ 大規模な災害に備え、電力の確保、非常用発電による放送用電源設備の整備を行っている。
 - ロ 親局、中継局の点検を定期的に行っている。
 - ハ 「非常災害対策要綱」を全社員及び協力会社に配付し、意識の啓発を行っている。
- (2) 計画目標
- イ 各地の災害情報取得のため、必要な個所に情報カメラを設置し、素材伝送用のマイクロルート構築する。
 - ロ 連絡手段を確保する。

(3) 実施計画

- イ FPU 受信基地の自動追尾化(ヘリコプター対応)(H7.11月実施)
- ロ 室根山マイクロ中継基地局の設置(H8.11月稼働)
- ハ 衛星電話の導入
- ニ SNG デジタル化による、4チャンネル化(H10.4月稼働)
- ホ 連絡用VHF無線機10台増設(H15.8月実施)

5 株式会社東日本放送

(1) 現況

- イ 大規模な災害に際し放送機能の維持確保のため「非常災害対策規定」を策定し、これに基づき放送施設の防災及び緊急放送体制の充実を図っている。
- ロ 非常災害の放送機能の維持確保のため・機材の点検整備を実施している。
- ハ 本社演奏所、主たる送信所においては非常用電源設備、常時並列運転送信機の設備、予備中継回線、燃料確保、動員計画等を配している。

(2) 計画目標

- イ 放送設備の倒壊防止対策
- ロ 無停電電源装置施設
- ハ 空中線系の点検整備

※ 上記の各項の細部についての点検・補強を推進する。

(3) 実施計画

- イ 放送設備の定期点検を充実させ、非常災害に備えるよう設備の整備を実施する。
- ロ 非常災害に即応できるよう要員の動員計画、物資の整備、放送機能の確保についてさらに具体的な検討を行う。

6 株式会社エフエム仙台

- (1) 大規模な災害に際し放送局としての機能を維持確保するため、「非常事態対策要領」を策定し、平常時からこれに基づき、機器の整備をするとともに、社員の防災思想の普及及び各種訓練を実施している。
- (2) 本社演奏所には、独自の非常用発電設備を設置し、商用電源の停電に備えている。
- (3) 演奏所が使用不能になったとき、送信所から直接放送を行えるように機材の整備を行っている。

※ 「タクシー防災レポート車」とは

閉宮城県タクシー協会と東北放送(株)及びNHK仙台放送局とが連携し、本制度の趣旨を理解した上、活動に必要な諸費用を自己負担し協力する会社を募り発足した制度である。

大規模災害発生時等において委嘱されたタクシー乗務員がボランティアでレポーターとなり、乗客や自らの安全を確保しながら、携帯電話で、指定された特定のタクシー(防災レポート車)から東北放送(株)及びNHK仙台放送局に対して災害現場周辺や道路の状況を情報提供し、その情報をリスナーに放送することにより、災害報道として役立てようとするもの。

また、補助活動として、災害の初期消火や救助に協力するため、消火器、ロープ、バール、ノコギリ、ジャッキ、救急セット等の機材を無償提供するもの。

なお、防災レポート車は、車両の左右リアフェンダーに黄色の「鳩」マークと「防災レポート車」の表示ステッカーを貼付し、ルーフには上空からも確認できる表示をしている。

第6節 職員の配備体制(県、市町村、防災関係機関)

第1 目的

県内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県、市町村及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期すものとする。このため、県、市町村及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画を定めておくものとする。

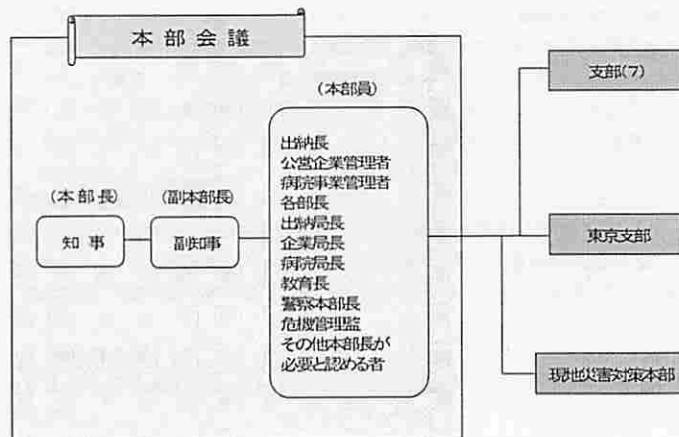
なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておくものとする。

第2 県の配備体制

1 災害対策本部^{※1}

(1) 災害対策本部の組織

宮城県災害対策本部の組織は、「宮城県災害対策本部条例」(昭和36年条例第223号)及び「宮城県災害対策本部要綱」に基づきあらかじめ定めており、策定済みの各種マニュアルを活用し、宮城県災害対策本部の体制運用を行っている。



^{※1} 宮城県災害対策本部条例(資料2-9-1)、宮城県災害対策本部要綱(資料2-9-2)、宮城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領(資料2-9-3)

(2) 指揮命令系統

知事が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副知事、総務部長の順に指揮を執る。

各支部において地方振興事務長が指揮を執れない場合、副事務長がこれに代わるものとする。以下の順位については、支部毎に別途定める。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、県内に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めたときに設置し、災害の危険が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したとき知事が認めたときに廃止する。

そのために、平常時から、知事が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、県本部の標識を県災害対策本部前に掲示する。

(公表先機関及び担当課)

公表先	国(消防庁)	報道機関	市町村	気象台	自衛隊	日赤宮城県支部	防災関係機関
担当課	危機対策課	広報課	危機対策課	同左	同左	保健福祉総務課	危機対策課

(4) 本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置する際の連絡系統等についてあらかじめ周知しておく。

イ 本部会議

本部長は、本部長・副本部長及び本部長で構成する本部会議を開催し、災害応急対策に関する基本的事項について協議決定する。

ロ 部

部は、本庁における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ハ 支部

支部は、災害現地における災害対策活動組織として、各部及び管内市町村等と連携し、災害対策業務に従事する。

ニ 現地災害対策本部

知事は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要があると認めるとき、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、災害地において当該災害対策本部の事務の一部を行う。

ホ 非常(緊急)災害現地対策本部との連携

災害対策本部は、国が非常(緊急)災害現地対策本部を設置したときは、当該

現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

2 警戒本部^{※1}

風水害等に対する警戒態勢を強化する必要があると認めた場合、警戒本部を設置し、災害応急対策を実施する。

3 水防本部

水防本部は、水防法第7条の規定に基づき知事が定めた宮城県水防計画により、洪水又は高潮による水害を警戒し、防ぎよするため設置し、水防応急対策を実施する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

4 県職員の動員配備

(1) 配備体制

県職員の配備体制の基幹及び内容をあらかじめ定めておくとともに、基幹に対応した所要の職員の配備を定めておく。

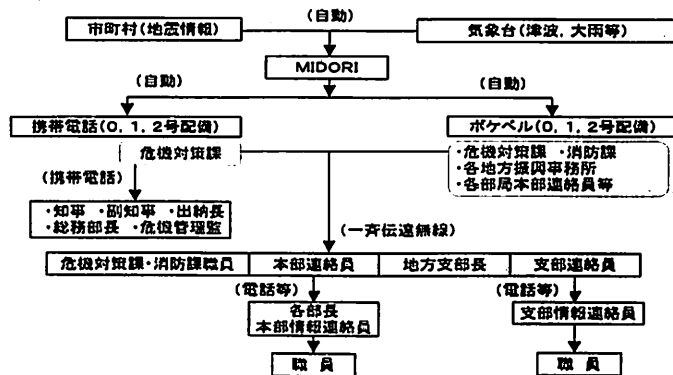
ただし、警察^{※2}については、警察本部長の定めるところによる。

また、2003年5月26日宮城県沖を震源とする地震、2003年7月26日宮城県北部を震源とする地震における災害対応等の教訓を踏まえ、24時間対応などの体制整備を図る。

(2) 伝達系統

職員の非常招集の概要は次の系統で伝達するものとし、細部の連絡系統について各組織にあらかじめ周知しておく。

イ MIDORIシステム、一斉伝達無線を使用した場合



^{※1} 災害対策警戒配備要領(資料2-9-4)

^{※2} 宮城県警察災害警戒本部編成表(資料2-9-5)

ロ ラジオ・テレビによる場合

本部事務局長は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」等に基づき、NHK、東北放送、仙台放送、宮城テレビ放送、東日本放送、エフエム仙台に非常招集に関する放送を要請し、職員に伝達する。

(3) 職員の応急配備

初動時における非常配備については、各部の分掌事務に応じて作成された配備編成計画によるものとする。

また、初動時対応可能な複数の職員を事前に指定し、本部及び支所事務局の初動体制の構築を図る。^{※1}

(4) 他部局等からの職員の応援

各班の災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、次の方法により他の本部班、支所班から応援を受ける。

イ 県本部における応援

県本部の各班で人員不足等により他部職員の応援を受けようとするときは、次の条件を示して各部長が本部長に要請する。

本部長は、各班の作業状況を確認の上、職員応援の調整を行う。

(条件)・作業内容・従事場所・従事期間・応援を必要とする職種及び人員・携帯品

ロ 地方支所における応援

地方支所の各班で他班職員の応援を受けようとするときは、各班長が支所長に要請する。

支所長は地方支所内の作業状況を確認の上、余裕のある班に応援を要請するものとするが、当該地方支所に余裕がないと判断した際には、その旨本部に連絡し指示を受ける。提示する条件は本部の例に準じる。

5 災害復旧(復興)対策本部の設置及び廃止

災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと知事が認め、災害対策本部を廃止した場合には、必要に応じて災害復旧(復興)対策を円滑かつ適切に推進するため、復旧(復興)対策本部を設置する。

復旧(復興)対策本部の運営に関し、必要な事項は被災の状況に応じ、その都度定める。

第3 市町村の配備体制

1 配備体制の明確化

市町村は、当該市町村の管内において災害が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が敷けるよう体制整備を図る。

^{※1} 災害対策本部事務局等の初動態勢の確立を図るための職員の指定に関する要領(資料2-9-6)

この際、首長不在時の指示伝達体制についても定めておく。

2 職員参集手段等の検討

休日、夜間等勤務時間外に災害が発生した場合を想定し、特に首長等幹部職員及び災害担当職員の参集手段について検討し、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築しておく。

第4 防災関係機関等の配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。

また、各防災関係機関間の連携を確保するため、必要に応じて県災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておく。

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等災害時要援護者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模な災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第7節 防災拠点等の整備(県、県警察本部、市町村、防災関係機関)

第1 目的

災害時における防災対策を推進する上で重要となる避難地、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、整備・拡充を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努めるものとする。

また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図るものとする。

第2 防災拠点の整備

1 県、市町村及び防災関係機関は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。

2 県は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として既存施設の活用等を市町村と連携し検討する。

また、併せて平時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。なお、地域における防災拠点にも活用できる県合同庁舎について、老朽化が進んでいるものについて改築を進める。

3 市町村は、庁舎の大規模な災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるものとする。

また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実に努める。

4 防災関係機関は、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実に努める。

第3 防災ヘリポートの整備

県では、平成4年2月に防災ヘリコプター「みやぎ」を導入し、民間ヘリポートを基地として各種災害に対応していたが、平成13年2月に、県と仙台市の共同事業として、仙台市若林区荒浜地内に新しいヘリポートを整備し供用を開始している。

当該ヘリポートは、夜間の離着陸が可能であり、平成13年4月からは、県と仙台市による隔日交替の24時間選航体制を敷き、夜間時における救急活動や災害時の上空観望等を行い、県民の安全な暮らしの確保に努めている。

また、ヘリコプターの離着陸が可能な面積は10,000㎡以上を有しており、災害時における他都道府県等からの応援ヘリコプターの集結場所としての利用が可能である。

第4 防災用資機材等の整備

1 県が整備する資機材^{*1}

- (1) 防災用資機材
応急活動用資機材について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。
- (2) 水防用資機材
災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。
- (3) 防災特殊車両等
災害対策に必要な防災ヘリコプター、特殊車両の整備充実を図る。
- (4) 化学消火薬剤等
化学消火薬剤等を備蓄する。
なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、あらかじめ連携体制の整備に努める。

2 市町村が整備する資機材

- (1) 防災用資機材^{*2}
応急活動用資機材の整備充実について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実にも努める。
- (2) 水防用資機材
災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。
- (3) 防災特殊車両等
災害対策に必要な車両等の整備充実を図る。
- (4) 化学消火薬剤等
化学消火薬剤等の備蓄に努める。
なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、あらかじめ連携体制の整備に努める。

3 防災関係機関^{*3}

迅速かつ確かな災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備充実を図る。

^{*1} 主要建設機械の保有台数一覧表(県土木部)(資料2-11-1)、県有水防倉庫備蓄量一覧(資料2-11-2)、水防管理団体有水防倉庫備蓄調(資料2-7-4)、防災資機材センター防災資機材の保有状況(資料2-11-3)

^{*2} 県、市町村、消防本部における救命ボート保有状況(資料2-7-5)

^{*3} 陸上自衛隊災害派遣可能装備品(資料2-11-9)

第8節 相互応援体制の整備(県総務部、土木部、県警察本部、市町村、東北管区警察局、東北地方整備局)

第1 目的

大規模な災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ確かな防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。

このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図るものとする。

第2 市町村間の応援協定

1 相互応援協定の締結^{*1}等

各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、各市町村長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

- (1) 連絡体制の確保
 - イ 災害時における連絡担当部署の選定
 - ロ 夜間における連絡体制の確保
- (2) 円滑な応援要請
 - イ 主な応援要請事項の選定
 - ロ 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

2 県内全市町村間の相互応援協定

県及び市町村は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定書^{*2}」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努めるものとする。

3 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体の応援等などに係る情報交換を行う。

第3 消防相互応援体制の整備

大規模な災害時には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、また、隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、広域的な地方公共団体間の消防相互応援体制を確立しておくことが必要である。

^{*1} 市町村相互応援協定の締結状況(資料2-12-1)

^{*2} 災害時における宮城県市町村相互応援協定・実施要領(資料2-8-8)

本県では、「宮城県広域消防相互応援協定^{※1}」、「宮城県広域航空消防応援協定^{※2}」及び「宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定^{※3}」を締結し、県内における広域応援体制の整備を図っているが、今後ともこれらの協定に基づく防災訓練等を通じて、消防相互応援体制の実効性の確保に努める。

第4 他都道府県との応援体制の整備

1 北海道・東北8道県における相互応援

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定^{※4}」に基づき応援を要請する。

(協定の主な特徴)

(1) 自主的な相互応援

ヘリコプターを活用した緊急被災地情報収集体制を確立し、被災道県の情報収集を行い、状況に応じ自主的、積極的な相互応援を行う。

※ 宮城県が被災した場合のヘリによる緊急被災情報収集体制…(正)岩手県、(副)北海道

(2) 実践的相互応援

8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、応援調整道県を定めるとともに、被災道県の災害対策本部に応援調整道県より連絡調整員を派遣し、応援に係る連絡調整業務を行う。

※ 宮城県が被災した場合の応援調整道県…(第1順位)山形県(第2順位)福島県(第3順位)北海道

(3) 具体的な相互応援

各道県が応援可能とする具体的項目については、相互に資料を交換し、被災道県において必要な応援要請を迅速、的確に行う。

2 全国知事会における相互応援

知事は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく応急対策が十分に実施できない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関す

^{※1} 宮城県広域消防相互応援協定書(資料2-12-2)

^{※2} 宮城県広域航空消防応援協定書(資料2-12-3)、宮城県内航空消防応援協定書(資料2-12-4)

^{※3} 宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定(資料2-12-5)

^{※4} 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定(資料2-12-6)

る協定^{※1}」に基づく応援の要請を全国知事会事務局に対して行う。

※ 宮城県が被災した場合の応援調整道県…新潟県

3 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援

「東北地方における建設省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ^{※2}」により、県土木部は、大規模な災害発生直後に、円滑かつ迅速な応急復旧を行うため、各関係機関の応援協力を得る体制の整備に努める。

4 相互応援体制の強化充実

協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平常時においては大規模な災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。

第5 緊急消防援助隊の編成

緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、「消防組織法」(昭和22年法律第226号)及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防第9号)並びに「緊急消防援助隊運用要綱」(平成16年3月26日付け消防第19号)に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊などを事前に登録し、総務省消防庁長官の要請に応じて大規模な災害時に被災地に出動する。

1 部隊編成^{※3}

(1) 指揮支援部隊 ヘリコプター等により迅速に現地に展開し、被災状況の把握、総務省消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う。

(2) 都道府県隊

イ 都道府県隊指揮隊 都道府県隊を総括し、その活動の管理を行う。

ロ 救助部隊 高度救助用資機材を備え、要救助者の探索、救助活動を行う。

ハ 救急部隊 高度救命用資機材を備え、救急活動を行う。

ニ 消火部隊 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う。

ホ 後方支援部隊 各隊の活動を支援するために、給水設備・トイレ・寝具等を備えた車両により必要な補給活動を行う。

ヘ 航空部隊 消防・防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う。

ト 特殊災害部隊 石油・化学火災、毒劇物・放射性物質災害等特殊な災害へ対応するための消防活動を行う。

^{※1} 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(資料2-12-7)

^{※2} 東北地方における建設省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ(資料2-12-8)

^{※3} 緊急消防援助隊部隊編成内容(資料2-12-9)

チ 特殊装備部隊 水難救助隊、遠距離送水隊等特殊な装備を用いて消防活動を行う。

※代表消防機関は都道府県隊の出勤に関する連絡調整を行う。

2 車両及び資機材等の整備

県は、部隊編成した消防機関に対して、必要な車両、資機材等の整備促進を指導する。

3 訓練の実施

(1) 北海道・東北 8 道県は、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会を設置し、毎年各道県持ち回りで合同訓練を実施する。

(2) 県は、消防機関と連絡調整を図り、宮城県隊の訓練を毎年実施する。

4 援助隊の出動計画

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」第 3 節第 2 に規定する援助隊の基本的な出動計画は次のとおり。

(1) 第 1 次出動都道府県隊

	道県別	出動道県部隊	代表消防機関
①	宮城県	秋田、岩手、福島、山形県	仙台市消防局
②	北海道	青森、秋田、岩手、宮城県	札幌市消防局
③	青森県	秋田、岩手、山形、宮城県	青森地域広域行政事務組合消防本部
④	岩手県	青森、秋田、山形、宮城県	盛岡地区広域行政事務組合消防本部
⑤	秋田県	青森、岩手、山形、宮城県	秋田市消防本部
⑥	山形県	秋田、福島、新潟、宮城県	山形市消防本部
⑦	福島県	山形、新潟、栃木、宮城県	福島市消防本部

(2) 出動準備都道府県隊(宮城県が被災した場合)

青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県

第 6 広域緊急援助隊の編成

広域緊急援助隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、約 4,000 名(発足時)の隊員から構成されており、そのうち警視庁及び北海道警察を除く府県警察の広域緊急援助隊については、各管区警察局のもと、管区広域緊急援助隊として編成されている。

広域緊急援助隊は、国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を越えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保等の活動に従事するものである。

なお、本県の警察においては、次のとおり配備、充実を図る。

1 警察は、広域緊急援助隊等災害警備部隊の編成と同部隊の整備、充実を図る。

2 広域緊急援助隊は、主として被害情報及び交通情報の収集、救出活動、緊急交通路の確保等の活動を行うため、先行情報班、救出救助班、交通対策班及び活動支援班の四つの班を編成する。

3 広域緊急援助隊等の災害警備部隊は、救助技術等の習熟訓練を行うとともに、救助関係機関との相互連携を図る。

第9節 医療救護体制の整備(県総務部、保健福祉部、病院局、市町村、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社宮城県支部、宮城県医師会、宮城県医薬品卸組合)

第1 目的

大規模な災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動が出来なくなるおそれがある。

このため、県、市町村及び医療関係機関等は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄も含めて検討、整備するものとする。

第2 県の医療救護体制

1 災害拠点病院^{※1}の整備

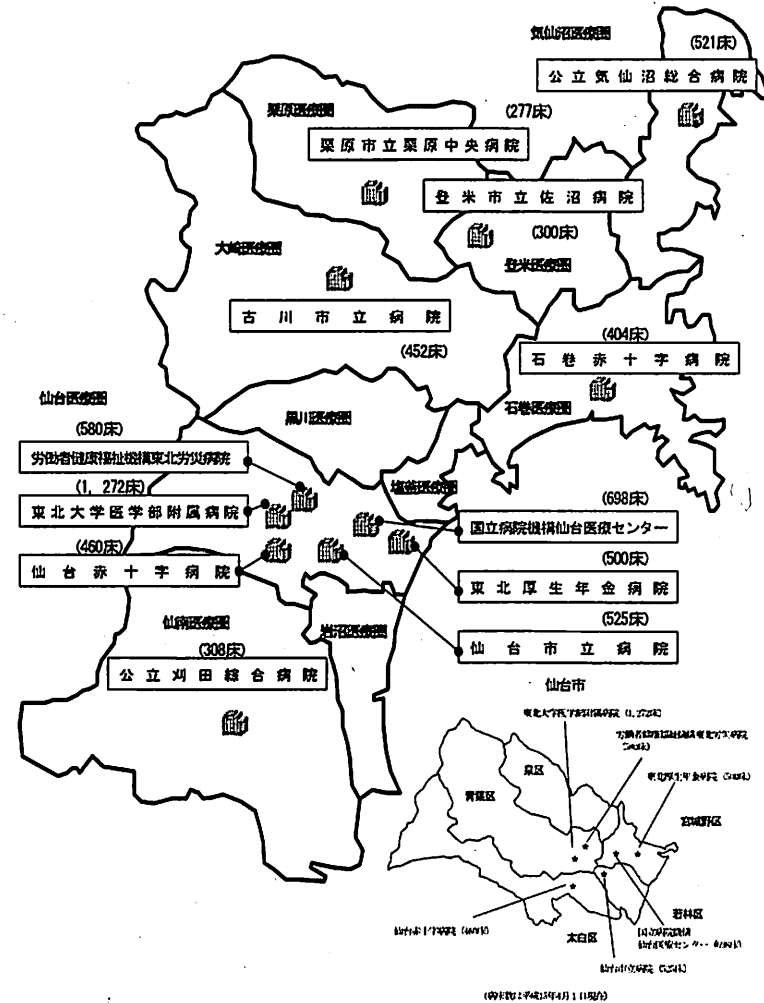
県は、災害拠点病院として、「基幹災害医療センター」を県内に1箇所、「地域災害医療センター」を原則各二次医療圏ごとに設置する。

災害拠点病院の機能は、次の機能を有するよう整備する。

- イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
 - ロ 傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
 - ハ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
 - ニ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能
- * 仙台・岩沼・塩釜・黒川医療圏における災害拠点病院の担当エリアについて
 県の被害想定(長町-利府断層の地震)をもとに、5つのエリア(仙台市中心部、仙台市東部及び塩釜地区、仙台市西部、仙台市南部及び名取岩沼地区、仙台市北部及び黒川地区)に分類し、担当する主病院を次のとおりとした。
- ・独立行政法人国立病院機構仙台医療センター - 基幹災害医療センター
 - ・仙台市立病院 - 仙台市中心部
 - ・東北厚生年金病院 - 仙台市東部及び塩釜地区
 - ・東北大学医学部附属病院 - 仙台市西部
 - ・仙台赤十字病院 - 仙台市南部及び名取岩沼地区
 - ・独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院 - 仙台市北部及び黒川地区

※1 災害拠点病院指定状況(資料2-14-1)

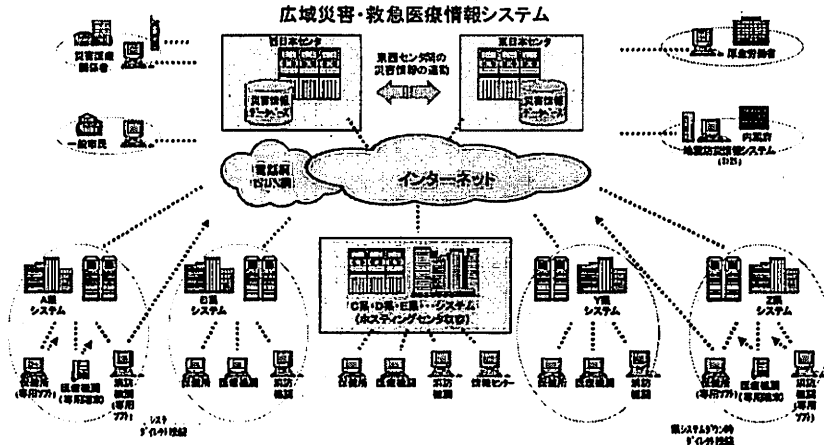
宮城県災害拠点病院位置図



2 広域災害・救急医療情報システム

災害時において、災害拠点病院の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行えるよう整備するとともに、都道府県間の広域情報ネットワークを確立する。

○広域災害・救急医療情報システム全体図



3 災害時の関係団体との協体制の確立及び災害時対応マニュアルの作成

県は、災害時の医療救護について、宮城県医師会等の関係団体と協定を締結し、さらに、災害時における被災地での医療及び医薬品等の支援体制、医療関係団体との協体制、患者等の搬送方法等についてマニュアルを整備する。

4 災害時の搬送システムの整備

県は、災害時の医療に係る搬送として、「傷病者の搬送」（「災害現場からの被災地内の最寄の医療機関への搬送」、「災害現場あるいは災害現場の最寄の医療機関から後方医療機関への搬送(主として重傷者)」)、「医療救護スタッフの搬送」、「医薬品等の医療用物資の搬送」の3分野について、関係機関と連携を図り、搬送システムを整備する。

特に、災害の発生状況によっては、ヘリコプターでの搬送が効果的な場合があることから、県防災ヘリコプターの運航体制を充実するとともに、防災関係機関、民

間会社等が所有するヘリコプターの運用について、関係機関・団体と連携を図る。

5 近隣道県との広域体制の確立

県は、本県において対処することが困難であるような大規模な災害が発生した場合における医療を確保するため、近隣道県との相互協力体制を確立する。

6 県立病院の体制整備

県は、災害時における県立病院の対応を定めた「病院防災マニュアル」等を整備するとともに、医療救護班の派遣要請に対応できるよう、次の人員を基準とする班編成等を定めておく。

医師1名 看護師2名 薬剤師1名

7 医薬品、医療資機材の整備

県は初期医療救護活動等に必要の救急医療セット^{※1}を保健所に配備し、緊急に必要とする医薬品、医療資機材については、宮城県医薬品卸組合と協定^{※2}を締結し医薬品卸売業者が流通備蓄として確保する。

第3 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所の体制

1 県内の独立行政法人国立病院機構の病院(計3か所)にそれぞれ次の構成で災害医療班が編成(配置)されている。

また、独立行政法人国立病院機構の災害拠点病院(全国9か所)のひとつに指定されている独立行政法人国立病院機構仙台医療センターには、次の構成で災害医療拠点病院医療班(2班)が編成(配置)されている。

・災害医療班、災害医療拠点病院医療班

医師1名、薬剤師1名、看護師2名、事務員1名、合計5名

2 災害医療拠点病院(独立行政法人国立病院機構仙台医療センター)には、災害地に向いて救急処置を行う移動診療車(救急車)を保有しており、主な搭載医療機材は次のとおりである。

【搭載医療機材】

- ・自動吸引器
- ・患者監視装置
- ・CO₂モニター
- ・自動心肺蘇生器
- ・新生児インキュベーター

3 災害医療拠点病院(独立行政法人国立病院機構仙台医療センター)は、通常消費する医薬品のほかに、災害時を想定した医薬品の備蓄^{※3}(約3日程度)を確保しているほか、飲料水(約1,000トン)を確保している。

※1 救急医療セット内容リスト(資料2-14-2)

※2 非常災害用医薬品確保に関する協定書(資料2-14-3)

※3 備蓄医薬品リスト(資料2-14-4)

第4 日本赤十字社宮城県支部の体制

日本赤十字社宮城県支部は、救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備する。

(1) 救護員の登録・訓練

救護業務に従事させる必要な救護員を登録し、その養成を行う。

(2) 常備救護班の編成

救護班の編成基準は、医師1人、看護師長1人、看護師2人、主事2人とし、仙台赤十字病院・石巻赤十字病院に各4班の計8班を常備する。

(3) 救護装備の整備及び救護材料・血液製剤の準備

救護業務に必要な救急車等の装備を整備し、また、必要な救護材料及び血液製剤を準備する

(4) 災害救助法に係る防災体制の整備

災害救助法第32条の規定による都道府県知事からの委託(医療、助産及び死体の処理)については、宮城県知事と委託契約を締結し、災害が発生した場合には、この委託契約に基づき速やかに救護班を派遣し、被災地に救護所を開設する等して災害救護活動を行う。

(5) 医療施設・血液センターに係る災害予防対策

管下医療施設(仙台赤十字病院・石巻赤十字病院)は、災害時の患者受け入れ態勢、水・医薬品・医療材料等の備蓄機能を強化して、拠点となる医療体制の整備に努める。

また、管下宮城県赤十字血液センターは、災害時の血液製剤の供給体制及び需給調整体制を確立し、適正な在庫量の確保に努める。

第10節 緊急輸送体制の整備(県総務部、企画部、産業経済部、土木部、県警察本部、東北地方整備局、(社)宮城県トラック協会)

第1 目的

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておくものとする。

第2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク^{※1}計画の策定、関係施設の整備

道路管理者は、関係機関と協議し災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路(以下「緊急輸送道路」という。)を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策の計画を定め整備を図る。

また、港湾等管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられている港湾施設について、緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。

2 緊急輸送道路の整備

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

3 交通規制等交通管理体制の整備^{※2}

警察は、緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。

(1) 交通規制計画

災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するため、あらかじめ交通規制計画及び交通管制センターの運用計画を策定する。

交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等の交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

イ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路

^{※1} 緊急輸送道路ネットワーク(資料2-13-1)

^{※2} 警察官の措置命令等に関する覚書(資料2-13-2)

- ロ 緊急交通路、避難路その他の防災上重要な幹線道路
- ハ 高速道路(インターチェンジについては個々のインターチェンジごと)
- ニ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- ホ 津波の来襲、崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- ヘ 石油コンビナート等災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- ト その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備

災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等の被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。

また、災害発生時の交通規制を円滑に行うため交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放置車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練等の実施方法等について事前に協議を行い、協定等を締結するよう努める。

第3 緊急輸送体制

1 緊急通行車両に係る確認手続き^{※1}

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認事務については、災害対策基本法に基づくものとする。

なお、県公安委員会は、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため緊急通行車両等の事前届出・確認手続き等要領に基づき行う。

2 関係機関の輸送体制

県及び(社)宮城県トラック協会は、緊急物資輸送に必要なトラックの調達について、あらかじめ協定を締結^{※2}し、車両の台数及び派遣箇所について常時対応できる体制^{※3}を整備する。

市町村においては、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等関係機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて(社)宮城県トラック協会等と協定を締結する。

^{※1} 緊急通行車両等の事前届出・確認手続き等要領(資料2-13-3)

^{※2} 緊急物資の輸送に関する協定書(資料2-13-4)

^{※3} 宮城県トラック協会各支部保有トラック台数表(資料2-13-5)

第11節 避難収容対策(県総務部、保健福祉部、産業経済部、土木部、教育庁、県警察本部、市町村)

第1 目的

大規模な災害発生時あるいは火災等二次災害により、避難者が多数発生するおそれがある。

このため、県、市町村は事前に、避難誘導體制、緊急に避難する場所としての避難場所、そして、ある程度の設備が整っている公民館等の二次避難所、その他避難先へ向かう避難路等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。

第2 避難誘導體制

県及び市町村は、避難指示、避難勧告等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、避難指示又は避難勧告を行う基準を設定するよう努め、また、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図るとともに、災害時要援護者を速やかに避難誘導するため地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

また、水防団等と協働し、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

県及び市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。

第3 避難場所の確保

1 市町村の対応

市町村は、災害から管内の住民が一時避難するための場所^{※1}について都市公園、グラウンド、体育館、学校など公共施設を対象として、あらかじめ定めておく。

また、学校等教育施設(私立学校を含む)を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

なお、必要に応じて、広域避難場所についても事前に検討する。

避難場所として指定する場合、高齢者、乳児、障害者等災害時要援護者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定するものとし、次の条件に留意する。

^{※1} 市町村別指定避難場所等一覧表(資料2-16-1)

- (1) 火災による輻射熱等による被害の危険性のない場所であること。
- (2) 洪水、高潮による浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- (3) 崖崩れ等土砂災害のおそれのない場所であること。
- (4) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- (5) 対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。
- (6) 危険物施設等が近くにないこと。

2 県の対応

県は、市町村で指定する避難場所を補完するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。

この場合、上記1の(1)～(6)の条件の他、道路交通の利便性にも留意する。

第4 避難所の確保

市町村は、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。

なお、市町村は避難場所を指定し、位置や避難にあたっての方法を住民に周知する。

1 避難施設等の選定要件

- (1) 「第3 避難場所の確保」で示した条件を満たすところに建っている施設であること。
- (2) 救援、救護活動を実施することが可能であること。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) その他被災者が生活する上で、当該市町村が適当と認める場所であること。

2 避難所の管理

- (1) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
- (2) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- (3) 避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努めること。
- (4) 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておくこと。
- (5) 学校等教育施設(私立学校を含む)を避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。
- (6) 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。

- (7) 高齢者、障害者等の災害時要援護者が安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を、必要に応じて予め指定しておくこと。
- (8) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておくこと。

第5 避難路の確保

市町村は、避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万が一に備えた複数路の確保。
- (3) 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

市町村は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第6 避難計画の整備

1 市町村の対応

市町村は、下記の事項に留意して避難計画を整備する。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、収容人員
- (3) 避難所の名称、所在地、収容人員
- (4) 避難路及び誘導方法

2 公的施設等の管理者

学校、病院、デパート、公民館、地下街等不特定多数の人が集まる施設の管理者は、利用者や従業員の安全確保のため、防災の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を作成し、従業員等への防災教育、訓練を行うよう努める。

第7 避難に関する広報

市町村は、指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、浸水想定区域、避難場所、避難所、避難路等水害に関するハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等へ積極的に配布し、周知を図る。

さらに、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等

の整備を推進する。

水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

第8 応急仮設住宅対策

県は、(社)プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、応急仮設住宅の建設に要する資機材及び公有地等建設可能な用地の把握に努める。

第12節 食料、飲料水及び生活物資の確保(県環境生活部、保健福祉部、産業経済部、企業局、市町村、東北農政局、関係団体等)

第1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、発災直後から被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を図っていくものとする。

第2 県民等のとるべき措置

- 1 県民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など)及び飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。

また、家族構成を配慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

- 2 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら食料、飲料水の備蓄に努める。
- 3 県及び市町村は、県民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取組むよう啓発に努める。

第3 食料及び生活物資の確保

1 食料の調達、供給活動関係

- (1) 県は、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料(米穀、乾パン、野菜、果実、乳製品等)についてあらかじめ調達体制を整備し、それらの供給確保に努める。
 - イ 米穀・乾パンについては、災害時の応急売却等について東北農政局長とあらかじめ協定^{※1}を締結するなどして、調達の確保を図る。
 - ロ 野菜・果実については、農業関係団体等と緊急時における供給等の確保に努める。
 - ハ 水産加工品については、各水産加工業協同組合等と、災害時における提供に備えた協力体制の確立に努める。
 - ニ 乳製品については、広域流通している観点から他県の乳業メーカーとの協力

^{※1} 災害時における災害救助用米穀の緊急引渡しに関する協定書(資料2-17-1)

体制の確立に努める。

ホ その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」^{*1}の締結などを行う一方、宮城食品工業協議会、宮城味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得るなどして、緊急時における供給体制の確立に努める。

(2) 市町村は、被害想定などを参考にしながら最小限の非常食の備蓄^{*2}に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

また、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

(3) 東北農政局(食糧部)は、農林水産省指定倉庫^{*3}の備蓄食糧^{*4}の管理のほか、県内における食糧供給先、供給可能数量等を把握する。

2 生活物資の確保

県は、応急生活物資を供給するため、あらかじめ、宮城県生活協同組合連合会等関係業界と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。

また、災害救助法が適用される大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

市町村は、県と同様に最小限の生活物資の確保に努める。

第4 飲料水の確保

1 飲料水及び応急給水資機材の確保

(1) 市町村は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

(2) 市町村は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材^{*5}をあらかじめ整備する。

(3) 市町村は日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。

(4) 県は主に給水の応援に係る情報の連絡調整、総合的な助言指導及び関係機関への応援要請を行う。

*1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(資料2-17-2)

*2 市町村別食料・飲料水備蓄一覧表(資料2-17-3)

*3 農林水産省指定倉庫(資料2-17-4)

*4 災害対策用乾パンの備蓄状況(資料2-17-5)

*5 給水車等保有状況一覧表(資料2-17-6)

2 広域水道^{*1}の対応

可能な限り受水市町村の要請に応えられる体制の整備に努めるとともに、災害発生による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定^{*2}」を締結している運送業者に対して、飲料水輸送のため車両の派遣を依頼するなど、必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。

(1) 企業局の送水系統が被災しない場合(浄水、送水ともに可)

市町村の水道施設被災による断水に対応するため、各浄水場及び広域水道送水管上に設置する臨時給水所を利用した給水車への供給及び住民への給水を、可能なかぎり実施する。

(2) 企業局の送水系統が被災した場合(浄水可、送水不可)

局内復旧チーム等による広域水道送水管系統の早期復旧を目指すとともに、各受水市町村と飲料水の供給方法を協議する。

また、給水可能な場所に設置する臨時給水所等を利用し、給水車への供給及び住民への飲料水の供給に努める。

*1 宮城県企業局所管浄水場一覧表(資料2-17-7)

*2 災害時における車両の派遣に関する協定書(資料2-17-8)

第13節 廃棄物対策(県環境生活部, 市町村, 廃棄物関係団体, 事業者)

第1 目的

大規模な災害発生後、大量に発生する廃棄物(粗大ゴミ, 不燃性ゴミ, 生ゴミ, し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進するものとする。

第2 処理体制^{※1}

1 市町村の役割

市町村は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を市町村地域防災計画に定めるとともに、当該市町村の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 県の役割

県は、市町村がその責務を十分果たせるように必要な技術的援助を行うとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

3 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において適正に処理するための体制の整備に努める。

第3 主な措置内容

市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要資機材の備蓄を行うこと。
- (2) 収集運搬車両^{※2}や清掃機器等を常時整備すること。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。

^{※1} ごみ処理施設の整備状況(資料2-20-1)、粗大ごみ処理施設の整備状況(資料2-20-2)、し尿処理施設の整備状況(資料2-20-3)

^{※2} ごみ・し尿収集運搬車両一覧表(資料2-20-4)

2 応急体制の確保

(1) 生活ごみや災害によって生じた廃棄物(がれき)の分別収集体制や一時保管場所である仮置き場の配置に関する計画を作成すること。

(2) し尿、生活ごみ及びびがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること。

(3) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備すること。

3 避難所の生活環境の確保

(1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。

(2) (1)の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

第14節 ボランティアの受入れ(県総務部, 環境生活部, 保健福祉部, 土木部, 東北地方整備局, 日本赤十字社宮城県支部, 社会福祉協議会, ボランティア関係団体)

第1 目的

先の阪神・淡路大震災及び近年の各種災害において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。

このため、今後、ボランティアの民間団体等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。

一方、行政機関等防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努めるものとする。

さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受け入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なもの、次のとおりである。

- 1 生活支援に関する業務
 - (1) 避難所の運営
 - (2) 炊き出し、食料等の配布
 - (3) 救援物資等の仕分け、輸送
 - (4) 高齢者、障害者等の介護補助
 - (5) 清掃活動
 - (6) その他被災地での軽作業
- 2 専門的な知識を要する業務
 - (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
 - (2) 外国人のための通訳
 - (3) 被災者へのメンタルヘルスケア
 - (4) 高齢者、障害者等への介護
 - (5) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
 - (6) 公共土木施設の調査等
 - (7) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3 専門ボランティアの登録

平成16年4月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・市町村の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。

このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

2 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被災状況を把握する。

3 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や市町村の職員だけでは十分な対応ができない。

そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。

県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。

第4 一般ボランティアの受入体制^{*1}

1 一般ボランティアの受入体制づくりの担い手

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的な活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

またNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターは災害時における各種救援・援助を迅速に行うため、関係機関・団体が相互に協力することを目的として平成8年12月、各種団体、学校、企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、個人等が参加して設立された団体である。

一般ボランティアの受け入れは、この両者が中心となって、担うものとし、災害の発生時には社会福祉協議会及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような

*1 災害ボランティアセンターに係る関係機関等の役割(平常時)(資料2-18-1)

準備、取り組みを行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生したらボランティアが直ぐに活動ができるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

(2) ボランティア受け入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

県及び市町村は、一般ボランティアの受入体制づくりについて、社会福祉協議会、NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターと協働するとともに、必要な調整、支援を行う。

第5 日本赤十字社宮城県支部の活動体制

大規模な災害時には、行政等の救援機関だけに頼らず県民相互の自主的できめ細やかなボランティア活動が、防災活動の進展に極めて意義深いことから、県民の防災意識の高揚と安全で有効な活動を期するため、積極的にこれを推進する。

1 赤十字の防災ボランティア^{※1}

- (1) 赤十字奉仕団員
- (2) 防災ボランティア活動に参加を希望し、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとしての登録をした個人又は団体
- (3) 災害発生時に、防災ボランティアとしての活動に参加することを希望する個人又は団体

2 活動内容

日本赤十字社が行う災害救援活動に参加・協力する。また、日本赤十字社の仲介により、行政機関等の要請を受け、各人又は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

^{※1} 赤十字防災ボランティア活動推進要綱(資料2-18-2)

3 関係機関との連携

防災ボランティア活動を有効に推進するため、活動場所、活動内容、受け入れ等について詳細な情報を必要とするので、常に関係機関との密接な連絡体制の維持に努める。

4 研修及び訓練

赤十字奉仕団に対しては、日頃の活動や研修を通して防災ボランティア活動への積極的な参加を促し、中心的な役割を担えるような体制を整備する。

また、参加を希望する個人又は団体については、適時研修会等を開催し、又は講師を派遣する等できる限りの便宜を図る。

5 防災ボランティアの登録

防災ボランティアの登録については、あらかじめ行うこととするが、各人の特殊技能等による機能別照会についても考慮する。

6 災害発生時の防災ボランティア受入れ

災害発生時に活動参加を申し出るものについては、活動に先立って登録の上、その業務内容等に関する研修・訓練等を行うこととし、特に安全については十分に考慮する。

7 防災ボランティア・リーダーの養成

日本赤十字社は、活動を円滑かつ安全に行うため、これらの連絡・調整にあたる防災ボランティア・リーダーを養成する。支部はこれを補佐する地域リーダーを養成する。

8 補償

赤十字奉仕団員及び防災ボランティアに登録したものに對し、「日本赤十字社救急・防災ボランティア保険」への加入を勧誘し、安全で積極的な活動ができるよう努める。

第15節 災害時要援護者・外国人対策(県環境生活部, 保健福祉部, 産業経済部, 市町村, 社会福祉施設, 介護老人保健施設, 日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部)

第1 目的

大規模な災害時には、高齢者、障害者等の災害時要援護者、また県内に在住する外国人、あるいは旅行者等も被災することが考えられ、その場合一般県民より危険が予想され、さらに避難後の生活にも精神的、身体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、その対策について整備しておくものとする。

第2 高齢者、障害者等

一般に要援護者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等(以下「災害時要援護者」という。)に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。

このため、県、市町村、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設(以下「社会福祉施設等」という。)は、災害時要援護者の災害予防に万全を期すものとする。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。

特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

(2) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

2 在宅の災害時要援護者の災害予防対策

県及び市町村は、在宅で介護を受けている災害時要援護者を的確に把握しておく。

また、すでに整備済みである独居高齢者や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や市町村等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

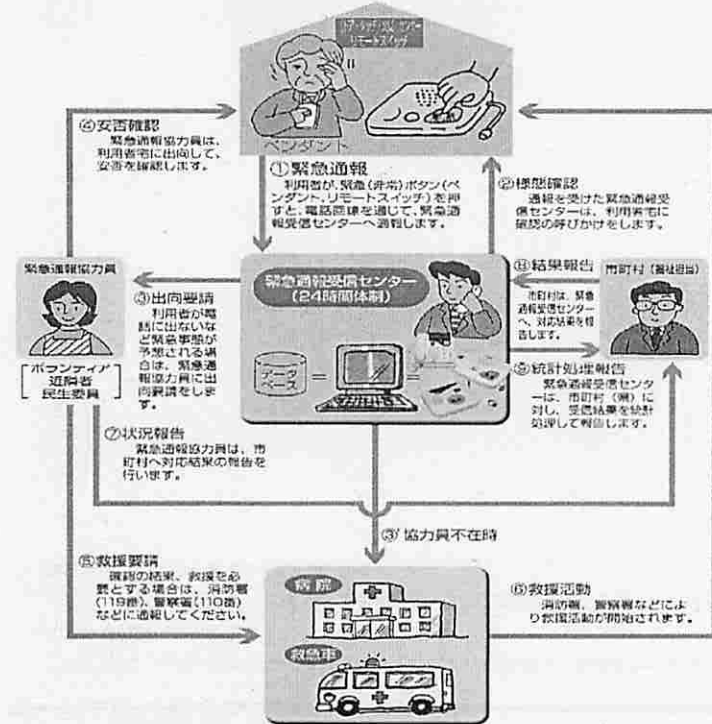
※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとりぐらし高齢者等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとりぐらし高齢者等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント(小型無線発信器)を押すことにより、家庭用緊急通報器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員(ボランティア等)の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援するシステムである。

システム概念図



第3 外国人支援対策

本県に在住する外国人^{※1}は年々増加を続け、現在約17,000人(H15末日現在)となっている。

特にここ数年は、年間約1千人規模で増え続けており、中国人やブラジル人さらにはフィリピン人の伸びが著しい。

このように増加する在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行うものとする。

- 1 市町村は、防災計画の作成にあたり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行うこと。
- 2 市町村は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図ること。
- 3 市町村は、避難場所までの案内板等に外国語を併記すること。
- 4 市町村が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めること。
- 5 市町村は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行うこと。
- 6 市町村は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成すること。
- 7 県は、これら市町村と連携し外国人防災対策事業を実施するとともに、必要な支援もあわせて行うものとする。
- 8 県は、災害時における通訳ボランティアの制度を確立し、県内一円をカバーできる体制を整備すること。
- 9 県は、災害時における外国語による情報発信のための体制の整備及び媒体の確保を行うこと。

第4 旅行者への対策

日本三景のひとつに数えられる松島や、多くの国定・国立公園及び温泉地を有する本県には、毎年4,800万人前後の観光客^{※2}が訪れており、災害時の旅行者の安全に配慮する必要がある。

このため県は、災害時の旅行者の被害状況把握について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部に対して協力を要請するとともに、情報連絡体制をあらかじめ整備する。

^{※1} 県内の外国人登録者の現状(資料2-19-1)

^{※2} 平成15年観光客入込数(資料2-19-2)

市町村は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

また、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、市町村や関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

第16節 防災訓練の実施(県、市町村、防災関係機関)

第1 目的

各防災関係機関は災害発生時に、県、市町村、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、防災訓練を行うものとする。

訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図るものとする。

第2 県の防災訓練

1 県は、毎年6月12日(県民防災の日)及び9月1日(防災の日)に総合防災訓練を実施する。

訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、ハザードマップ等を活用し、より実際の災害に近い状況で実践的な災害対応能力の向上を図る図上訓練を今後も引き続き実施し、県内市町村、防災関係機関等にも積極的な参加を求める。

図上訓練については、市町村においても導入されるよう研修等を行い、全県的な規模で実施されるよう努める。

さらに、通信訓練等には国機関の協力も依頼し、また、広域応援協定締結道県についても相互に協力するなど、県域を越えた訓練の実施についても努力する。

(1) 6・12総合防災訓練

県は、職員の非常招集訓練、緊急通信訓練、災害対策本部運用訓練等を実施する。

(2) 9・1総合防災訓練

県は、毎年実施市町村を定め、当該市町村、防災関係機関等と調整を図りながら、実践的な訓練を実施する。

第3 市町村の防災訓練

市町村は、毎年6月12日(県民防災の日)及び9月1日(防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。

この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、災害時要援護者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。

訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

また、地下鉄、地下街等における災害を想定した訓練についても検討を行う。

(訓練内容)

イ 災害対策本部運用訓練

- ロ 職員招集訓練
- ハ 通信情報訓練
- ニ 広報訓練
- ホ 火災防御訓練
- ヘ 緊急輸送訓練
- ト 公共施設復旧訓練
- チ ガス漏洩事故処理訓練
- リ 避難訓練
- ヌ 救出救護訓練
- ル 警備、交通規制訓練
- ヲ 炊き出し、給水訓練
- ヅ 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
- カ 水害防止訓練
- ヨ 自衛隊災害派遣訓練
- タ その他

第4 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体等の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

- イ 関係各機関、一般住民等と連携、協力しながら行う。
- ロ 災害時要援護者に配慮するなどできるだけ実践的な内容とする。
- ハ 訓練結果について、事後に検討を行う。

第5 通信関係機関の非常通信訓練

東北総合通信局、県、市町村及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

第17節 防災知識の普及(県総務部、教育庁、市町村、第二管区海上保安本部、 その他防災関係機関)

第1 目的

県、市町村及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的に与えるなど、防災知識の普及に努めるものとする。

また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努めるものとする。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時の県、市町村は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。

このため、職員に対し他の地方公共団体の研修制度及び国の研修機関等の活用、大学の防災に関する講座等との連携なども考慮した防災研修会等の実施、関係マニュアルの作成・配布、研修会を通じ、所掌事務を熟知させる。また、防災関係機関は、各々必要な施策を講じ、職員の防災関係意識の向上に努める。

2 住民への防災知識の普及

県及び市町村は、住民の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施し、その危険性及び早期避難の重要性を周知させるとともに、最低3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備等家庭での予防・安全対策、注意報・警報実施時や避難勧告等発表時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓蒙を図るものとする。また、災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。

実施に際しては、広報紙、新聞広告等を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。

また、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

なお、防災知識等の普及に当たっては、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、外国人、高齢者、障害者等災

害時要援護者に配慮するものとする。

東日本電信電話(株)宮城支店等は、災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」やiモード災害用伝言板の利用推進を図る。

3 沿岸部住民及び船舶への防災知識の普及

(1) 関係事業者に対し防災訓練の積極的な参加促進を図る。

(2) 海岸等の利用者に対しては、次により災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

イ 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配布等を行う。

ロ 各種行事を活用して防災関係資料の配布等を行う。

ハ 特に第二管区海上保安本部は、船舶への立入検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配布等を行う。

第3 学校等教育機関における防災教育

1 校長又は園長は、児童・生徒、幼児の災害に関する知識を深まるよう、日頃から必要な安全教育を充実させるとともに、災害時において児童・生徒、幼児が自らの安全を確保するために必要な能力・行動を身につけさせるため、防災訓練や避難訓練等を定期的の実施する。

2 教育委員会及び社会教育関係機関は、県民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。

3 県及び市町村並びに教育委員会は、防災教育の充実のために必要な教材・資料等を整備するとともに、指導に当たる教員等の指導力の向上のために必要な研修を充実させる。

なお、私立学校においても、防災教育の指導にあたる教員等の指導力の向上に努める。

第4 県民の取り組み

被害の大きさは県民の心構えや備えによって大きく異なることから、県民は被害の軽減や最小化につながるよう普段から家族内の連絡体制の確保や非常持ち出し用品の確認などを行うとともに、地域での自主防災組織の活動やボランティア活動への積極的な参加や、災害に関する正しい知識、過去の災害事例^{※1}などの防災知識の習得に努める。

^{※1} 宮城県災害年表(資料6-1-1)

第18節 自主防災組織の育成(県、県警察本部、市町村)

第1 目的

大規模な災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。

このため、県及び市町村等は、地域住民及び事業所等による自主防災組織等の育成・指導に努めるものとする。

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これら全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等災害時要援護者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識のもとに行動することが必要である。

また、住民自身の災害に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第3 自主防災組織の育成・指導

1 県の役割

- (1) 市町村が行う自主防災組織育成事業に対して、必要な支援を行う。
- (2) 市町村と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研究会、講習会等を開催し、自主防災組織の活性化、リーダーの育成推進を図る。
- (3) 市町村と協力し各種普及啓発事業を通して、自主防災の重要性を県民に呼びかけ、組織化を推進する。
- (4) 県は自主防災組織の連携強化を図るため、市町村と協力し県自主防災組織連絡協議会の設置を行う。

2 市町村の役割

市町村は災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

- (1) 市町村は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的にを行い、組織率の向上と

実効ある自主防災組織の育成に努める。

- (2) 市町村は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 市町村は地域の自主防災組織の連携強化を図るため、防災関係機関と協力し、市町村自主防災組織連絡協議会の設置について検討する。

第4 自主防災組織の活動^{※1}

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

イ 防災訓練への参加

災害が発生したとき、住民が適切な措置をとることができるよう、県及び市町村等が実施する防災訓練へ参加する。

ロ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ハ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

ニ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

ホ 救出・救護訓練の実施

がけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

2 災害発生時の活動

^{※1} 自主防災組織の現状(資料2-24-1)、民間防火クラブ等(資料2-24-2)

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

イ 地域内の被害情報の収集方法

ロ 連絡をとる防災関係機関

ハ 防災関係機関との連絡方法

ニ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。

また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(4) 避難の実施

市町村長の避難勧告・避難指示又は警察官等から避難指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施にあたって、次の点に留意する。

イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

(イ) 市街地……………火災、落下物、危険物

(ロ) 山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり

ロ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。

ハ 高齢者、幼児、障害者その他自力で避難することが困難な災害時要援護者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市町村が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、助成・支援を行う。

第19節 企業等の防災対策の推進(県総務部、産業経済部)

第1 目的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、大規模な災害の発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。

また、その社会的使命を考えると、地域における防災上の役割は、決して小さいものではない。

このため、県、市町村、防災関係機関は、防災訓練等の機会をとらえ訓練への参加等呼びかけ、また、企業等自らも防災訓練を積極的に実施する。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。

特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や県民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。

このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設の防水化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力

第20節 災害種別毎予防対策(県総務部、企画部、環境生活部、保健福祉部、産業経済部、土木部、県警察本部、市町村、東北森林管理局、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、関東東北産業保安監督部東北支部、自衛隊、日本道路公団東北支社、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、阿武隈急行(株)、くりはら田園鉄道(株)、仙台市、県毒劇物協会)

第1 火災予防対策^{*1}

1 目的

火災による人的・物的被害の軽減を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、出火防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図るなど、火災予防対策の徹底に努めるものとする。

2 現況

出火件数は、1975年以降1,000件前後を上下していたが、1990年以降は増加傾向にあり、出火原因をみると、放火、放火の疑い、たばこ、たき火、こんろがここ数年連続上位で推移している。

3 情報の収集・伝達体制の整備

県、市町村及び防火関係機関は、情報収集、伝達手段として、無線、有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期するものとする。

4 防災活動の促進

出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も多発している。

このため、県、市町村及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

県民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きることから、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 住民への指導強化

世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、

*1 消防の概要(資料2-15-1)

異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に、春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の高揚を図る。

(3) 出火防止のための査察指導

市町村及び消防機関は、火気使用設備・器具の不適正な使用や配置又は過度の使用方法による出火を抑制、未然防止するため、使用場所や設備・器具の状態について、予防査察を実施する。

(4) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会が多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について指導する。

(5) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により県民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

また、防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

5 消防組織の充実強化

複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。

さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。

6 消防力の強化

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を防止することが必要であることから、県は、消防力の基準及び消防水利^{※1}の基準に基づき、市町村、消防本部における消防資機材^{※2}の整備や人員の確保、消防施設の整備充実を図るよう指導するとともに、財政援助に

※1 市町村別消防水利の現況(資料2-15-3)

※2 消防ポンプ自動車等現有数(資料2-15-2)

努めるものとし、市町村、消防本部はこれらの設備整備を積極的に進めるものとする。

また、県は、災害等による水道配水管の破断、及び大量送水を必要とする市街地大火の場合の適切な消防用水確保のために、七北田川の4箇所について(仙台市泉区市名坂地区他3箇所)護岸等を整備する。

なお、県は市町村に対し、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池等を消防水利としての活用を指導し、これらの施設整備を促進する。

7 消防団の育成

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消防等を始めとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

このため、県及び市町村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

(1) 消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、ひいては消防団への参加・協力の環境づくりを推進する。

(2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団員の確保に努める。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

(3) 県は、市町村に対し、施設・設備の充実を指導し、財政援助に努めるものとし、市町村は、これらの充実に努める。

8 火災予防措置

(1) 予防査察指導の強化

火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、市町村火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。

なお、火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行なう。

(2) 漏電による火災の防止

配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良箇所の早期発見と改修に

努める。

また、需用設備については、新增設備並びに定期調査により不良個所の改修を需用家に通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。

一般公衆に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。

特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行なう。

(3) 消防用設備等の設置・普及

火災による人的物的被害の軽減を図るため、早期発見、初期消火及び避難等に有効な消防設備の適正な設置及び維持管理について指導するとともに、消防設備士の資質の向上を図る。

(4) 住宅防火対策の推進

住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられ、機器の普及促進に努めると共に、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

9 消防計画の充実強化

県は、消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行うための市町村消防計画について、組織・施設の整備拡充が図られるよう見直しなどの指導助言をする。

- (1) 消防力等の整備及び点検
- (2) 災害に対処する消防地理、危険区域等の調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

10 その他の予防対策

上記以外の予防対策については、前節までの各予防対策を準用する。

第2 林野火災予防対策

1 目的

林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、いったん大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。このため、未然防止に努めるとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、資機材の整備等を図り火災予防対策の徹底に努めるものとする。

2 現況

出火件数は、気象に左右されるものの1975年以降100件前後で推移してきており、焼損面積では、1983年に860ha、2001年に160haを消失した大規模林野火災も発生している。出火原因では、たき火、タバコ等の不始末によるものが多く、近年のアウトドアブームに併せて森林に対する関心が高まる中、入山者が多くなっていることに伴い、林野火災の発生する危険度も増してきている。

3 事前警戒措置

(1) 火入れの協議

火入れによる出火を防止するため、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく市町村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所以隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) たき火等の制限

イ 市町村長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。

ロ 市町村長は、消防法第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、その市町村の区域内の在る者に対し火の使用を制限する。

4 広報宣伝の充実

県、市町村及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

(1) 山火事防止強調月間の設定

春、秋の火災危険期に山火事防止強調月間を設け、関係機関が連携して広域的な山火事防止運動を展開する。

(2) 森林保全管理維持推進協議会の開催等

林野火災予防等に関することを協議するため、森林保全管理推進協議会を開催

するとともに、関係機関(県、市町村、森林組合等)の連携強化を図りつつ、林野火災に対する県民の関心を喚起し、林野災害発生予防のための、強力な運動を推進する。

(3) ポスター、標識板等の設置

屋内外、交通機関、駅、登山口、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板、警報旗、懸垂幕等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する。

(4) 報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、映画館、公民館、学校等の協力を得て、ラジオ、テレビによる広報、新聞及び県、市町村並びに関係機関が作成・配布する広報紙への記事掲載、映画、スライドの上映を実施し、啓発・宣伝を図るほか、航空機による上空からの広報宣伝を実施する。

(5) チラシ、パンフレット等の配布

啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ステッカー等を作成して配布する。

(6) 学校教育による防火思想の普及

自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童・生徒を通じて家庭への浸透を図る。

5 森林等の管理、整備

森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(1) 林道(防火道)の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 治山えん堤等(防火用水施設)の整備

治山・砂防えん堤及びダムを計画的に整備するほか、既存のえん堤・ダムを利用し付近に貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件、気象条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

(5) 森林の適切な保育管理

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行なう。

6 防ぎよ資機材^{※1}の備蓄

県、市町村等関係機関は、林野火災に迅速に対応するため、防ぎよ活動に必要な資機材を備蓄しておくものとする。

7 防災活動の促進

県、市町村等関係機関は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の高揚と防災活動の向上を図る。

また、初期消火活動の協力体制を確立し、林野火災防ぎよ技術の習得と向上のため、関係機関相互による訓練、資機材操作運用研究会の開催、空中消火活動の強化・充実に努める。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

(2) 住民への指導強化

(3) 出火防止のための査察指導

(4) 初期消火体制の強化

8 林野火災特別地域の指定

市町村は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておくものとする。

^{※1} 林野火災空中用資機材備蓄状況(資料2-11-4)、主要建設機械の保有台数(資料2-11-5)、林野火災防ぎよ資機材整備状況(資料2-11-6)

第3 危険物等災害予防対策

1 目的

災害時において、危険物施設等の火災や危険物等の流出等が発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、災害対策と防災教育による意識の高揚に努め、危険物等による災害の未然防止を強力に推進するものとする。

また、法令に定められている技術上の基準適合性の維持及び貯蔵・取扱いの基準の遵守を指導し、保安の万全を図るものとする。

2 災害予防措置等

(1) 危険物施設^{*1}

県及び消防機関は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導を行い、災害対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、予防対策の推進を図る。

イ 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、所有者又は占有者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

ロ 施設の基準維持の指導

危険物施設の設計基準については、年々強化され構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。

ハ 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

ニ 広報・啓発の推進

危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般人に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。

ホ 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、

*1 危険物規制対象施設数(資料2-8-1)

事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

ヘ 第二管区海上保安本部

第二管区海上保安本部は、港内石油基地の状況(規模、消防設備、機材等)、危険物荷役の状況(荷役場所、荷役時の保安措置等)危険物積載船舶の出入港状況等を常時把握するとともに、事業所等に対し化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等防除資機材の整備に関して基準の遵守を指導徹底させ、被害の拡大防止に努める。

また、タンカー火災、大量の油、放射性物質の流出等が発生した場合の航行制限及び防除、避難対策等を検討する。

(2) 高圧ガス施設^{*1}

イ 高圧ガス製造、販売、貯蔵等の事業者は、高圧ガス保安法等に定められている技術上の基準を遵守し、日ごろから高圧ガス施設の保守・管理を行い、防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

ロ 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し、各種検査や講習会等を通じ指導助言するとともに、必要に応じ改善その他の措置命令を行う。

ハ 関東東北産業保安監督部東北支部は、高圧ガスの各種施設については、保安監督の推進のために必要な指導・助言を行い、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を促進することにより、災害の防止に努める。

(3) 火薬類製造施設等^{*2}

イ 火薬類製造販売等の事業者は、火薬類取締法等に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、定期自主検査、保安教育を確実に実施し製造施設・火薬庫の維持点検に努め、火薬類による災害が発生しないよう対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を図る。

ロ (社)宮城県火薬類保安協会は、事業主、保安責任者及び従事者に対する保安教育講習会等を実施し、保安意識の高揚を図る。

ハ 消防関係機関は、前記イについて、立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。

県は、前記イについて、消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、自主保安体制の確立・推進を積極的に支援する。

なお、県は、安全性の確保のため火薬類等を取り扱う製造業者、販売業者及び取扱業者等に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締り

*1 高圧ガス関係事業所数(資料2-8-2)

*2 火薬類関係事業所数(資料2-8-3)

を行う。

ニ 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督の推進のため、火薬類の製造、貯蔵等について必要な指導助言を行い、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を推進することにより、災害の防止に努める。

(4) 毒物・劇物貯蔵施設^{※1}

イ 県は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物(39種類)に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備(タンク等)を有する施設を把握しておく。

ロ 県は、県内毒物・劇物貯蔵マップを県内3地区(仙南、仙台、仙北)に分割し作成する。

ハ 県は、該当施設責任者に対し、各施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導する。

ニ 県は、該当施設を有する事業者に対し、広域的に対処するため県毒劇物協会と連絡調整を図る。

ホ 県は、毒物の安全性の確保のため毒物等を所管する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。

ヘ 県毒劇物協会は、災害対策用連絡網及び支援体制(中和剤、防毒器具)を確立する。

(5) 放射性物質の使用・貯蔵施設等

イ 放射性物質取扱(使用・販売・廃棄)事業者は、関係法令を遵守するとともに、放射性物質による事故等を防止し、公共の安全を確保するように万全を期するものとする。

ロ 県及びその他の関係機関は、放射性物質取扱事業所等の把握及び安全管理等の指導に努めるものとする。

^{※1} 県内広域圏毎の種類別毒物劇物取扱事業所数一覧(資料2-8-4)、県内広域圏毎の毒物劇物業務上取扱事業所一覧表(資料2-8-5)、県毒劇物協会備蓄品一覧(資料2-8-6)、毒物劇物製造業登録施設一覧(資料2-8-7)

第4 海上災害予防対策

1 目的

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、没水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予防対策について定めるものとする。

2 船舶の安全な運航等の確保

(1) 第二管区海上保安本部^{※1}は、次に掲げる措置を講じるものとする。

イ 海図、水路図誌等水路図書^{※2}の整備

ロ 港内における航行管制、海上交通情報提供等の実施

ハ 危険物荷役における安全防災対策の指導

ニ 航路標識の整備

ホ 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供の実施

(2) 港湾管理者等は、管理施設の維持管理に努める。

3 職員の配備体制

関係機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集等応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに年1回以上の訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用手法等の習熟等について徹底を図るものとする。

4 防災関係機関相互の応援体制

第二管区海上保安本部、県及び市町村は、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結する等平時から連携を強化しておくものとする。

5 捜索、救助、救急及び医療活動

(1) 救助・救急関係機関は、当該機関及び関係事業所に係る救助・救急用資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

(2) 第二管区海上保安本部と県、第二管区海上保安本部と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

6 緊急輸送活動

第二管区海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。

7 危険物等の大量流出時における防除活動

^{※1} 巡視船艇・航空機の配備状況(2-11-7)、巡視船艇等防災波設置一覧表(資料2-11-8)

第二管区海上保安本部、県及び市町村は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図るものとする。

また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

8 防災訓練の実施

第二管区海上保安本部は、県、市町村及び民間救助・防災組織、石油関係事業者等並びに港湾管理者等の協力を得て、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

9 海上防災知識の普及

第二管区海上保安本部は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、防船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

10 海上交通環境の整備

港湾管理者は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努めるものとする。

第5 航空災害予防対策

1 目的

航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、被害を未然に防止し又は軽減を図るよう努めるものとする。

2 航空機の安全な運航等の確保

(1) 航空会社の措置

イ 航空機を操縦するパイロットの技術向上、運航前の保守点検等の安全管理の徹底を各航空会社が責任をもって行う。

ロ 乗客に対し運航上の注意事項を遵守するよう呼びかける。

(2) 空港事務所の措置

イ 航空保安業務を適正かつ確実に処理すること。

ロ 航空保安業務を行うに際し、その責任体制及び処理体制を明確にするように努める。

(3) 乗客の措置

乗客に対し運航上の注意事項を遵守するよう努める。

3 防災関係機関相互の応援体制

空港での事故等に備え、関係機関においては、下記の協定等に基づき応援体制の充実・強化を図る。

- ・ 仙台空港における消火救難隊の活動に関する協定
- ・ 仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書
- ・ 仙台空港医療救護活動に関する協定書

4 救助・救急、医療及び消火活動

仙台空港事務所、県、市町村及び関係事業所等において、救助・救急用資機材及び化学消防車等の消防用資機材の整備促進に努める。

5 緊急輸送活動

負傷者等の病院搬送が円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。

6 防災訓練の実施

空港での事故等、緊急時の幅広い対応を考慮し、関係機関との応援協定に基づき、消火救難総合訓練を実施する。

(1) 総合指揮及び情報伝達訓練

(2) 航空機消火訓練

(3) 救難救急活動訓練

(4) 交通路確保訓練

第6 鉄道災害予防対策

1 目的

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招きかねないので、事故災害防止のため、鉄道事業者は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努めるものとする。

2 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施する。

(2) 職員の配備体制

各体制に基づき関係職員の配置体制をとる。

(3) 関係機関相互の応援体制

関係機関及び協力会社との連絡を緊密にする。

(4) 避難誘導体制

災害発生時、駅のココース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

(5) 防災訓練の実施

事故、災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

イ 非常呼出訓練

ロ 避難誘導訓練

ハ 消火訓練

ニ 脱線復旧訓練

ホ その他

3 阿武隈急行株式会社

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設について、必要に応じて補強対策を推進し、災害等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。

また、構造物等の変状若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、災害時の線路巡回計画を定める。

(2) 職員の配備体制

関係職員の非常参集体制の整備を図る。

(3) 関係機関相互の応援体制

災害発生時において、迅速な応急・復旧活動ができるように、防災関係機関相互の連携を図るものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に、適切な誘導避難が行えるよう、防災訓練を適宜実施するとともに、業務研修により周知徹底を図る。

イ 非常呼出訓練

ロ 避難誘導訓練

ハ 消火訓練

ニ 脱線復旧訓練

ホ その他

4 くりはら田園鉄道株式会社

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設について、必要に応じて安全対策を推進し、災害等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。

また、構造物等の変状若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、災害時の線路巡回計画を定める。

(2) 職員の配備体制

緊急連絡体制に基づき関係職員の召集を図り、召集場所、事故概要及び参集時刻を連絡する。

(3) 関係機関相互の応援体制

災害発生時において、迅速な応急・復旧活動ができるように、防災関係機関相互の連携を図るものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に、適切な誘導避難が行えるよう、下記のような防災訓練を適宜実施するよう努めるとともに、業務研修により周知徹底を図る。

イ 車両故障

ロ 踏切事故

ハ その他

5 仙台市高速鉄道

(1) 施設の状況

仙台市高速鉄道南北線の営業路線は、泉中央駅から富沢駅までの14.8kmである。

構造物については、耐震補強を推進しているほか、各駅に消火設備や排水設備等を設置するなど安全性を高めるとともに、地震計及び風速計等により情報の収集を行っている。

列車の運行については、A.T.C(自動列車制御装置)等を採用し安全運行に努めている。

また、指令室で全列車の運行を管理していることから、異常事態発生時には、列車無線等による即時の情報交換が可能となっている。

イ 車両の現況

高速鉄道南北線車両に使用している材料は、不燃性又は難燃性のものを使用し、車体の材料は、アルミニウム軽合金を使用している。

在庫車両一覧表(平成16年4月現在)

形式	制御車	電動車	合計	備考
1000系	42両	42両	84両	

ロ 電気設備の概要

災害時の照明及び最低限必要な動力(排水ポンプ、信号機器、防災設備等)用電源を確保するため北仙台変電所及び長町南変電所に非常用発電装置を設置している。

(2) 災害の予防

イ 安全管理に係わる情報の収集・伝達と事故防止の啓発

鉄道施設内に風速計及び地震計を設置しているほか、各種の気象情報(注意報・警報)については、仙台管区気象台からファクシミリで指令室に送信されることとなっている。

また、防災監視制御盤を各駅の駅務室内に設置し、火災等の発生時における情報を一元的に管理している。

事故防止の啓発については、各線において災害を想定した訓練を実施しているほか、高速電車部全体の総合防災訓練を実施している。

ロ 安全な運行管理と車両等の安全性の確保

列車の運行については、A.T.C(自動列車制御装置)及びA.T.O(自動列車運転装置)を導入しているほか、指令室において全列車の運行を管理している。

各駅のホームの状況については、駅務室、管区駅及び指令室においてモニターテレビによって監視している。

6 鉄軌道の交通環境の整備

道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき踏切道の立体交差化や構造改良の促進、必要に応じ交通規制の実施や踏切道の統廃合等、踏切事故の防止対策に努めるものとする。

第7 道路災害予防対策

1 目的

道路は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであるため、災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。

また、各関係機関において、平常時より緊密な連携を図るなど、協力体制の整備を図る。

2 道路施設等の整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。

また、災害対策上必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

(1) 道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施する。

(2) 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋りょう補強工事を実施する。

(3) トンネル

覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

(4) 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置などの道路施設について、補強に努めるとともに、電線共同溝などの整備に努める。

なお、県土木部は、災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

3 職員の配備体制

道路管理者は、実情に応じ災害応急対策に必要な職員の非常配備体制の整備を図る。

4 防災関係機関相互の応援体制

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、道路管理者は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(2) 都道府県知事等法令で定める者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、

あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。

5 救助・救急・医療及び消火活動

道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、道路管理者、医療機関及び消防機関等は、救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

6 緊急輸送活動

(1) 警察本部及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、警察本部は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

(2) 警察本部は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図るものとする。

7 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努めるものとする。

8 防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

9 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の啓蒙普及を図る。

第3章 災害応急対策

第1節 防災気象情報の伝達(県、市町村、仙台管区気象台、東北地方整備局)

第1 目的

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。

また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。

第2 防災気象情報

仙台管区気象台^{*1}は、気象・地象・水象等の観測結果^{*2}に基づき警報及び注意報(津波警報・津波注意報を除く。)並びに気象情報(以下これらを防災気象情報という。)を次により発表し、防災関係機関等へ伝達するとともに、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。

その際、対象者に漏れなく、災害時要援護者にも配慮するとともに、住民にとってわかりやすく伝達するよう努めるものとする。

また、仙台管区気象台は、情報伝達を円滑に行うため気象等予報・警報伝達打合せ会を開催し、情報内容等の理解の促進を図るものとする。

*1 仙台管区気象台観測所一覧表(資料3-1-3)、気象降雪等観測所、風向・風速観測所(資料3-1-4)

*2 県内の潮位観測所(資料3-2-4)、県内の潮位観測機器等の設置状況(資料3-2-5)

1 気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報

種類	発表基準
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が18m/s以上(江ノ島、北～東南東23m/s以上)になると予想される場合
暴風暫警報	暴風暫によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 暫を伴い平均風速が18m/s以上(江ノ島、北～東南東23m/s以上)になると予想される場合
波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 有義波高が6m以上になると予想される場合
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 鮎川の潮位が東京湾平均海面(TP)上1.4m以上になると予想される場合
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 1時間雨量 東部45mm以上、ただし総雨量が80mm以上 西部50mm以上、ただし総雨量が80mm以上 3時間雨量 東部仙台、気仙沼地域、東部仙南80mm以上 石巻地域、東部大崎、登米・東部栗原、西部70mm以上 24時間雨量 東部仙台、石巻地域、気仙沼地域、東部仙南140mm以上 東部大崎150mm以上 登米・東部栗原130mm以上 西部150mm以上 のいずれかになると予想される場合

3-1 防災気象情報の伝達

種 類	発 表 基 準
警 報	<p>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>1 時間雨量 東部 45mm 以上、ただし総雨量が 80mm 以上 西部 50mm 以上、ただし総雨量が 80mm 以上</p> <p>3 時間雨量 東部仙台、気仙沼地域、東部仙南 80mm 以上 石巻地域、東部大崎、登米・東部栗原、西部 70mm 以上</p> <p>24 時間雨量 東部仙台、石巻地域、気仙沼地域、東部仙南 140mm 以上 東部大崎 150mm 以上 登米・東部栗原 130mm 以上 西部 160mm 以上</p> <p>のいずれかになると予想される場合</p>
	<p>大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>12 時間降雪の深さが 東部仙台 20cm 以上 石巻地域、気仙沼地域の平地 20cm 以上、山沿い 25cm 以上 東部大崎、登米・東部栗原 25cm 以上 東部仙南の平地 25cm 以上、山沿い 30cm 以上 西部の平地 25cm 以上、山沿い 30cm (駒ノ湯 40cm) 以上 になると予想される場合</p>
注 意 報	<p>強風によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>平均風速が 13m/s 以上 (江ノ島、北～東南東 18m/s 以上) になると予想される場合</p>
	<p>風雪によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>雪を伴い平均風速が 13m/s 以上 (江ノ島、北～東南東 18m/s 以上) になると予想される場合</p>
	<p>風浪、うねり等によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>有義波高が 3m 以上になると予想される場合</p>

3-1 防災気象情報の伝達

種 類	発 表 基 準
注 意 報	<p>高潮注意報</p> <p>台風等による海面の異常上昇によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>鮎川の潮位が東京湾平均海面 (TP) 上 0.9m 以上になると予想される場合</p>
	<p>大雨注意報</p> <p>大雨によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>1 時間雨量 東部 25mm 以上、ただし総雨量が 60mm 以上 西部 35mm 以上、ただし総雨量が 60mm 以上</p> <p>3 時間雨量 50mm 以上</p> <p>24 時間雨量 東部仙台、石巻地域、気仙沼地域、登米・東部栗原、西部仙台、西部仙南 80mm 以上 東部大崎、東部仙南、西部大崎、西部栗原 90mm 以上</p> <p>のいずれかになると予想される場合</p>
	<p>洪水注意報</p> <p>洪水によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>1 時間雨量 東部 25mm 以上、ただし総雨量が 60mm 以上 西部 35mm 以上、ただし総雨量が 60mm 以上</p> <p>3 時間雨量 50mm 以上</p> <p>24 時間雨量 東部仙台、石巻地域、気仙沼地域、東部大崎、東部仙南 100mm 以上 登米・東部栗原 90mm 以上 西部 110mm 以上</p> <p>のいずれかになると予想される場合</p>
	<p>大雪注意報</p> <p>大雪によって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>12 時間降雪の深さが 東部仙台 10cm 以上 石巻地域、気仙沼地域の平地 10cm 以上、山沿い 15cm 以上 東部大崎、登米・東部栗原 15cm 以上 東部仙南の平地 15cm 以上、山沿い 20cm 以上 西部の平地 15cm 以上、山沿い 20cm (駒ノ湯 25cm) 以上 になると予想される場合</p>

3-1 防災気象情報の伝達

種 類		発 表 基 準
注意報	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	<p>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>(1) 実効湿度 65%以下、最小湿度 45%以下、風速 7m/s 以上の 3 条件がともに予想される場合</p> <p>(2) 実効湿度 60%以下、最小湿度 35%以下の 2 条件がともに予想される場合</p>
	濃霧注意報	<p>濃霧によって交通機関等に著しい障害が生じるおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>濃霧によって、視程が陸上 100m 以下、海上 500m 以下になると予想される場合</p>
	霜注意報	<p>早霜+、晩霜等によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>早霜+、晩霜期に最低気温がおおむね 2℃以下になると予想される場合</p> <p>(注) +印は農作物の生育を考慮し実施する</p>
	なだれ注意報	<p>なだれによって被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>(1) 山沿いで 24 時間の降雪の深さが 40cm 以上になると予想される場合</p> <p>(2) 山沿いで積雪が 50cm 以上あり、日平均気温 5℃以上の日が継続すると予想される場合</p>
	低温注意報	<p>(夏期) 低温によって農作物に著しい被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>最高、最低気温または平均気温が平年より 4℃～5℃以上低い日が数日以上続くと予想される場合</p> <p>(冬期) 低温によって水道や路面の凍結など大きな障害のおそれがあると予想され、具体的には次の条件に該当する場合</p> <p>(1) 最低気温が -7℃*以下になると予想される場合</p> <p>(2) 最低気温が -5℃*以下になる日が数日続くと予想される場合</p> <p>(注) *は気象官署の値であることを示す</p>

3-1 防災気象情報の伝達

種 類		発 表 基 準
注意報	若雷(氷)注意報	若雷(氷)が著しく、通信線や送電線、樹木等に被害があると予想され、具体的には次の条件に該当する場合 大雷注意報の条件下で気温が-2℃より高くなると予想される場合
	融雷注意報	融雷によって被害が予想される場合
気象情報		<p>台風の影響及び大雨や大雪等が予想される場合には、気象の実況や今後の予想の解説を行い、注意・警戒を喚起するために発表する。気象情報の種類は以下のとおり。</p> <p>(1) 予告的な情報</p> <p>① 警報や注意報に先立ち、半日から数日前に予想される現象について注意を喚起する場合。</p> <p>② 少雨、長雨、低温、日照不足等が長期間持続し、社会的に大きな影響のおそれがある場合。</p> <p>(2) 警報や注意報を補完する気象情報</p> <p>① 警報・注意報の発表後、気象経過や現在の状況、予想の解説、防災上の警戒事項等を解説する場合。</p> <p>② 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報を公表している気象条件下で、その地域で数年に一度程度発生するような記録的な短時間の大雨を観測し、より一層の警戒を呼びかける場合に発表される。</p> <p>記録的短時間大雨情報の発表基準は、1 時間雨量が 100 ミリ以上を観測した場合。</p>

- (注 1) 注意報、警報の発表は、先行降雨、季節、地域差、その他気象条件等を考慮して行うため、必ずしもこの基準によらない場合がある。
- (注 2) 大きな地震等が発生し、土砂災害などの二次災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨注意報及び警報の基準を暫定的に上記基準より引き下げて運用することがある。
- (注 3) 地面現象及び浸水注意報・警報は、その注意報及び警報事項を気象注意報及び気象警報に含めて行う。
- (注 4) 水防活動の利用に適合する注意報・警報は、指定河川洪水注意報・警報を除き、一般向けの注意報及び警報をもって代える。

3-1 防災気象情報の伝達

2 仙台管区気象台及び東北地方整備局河川（国道）事務所が共同で発表する洪水予報
気象業務法第14条の2第2項及び水防法第10条第2項の規定により、仙台管区気象台及び東北地方整備局河川（国道）事務所が共同して、当該河川が破堤はん濫等により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある場合に、その旨を警告して発表する予報で、その指定河川及び区域等は下表のとおりとする。

また、洪水予報が発せられた場合には、関係機関は、指定河川洪水予報伝達系統図により住民に対し周知を行う。

(1) 洪水予報の種類

種 別	内 容
洪水警報	当該河川が危険水位を突破するおそれがあるとき、又は危険水位を越えないと予想される場合においても災害の発生のおそれがある場合に、その旨を警告して発表する予報
洪水注意報	当該河川が警戒水位を突破するおそれがあるとき、又は警戒水位を越えないと予想される場合においても災害の発生のおそれがある場合に、その旨を注意して発表する予報
洪水情報	当該河川についての注意報・警報以外の洪水に関する情報 (注意報・警報の補足説明)

(2) 洪水予報を行う河川名とその区間

河川名	区 間
北上川下流	岩手県・宮城県境から海まで(田川を除く)
阿武隈川下流	左岸 宮城県伊具郡丸森町新大宮3丁目24番地先から海まで 右岸 宮城県伊具郡丸森町字船場24番1地先(丸森橋)から海まで
名取川	左岸 宮城県仙台市太白区山田字船渡前3番1地先から海まで 右岸 宮城県名取市高館野堂字五反田18番2地先(名取川頭首工)から海まで
広瀬川	左岸 宮城県仙台市若林区河原町2丁目13番25地先から名取川への合流点まで 右岸 宮城県仙台市太白区長町1丁目1番1地先(広瀬橋)から名取川への合流点まで
鳴瀬川	左岸 宮城県古川市引田字扇込道土79番地先から海まで 右岸 宮城県志田郡三本木町字田字松原1番1地先から海まで
江合川	左岸 宮城県古川市大字桜の字下川原75番の18番地から北上川への合流点まで 右岸 宮城県古川市大字小泉字内高畑1番の1地先から北上川への合流点まで
古田川	宮城県黒川郡大和町古田字一ツ切2番地先(高田橋)から鳴瀬川への合流点まで

3-1 防災気象情報の伝達

3 消防法に基づき、仙台管区気象台が宮城県知事に対して行う通報
火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を直ちに知事に通報するもので、通報の基準は概ね次のとおりとする。

通報基準番号	通 報 内 容
1	最小湿度45%以下、実効湿度65%以下で平均風速7m/s以上の見込みのとき。
2	最小湿度35%以下で実効湿度60%以下の見込みのとき。
3	平均風速13m/s(江ノ島、北～東南東18m/s)以上の見込みのとき。 ただし、雨又は雪を伴う場合は通報しないこともある。

4 警報・注意報の細分区域

平成17年4月1日現在

府 県 予報区	一次細分 区 域	二次細分 区 域	区 域 (市区町村)
宮城県	東 部	東部仙台	仙台市(青葉区(宮城総合支所管内を除く)、宮城野区、若林区、太白区(秋保総合支所管内を除く))、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理郡(亶理町、山元町)、宮城郡(松島町、七ヶ浜町、利府町)、黒川郡(大和町(落合、鶴巣に限る))、大郷町、富谷町に限る)
		石巻地域	石巻市、東松島市、牡鹿郡(女川町)
		東部大崎	古川市、志田郡(松山町、三本木町、鹿島台町)、遠田郡(涌谷町、田尻町、小牛田町、南郷町)
		気仙沼地域	気仙沼市、本吉郡(志津川町、本吉町、唐桑町、歌津町に限る)
		東部仙南	角田市、柴田郡(大河原町、村田町、柴田町に限る)、伊具郡(丸森町)
	登米・東部栗原	栗原市(西部栗原の区域を除く)、登米市	
	西 部	西部仙台	仙台市(青葉区(宮城総合支所管内に限る)、太白区(秋保総合支所管内に限る)、泉区)、黒川郡(大和町(小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南、吉田に限る))、大衡村に限る)
		西部仙南	白石市、刈田郡(磯玉町、七ヶ宿町)、柴田郡(川崎町に限る)
		西部大崎	加美郡(加美町、色麻町)、玉造郡(岩山町、鳴子町)
		西部栗原	栗原市(栗駒、一迫、鶯沢、花山に限る)

警報・注意報の細分区域(宮城県)

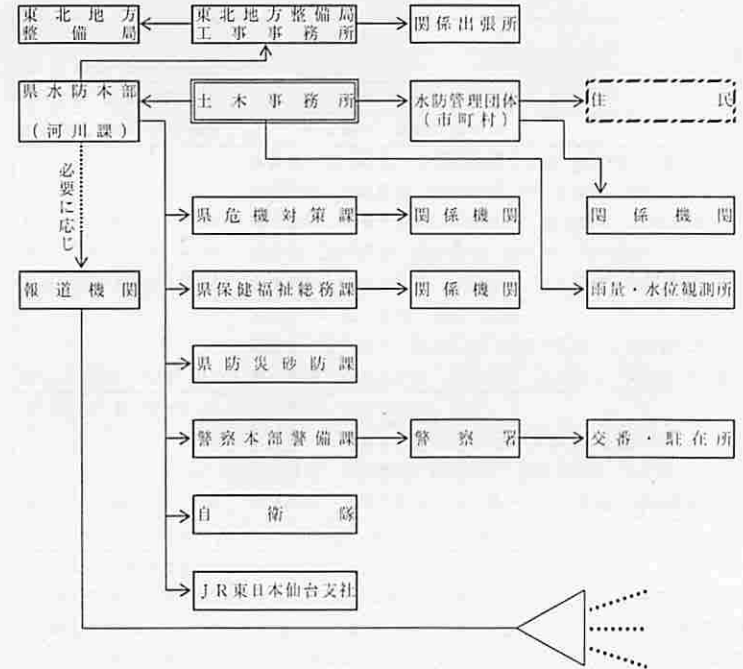


第3 水防警報及び決壊等(被害情報)の通報

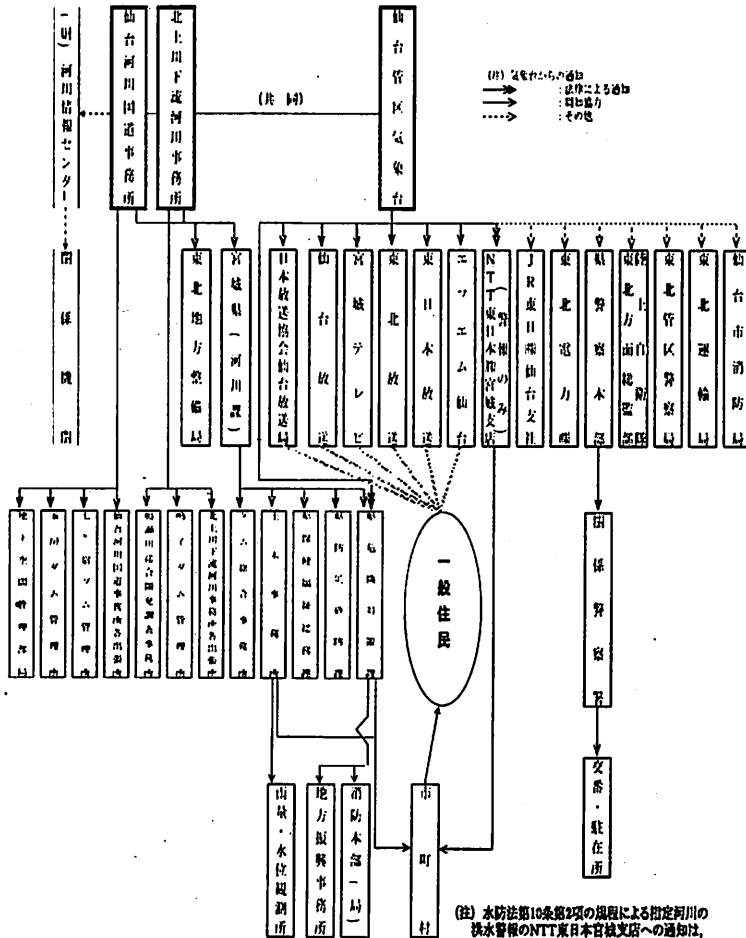
知事が指定した河川についての水防警報の発表は、県土木事務所長が行うものとし、県土木事務所長が水防警報を発令したときは、下図により速やかに水防管理者及びその他の関係機関に通報するものとする。

また、堤防等の決壊あるいはそのおそれがある場合は、水防管理者等は、速やかに所轄土木事務所長及びはん濫のおそれがある隣接水防管理者等に通報するものとする。この通報を受けた土木事務所長は、県水防本部長、所轄国土交通省河川(国道)事務所長(国管理河川の場合)及び所轄警察署長に通報するものとする。

水防警報伝達系統図(知事が発令する場合)



指定河川洪水予報伝達系統図



(注) 水防法第10条第2項の規定による指定河川の洪水警報のNTT東北日本官械支店への通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える場合がある。
 (注) 地下空間管理課局への通知は、名取川及び広瀬川のみである。

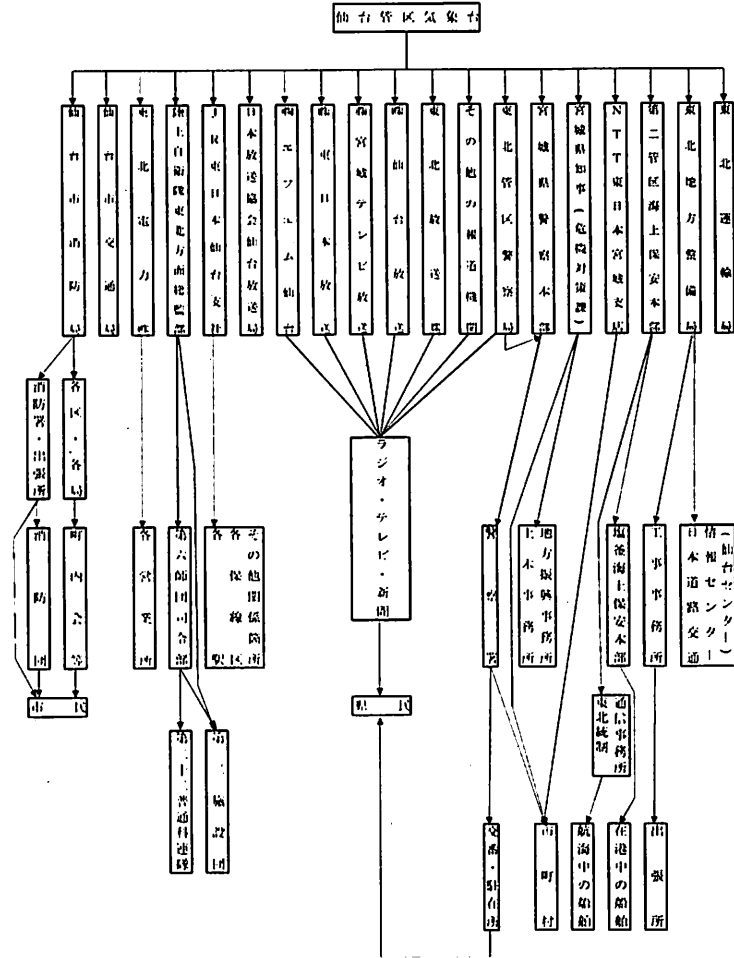
第4 気象警報等の伝達^{*1}

仙台管区気象台が発表した気象警報・注意報等は、気象台から防災関係機関や報道機関に伝達する。それを受理した機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達、また、放送することにより地域住民に周知するよう努める。河川管理者の発表する水防警報も同様とする。

伝達責任機関	気象警報等種類
宮城県	津波警報、津波注意報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報、大雷警報、暴風警報、暴風暫警報、指定河川洪水警報、水防警報、火災気象通報(消防本部(局)に限る)
宮城県警察本部	津波警報、津波注意報
第二管区海上保安本部	暴風警報、暴風暫警報、大雨警報、大雷警報、波浪警報、高潮警報、海上警報、津波警報、津波注意報、その他特に必要と認められる注意報、警報、情報
東日本電信電話株式会社 宮城支店	暴風警報、暴風暫警報、大雨警報、大雷警報、波浪警報、高潮警報、津波警報、洪水警報、指定河川洪水警報
市町村	津波警報、津波注意報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報、大雷警報、暴風警報、暴風暫警報、指定河川洪水警報、水防警報、火災気象通報(消防本部(局)に限る)
日本放送協会仙台放送局	すべての注意報、警報、情報
東北放送株式会社	"
株式会社仙台放送	"
株式会社宮城テレビ放送	"
株式会社東日本放送	"
株式会社エフエム仙台	"

*1 気象予報伝達要領(資料3-2-6)

仙台管区気象台からの気象警報等の伝達系統



第2節 防災活動体制(県, 市町村, 国, 防災関係機関)

第1 目的

災害等が発生した場合、県内の広い範囲で県民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、県、市町村、防災関係機関は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合、一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行うものとする。

県では、市町村等からの主な支援要請を各部局ごとに想定した「大規模災害応急対策マニュアル」に基づき、初動体制の強化を図る。

第2 県の活動

1 職員の配備体制

県内全域で相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷くこととする。

なお、災害対策本部が設置された際には、各部局は部となり、各課室は班となる。また、災害対策本部設置に至らない場合であっても(特別)警戒本部の設置、あるいは警戒配備体制を敷くこととしており、各配備体制の基準等については次のとおりである。

(1) 警戒配備

大雨、洪水、高潮等の注意報・警報が発表され、災害の発生が予想され、各部署局長が必要と認めたときは、「災害対策配備要領」に基づき、各部署は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。(詳細は各部署の配備計画による)

(2) 警戒本部

大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は被害が発生した場合、若しくはその他特に危機管理監が必要と認めたときは、「災害対策配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備(1号)体制を敷く。

(3) 特別警戒本部

大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき、または広範囲にわたる被害が発生した場合、もしくはその他に副知事が必要と認めたときは、「災害対策配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。

(4) 災害対策本部

県下全域にわたり大規模な災害が発生し、又は大規模な災害が発生するおそれ

がある場合において知事が必要と認めるときは、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

(5) 現地災害対策本部

局部的かつ特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要と認められた場合には、災害対策本部に現地災害対策本部を設置する。

(6) 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する災害等が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、各々所定の人員は自主的に登庁し、配備につくものとする。

2 職員の動員体制

警戒配備及び(特別)警戒本部設置に係る職員の動員については、事前に各部局でそれぞれの場合の動員計画について定めておくほか、下記の連絡員についても定める。

(1) 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、所属部局と災害対策本部事務局との連絡調整や、所属部局の所管する情報の収集伝達等を行う。

(2) 情報連絡員

各班に情報連絡員を置き、所属班に関する情報等の連絡事務を行う。

(3) 支部連絡員

支部各班に支部連絡員を置き、支部事務局と所属班との連絡調整や、所属班の災害関連事務を行う。

(4) 支部情報連絡員

支部各班に支部情報連絡員を置き、所属班に関する連絡事務等を行う。

3 災害対策本部の運用

(1) 災害対策本部は県庁4階の庁議室に設置し、5階の災害対策室は本部事務局室として使用する。また、各支部についても設置場所について定めておく。

(2) 本部長は、県の災害対策を推進するため、庁議室において本部長、副本部長、本部員による本部会議を開催し、次の事項について基本方針を決定する。

- イ 災害応急対策の実施及び各機関の調整に関すること
- ロ 災害救助法の適用に関すること
- ハ 国、他都道府県及び市町村の応援に関すること
- ニ 現地災害対策本部の設置に関すること
- ホ その他重要事項に関すること

非常配備体制の基準・内容等

区分	配備基準	配備内容	本部・地方支部体制	会議構成	備考
災害対策本部	1 大雨、洪水、高潮等の注意報が発せられた場合で、災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。	特に関係のある部課(所)の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行える態勢とする。			1 休日及び勤務時間外における初動期の非常配備体制については、各都で定める配備計画に基づくものとする。
	2 大雨、洪水、高潮等の警報が発表されたとき。				2 警戒配備及び特別警戒配備の体制については、各都で定める配備計画に基づくものとする。
	3 宮城県に津波注意報「津波注意」が発せられたとき。				
	4 その他特に(副)長が必要と認められたとき。				
	1 宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき。	関係部(局)の主管課長補佐及び関係部(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる態勢とする。	警戒本部 (本部長:危機管理課)	関係部局 連絡員	3 局地的な地域で配備基準に該当する地域が範囲された場合の地方機関の配備は、管内で範囲された重点に応じた体制とする。
2 県内で震度6弱の地震が観測されたとき。					
3 台風による災害が予想されるとき。					
4 大雨、洪水等の警報が発せられた範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。					
5 その他特に危機管理課が必要と認められたとき。					
1 宮城県に津波警報「大津波」が発せられたとき。	関係部(局)の長及び関係部(所)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。	特別警戒本部 (本部長:副知事)	関係部局長	4 議会事務局、各委員会委員の職員は随時各都に応援できるように態勢を整えておく。	
2 県内で震度6弱の地震が観測されたとき。					
3 台風による広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。					
4 大雨、洪水等の警報が発表された範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき又は広範囲にわたる被害が発生したとき。					
5 その他特に副知事が必要と認められたとき。					
1 県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害対策本部に転任することができる全職員。	災害対策本部 (本部長:宮城県知事)	本部会議 (本部会議)	5 災害応急対策がおおむね完了し災害復旧について協議する必要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。	
2 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認められたとき。					
3 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認められたとき。					
4 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において知事が必要と認められたとき。					
5 その他特に副知事が必要と認められたとき。					
1 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。					
2 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。					
3 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。					
4 大雨、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。					
5 その他特に副知事が必要と認められたとき。					

第3 市町村の活動

市町村は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。

また、災害の規模に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策にあたる。

1 活動体制

(1) 組織配備体制

市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害等に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。

その際、市町村は、県と一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害種別等に応じた登庁者などについて定めておく。

(2) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は、災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

(3) 市町村間での応援協定

市町村間で応援協定を締結している場合、必要に応じて応援要請等を行う。

2 市町村災害対策本部の所掌事務

市町村災害対策本部が実施する主な所掌事務は次のとおりである。

- イ 気象予報等その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- ロ 住民の不安を除くために必要な広報
- ハ 消防、水防その他応急措置
- ニ 被災者の救助、救護、その他の保護
- ホ 施設、設備の応急復旧
- ヘ 防疫その他の保健衛生
- ト 避難の勧告、指示
- チ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- リ 県災害対策本部への報告、要請
- ヌ 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- ル 自主防災組織との連携及び指導
- ヲ その他必要な災害応急対策の実施

第4 警察の活動

1 警察は、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。

2 県が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況の情報交換、活動状況等の検討を行う。

第5 消防機関の活動

被災市町村の消防機関は、非常招集の規定に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。

その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

消防本部は、災害等に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市町村災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連絡をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害時においては、原則として消防本部消防長、消防署長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火防止、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

第6 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配働、動員計画等に従い、関係職員を呼集し速やかに災害対処する。

この際、必要に応じて各々の機関の本社(本部)、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第7 県、市町村、国及び関係機関の連携

1 県と国機関との連携

県は、災害対策本部が設置された際には、国に対してその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。

このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。

また、国による現地対策本部が設置された場合には、連携を密にして円滑な災害対策の推進を図る。

2 県と市町村との連携

県は、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対

策本部を設置するほか、関係職員の派遣などの措置を講じる。

市町村は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

3 災害対策連絡調整班の設置^{※1}

県は、初動期における救出、救助活動を円滑に実施するため、必要に応じ警察、消防、自衛隊等からなる災害対策連絡調整班を県防災会議に設置し、関係機関の横断的な調整を行い災害対処する。

4 防災関係機関職員への配備

県は、災害対策本部が設置された場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係機関の職員を災害対策本部へ派遣するよう要請する。

5 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の態態に的確に対応するため県、市町村はもとより、他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

6 ヘリコプター運用調整会議の設置

防災関係機関の保有するヘリコプターとしては、県防災ヘリコプター、仙台市消防ヘリコプターのほか、県警察ヘリコプター、国土交通省ヘリコプター、海上保安庁ヘリコプターがあるが、災害派遣要請により自衛隊ヘリコプターの支援が可能となる。

また、大規模な災害時においては、他の都道府県からの応援ヘリコプターの支援を受けることとなる。

これらのヘリコプターを安全かつ有効に活用するため、防災関係機関と連携して、県ヘリコプター運用調整会議を設置し、応援機を含めた活動計画等を検討作成し、応援機等が到着後、迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

^{※1} 宮城県防災会議災害対策連絡調整班の組織及び運営に関する要領(資料3-1-2)

第3節 警戒活動(県産業経済部、土木部、県警察本部、市町村、第二管区海上保安本部、東北地方整備局)

第1 目的

県、市町村及び防災関係機関は大雨、洪水、高潮、土砂災害等による災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第2 警戒体制

県、市町村及び防災関係機関は雨量、河川等の水位、潮位等の気象情報を収集・把握し、状況に応じた警戒体制をとることとする。

第3 水防活動

- 1 洪水又は高潮等による災害が発生するおそれがある場合は、関係機関は水防活動を実施するものとする。
- 2 水防警報を受報した水防管理者、その他関係機関は、警戒段階に応じ、速やかに準備あるいは出勤し、水防区域の監視、警戒等の活動を行うものとする。
- 3 水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、県及び市町村と連携し、現地における迅速な水防活動が行えるよう、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等を命ずる。
- 4 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止する必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知する。

第4 土砂災害警戒活動

市町村長は、土砂災害の発生のおそれがある場合には、危険箇所周辺の警戒活動を行うとともに、危険と判断される場合、住民に対し、避難のための必要な措置を講じるものとする。

第5 ライフライン、交通等警戒活動

交通関係機関は、豪雨、暴風、土砂災害等によって発生するライフライン等の被害に備えるため、気象情報の把握に努めるとともに、被災時の早期復旧のための応急保安要員等の確保及び配備に努める。

第6 船舶避難活動

第二管区海上保安本部及び港湾管理者等は、高潮による船舶、港湾等の災害が発生するおそれがある場合には、船舶の河川や港外への避難により船舶の安全を図るとともに港湾施設の損壊を防止する。

第7 流木防止活動

関係機関は、港湾・河川において、高潮・洪水等によって生じる係留木材の流出事故に備えるため、相互に連携を図りながら材木の流出防止に努める。

第4節 避難・誘導対策(県、県警察本部、市町村、第二管区海上保安本部、陸上自衛隊)**第1 目的**

大規模な災害の発生時において、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市町村及び防災関係機関は、適切に勧告又は指示等を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たるものとする。

第2 避難の勧告又は指示

災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は、住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。

「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

1 避難勧告、指示を行う者

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。

また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

(1) 避難指示、勧告を行う者

- イ 市町村長(災害対策基本法第60条)
- ロ 警察官(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
- ハ 海上保安官(災害対策基本法第61条)
- ニ 水防管理者(市町村長、市町村水防事務組合管理者、水防予防組合管理者〔水防法第22条〕)
- ホ 知事又はその命を受けた県職員(水防法第22条、地すべり等防止法第25条)
- ヘ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕)

(2) 警戒区域の設定権者

- イ 市町村長(災害対策基本法第63条)
- ロ 警察官(災害対策基本法第63条)
- ハ 海上保安官(災害対策基本法第63条)

- ニ 水防団長、水防団員又は消防関係機関に属する者(水防法第14条)
- ホ 消防吏員又は消防団員(消防法第36条)
- ヘ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る。〔自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条〕)

2 市町村長、県知事の役割

市町村長が、大規模な災害等に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民等に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。

また、知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

3 地すべり等に係る指示

知事は、洪水若しくは高潮のはん濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市町村長に状況を伝え、市町村長は、区域内の居住者に対し避難のため立ち退くよう指示する。

4 警察の役割

- (1) 警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市町村長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。
- (2) 警察署長は、市町村長が行う避難の勧告又は指示等について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
- (3) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の勧告、指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

5 第二管区海上保安本部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき又は市町村長から要求があったとき、若しくは市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示その他の必要な措置をとる。

6 自衛隊の役割

災害により、危険な事態が生じた場合において、警察官等がその場にいない場合限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知

- 1 市町村は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を市町村地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知するものとする。
- 2 市町村長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかに

する。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の勧告又は指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

(2) 関係機関の相互連絡

県、警察、市町村、自衛隊及び海上保安本部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、市町村の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

(3) 周知内容

避難指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。

(4) 警察の役割

イ 警察署長は、市町村長が行う避難の勧告又は指示等について、関係機関と協議し必要な助言と協力をを行う。

ロ 警察は、避難の勧告又は指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路、その他必要事項を周知徹底する。

4 避難長期化への対処

市町村は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮するものとする。

また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

第4 避難誘導

住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村議員、警察官、消防職員等は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への円滑な誘導に努める。

誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつできるだけ地区ごとなどの集団避難

を行うものとし、障害者、高齢者、幼児等災害時要援護者の避難を優先して行う。

第5 避難所の開設及び運営

避難場所に避難した被災者のうち、住居などを喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に対し周知を図るものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

1 避難所の設置

市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を避難所として開設する。

また、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、野外のテント等を設置し対応する。この際、車での避難は極力避けるよう指導する。

なお、避難所の開設が予定される施設については、対象地域の被災住民を収容できる規模を確認し、適切に配置するよう努める。

2 避難所の運営

市町村は、避難所を設置した場合には、管理者を置き、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。また、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

また、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の防災関係機関に対して協力を求めるものとする。

県は、市町村からの報告により避難所開設の状況を把握するとともに、避難所の管理運営について指導助言を行う。

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市町村に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を教職員に行わせる。

なお、県及び市町村は避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努める。

第6 火山災害の警戒避難対策

市町村は、火山情報を受理し、警告を発したとき又は火山現象が緊急かつ地域住民、登山者、観光者等の生命及び身体に危険が切迫していると判断したときは、速やかに避難先を明示して、避難の勧告又は指示をするとともに、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定する場合、あらかじめ予想される災害に基づきその範囲及び規制の箇所等を関係市町村、機関等と協議の上行うものとする。

第5節 災害情報の収集・伝達体制(県、県警察本部、市町村、防災関係機関)

第1 目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。

第2 災害情報収集・伝達体制

災害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、災害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

1 被害の収集・伝達

(1) 市町村⁹¹及び消防機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報の殺到状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害情報を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

(2) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによる目視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(3) 警察は、ヘリコプター、パトカー及び警備艇等により情報の収集、110番通報、交番及び駐在所からの被害の収集など被害規模を早期に把握する。
また、概括的な情報を警察庁に報告し、県及び防災関係機関に対しても通報する。

(4) 県、市町村及び防災関係機関等は、勤務時間外に災害が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災状況も併せて収集する。

なお、県職員に係る登庁途中における被害状況報告書⁹²は、別に定める。

(5) 県は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。また、収集さ

⁹¹ 市町村被害状況報告要領(資料3-2-7)

⁹² 登庁途中における被害状況報告書(資料3-2-8)

れた情報は、総務省消防庁に報告するとともに被災市町村や各防災関係機関に直ちに提供する。

2 情報の収集

(1) 県は、市町村及び消防機関等からの被害情報を県出先機関(地方振興事務所)を経由して収集するとともに、総合防災情報システムを活用して情報収集する。

(2) 県は、必要に応じ市町村に職員を派遣するなど、市町村の応急対策実施状況及び管内被災状況等に関する情報収集を行う。

(3) 県は、警察及び防災関係機関と緊密に連携し、各機関で収集した被害情報について相互に情報交換する。

(4) 県は、必要に応じてタクシー防災レポート車制度による被害現場等からの情報を活用する。

(5) 県は、防災ヘリコプターを活用して上空からの迅速な被害情報の収集を行うとともに、各防災関係機関のヘリコプターテレビ伝送システム等による情報収集を行う。

(6) 市町村は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、職員による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに、県への報告を行う。

(7) 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、県、関係市町村及び他の防災関係機関に報告又は通報する。

3 情報の伝達

(1) 県と市町村の間における情報の伝達は、防災行政無線を活用する。

(2) 県及び市町村は、防災行政無線が使用できない場合は非常通信ルート等を用いて対応する。

また、市町村は、同報無線、消防無線を活用して住民に対し情報の伝達を行う。

(3) 県は、消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。

また、必要に応じ内閣府の緊急連絡用回線網(中央防災無線)を活用して、首相官邸及び非常(緊急)災害対策本部に伝達する。

さらに、地域衛星通信ネットワークの活用も図る。

(4) 報道関係機関は、県からの要請があった場合、災害対策基本法に基づき、あらかじめ締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時放送に関する覚書」により正確かつ迅速な情報の伝達を行う。

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

県、市町村及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- イ 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること
- ロ 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること
- ハ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること。
- ニ その他災害応急対策の総合的な推進のための必要と認められる事項

(2) 災害情報等の相互交換体制

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- ロ 災害情報等の連絡系統は、「県災害対策本部災害情報連絡系統図」のとおりである。

(3) 被害状況等の報告

- イ 市町村(市町村災害対策本部長)は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。
- ロ 県は、次に掲げる災害が生じた際には、災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣(窓口：総務省消防庁)に対し速やかに報告する。
 - (イ) 県災害対策本部を設置した災害
 - (ロ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響などからみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (ハ) (イ)又は(ロ)に定める災害になるおそれのある災害
- ハ 国への報告に際しては、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等速即報要領により行う総務省消防庁への報告と一体的に行う。
- ニ 県の関係地方機関の長(支部班長)は、被害情報を収集して各部署長及び地方振興事務所長(地方支部長)に報告し、各部署長及び地方振興事務所長(地方支部長)は、収集した情報を取りまとめの上、知事(災害対策本部長)に報告する。ただし、緊急を要すると認められるものについてはこの限りでない。
- ホ 各防災関係機関は、県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害が発生したときは、防災業務計画等の定めるところにより被害状況及びその経過について収集し、随時、県所管部署長(災害対策本部員)を通じて知事(災害対策本部長)に報告する。
- ヘ 応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、市町村は10日以内に県へ、県は20日以内に内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を各1部づつ総務省消防庁へ、それぞれ所定の様式に取りまとめの上報告する。

5 火山災害情報の収集・伝達体制

火山災害の現場は、地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、県、市町村、消防機関その他の防災関係機関の無線装置を有効に配備することによるほか、防災ヘリコプター等の航空機による空中偵察によって災害情報の収集及び伝達に努めるものとする。

災害情報の内容は次のとおりとする。

- (1) 人的被害及び住居被害の状況
- (2) 要救助者の確認
- (3) 住民等の避難状況
- (4) 噴火規模及び火山活動の状況
- (5) 被害の範囲等
- (6) 避難道路及び交通の確保の状況
- (7) その他必要と認める事項

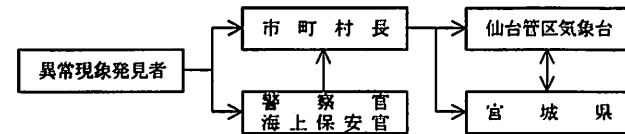
第3 異常現象を発見した場合の通報

防災関係機関及び関係機関以外の者が、異常現象を発見した場合等の通報伝達に関して定める。

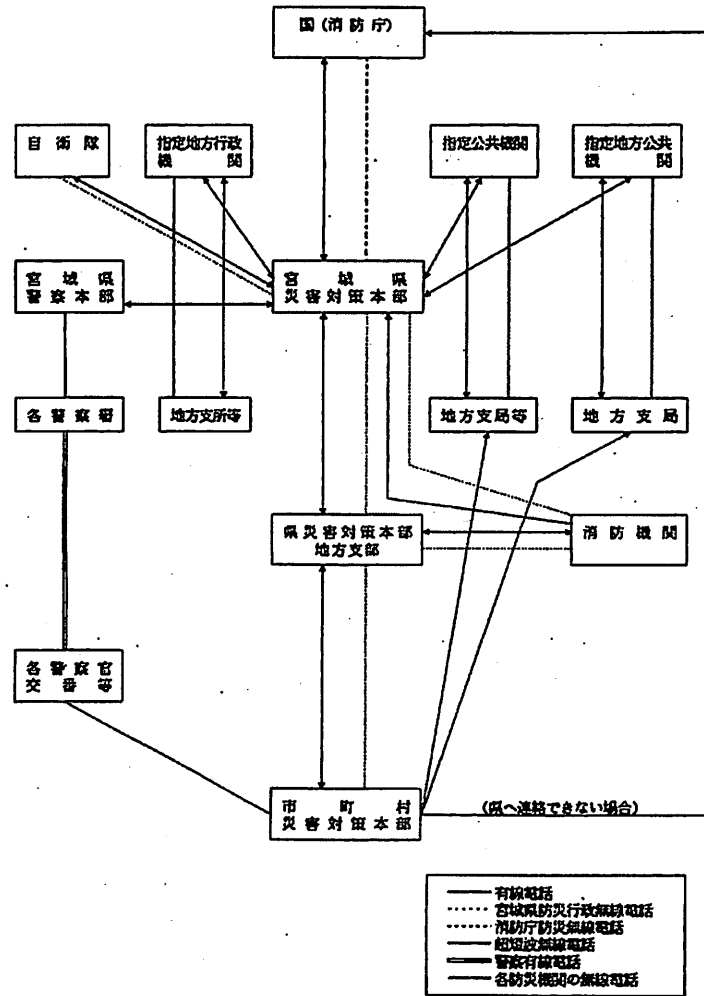
1 異常現象

- イ 地象に関する事項
 - 異常音響及び地変
- ロ 水象に関する事項
 - 異常潮
- ハ その他、災害が発生するおそれがある現象

2 通報要領



県災害対策本部災害情報連絡系統図



第6節 通信・放送施設の確保(県総務部, 県警察本部, 市町村, 東北総合通信局, 日本郵政公社東北支社, 東日本電信電話(株)宮城支店, 日本放送協会仙台放送局, 東北放送(株), (株)仙台放送, (株)宮城テレビ放送, (株)東日本放送, (株)エフエム仙台)

第1 目的

災害等により, 通信・放送施設が被災した場合, 防災関係機関の災害応急対策や県民の生活情報収集に大きな影響が生じる。
 このため, 県, 市町村及び防災関係機関は, この応急復旧あるいは代替機能の立ち上げについて, 所要の措置を講じるものとする。

第2 県防災行政無線施設^{※1}

県は, 災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに, 支障が生じた施設の復旧を行うこととし, そのための保守要員の確保に努め, 直ちに保守要員を現場に配置する。
 また, 必要に応じ, 可搬衛星地球局, 衛星携帯電話機, 携帯無線機等の移動通信回線の活用により, 緊急情報連絡用の臨時回線の設定に努める。
 さらに, 災害時の無線局運用時における通信ふくそうを避け, 円滑に運用するため, 通信回線の増強を図るほか, 通信統制を行うことなどにより通信の運用に支障をきたさないよう努める。

第3 市町村防災行政無線施設^{※2}

- 1 市町村は, 災害時における救急・救助, 医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し, 市町村防災無線, 地域防災無線等通信手段の確保に努める。
- 2 災害発生後, 直ちに情報通信手段の機能を確認し, 支障が生じた施設の復旧を行う。
- 3 避難所等となった学校等と市町村庁舎との通信手段の確保に努める。
併せて, 他機関及び他市町村との通信手段の確保に努める。

第4 消防無線通信施設

消防機関では, 災害が発生した場合には, 救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように, 通信手段の確保に努める。
 通信施設の機能に支障が生じた場合には, 早急に復旧を行うとともに, 代替施設を

※1 宮城県地域衛星通信ネットワーク構成図(資料2-10-1), 宮城県地域衛星通信ネットワーク系統図(資料2-10-2)
 ※2 市町村等における無線通信施設等一覧(資料2-10-6)

使用するなど必要な措置を講じる。

第5 警察情報通信施設⁹¹

- 1 警察は、災害発生後直ちに情報通信手段の機器、施設及び機能の確認を行うとともに、支障が生じた機器等の復旧を行い、通信の確保に必要な措置を講じる。
- 2 必要に応じて、東北管区警察局に応急通信用情報通信機材等を要請し、情報通信手段を確保する。

第6 災害時の通信連絡

1 通信連絡手段

災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとし、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る⁹²。

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- (1) 一般公衆回線…災害時に途絶やふくそうがある。
- (2) 災害時優先電話…防災機関と NTT が協議して、一般電話回線のなかから指定する回線で、災害時に回線がふくそうしても、他の一般公衆回線に比べて優先して使用できる。
- (3) 携帯電話…一般公衆回線と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
- (4) PHIS…使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。
- (5) 衛星携帯電話…静止衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によってはふくそうもある。
- (6) 孤立防止用衛星電話…NTT から市町村役場等に配備されている災害用衛星電話。
- (7) 国土交通省回線(緊急連絡用回線)…国土交通省と各県を結んでいる無線回線。
- (8) 消防庁回線(消防防災無線)…総務省消防庁が各県と結んでいる無線回線。
- (9) 内閣府回線(中央防災無線)…内閣府と各県を結んでいる無線回線。
- (10) 地域衛星通信システム…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
- (11) 消防用回線(消防無線)…各消防機関が使用している回線で、県内共通により県内各消防機関、全国共通で全国の消防機関相互の通信ができる。
- (12) 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人間で通信できる。
- (13) MCA 無線システム…(財)東北移動無線センターが運営するシステムで、業務用無

⁹¹ 宮城県警察本部超短波通信系(資料 2-10-10)

⁹² 東北非常通信協議会構成機関一覧表(資料 3-2-9)

線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。

災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。

- (14) 非常通信…県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
- (15) インターネット…データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。
- (16) 災害用伝言ダイヤル「171」…災害発生時、その規模により NTT が提供するサービスで、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報などの伝言を録音・再生するもので、提供開始や提供条件について NTT で決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
- (17) iモード災害用伝言板…大規模な災害発生時、NTT ドコモが提供するサービスで、iモードサービスを利用し、安否情報の登録・確認ができる。

2 非常時の通信の確保

県は、災害情報連絡のための防災行政無線等通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は通信の確保に必要な措置を講じる。

また、東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。

3 郵便関係の措置

日本郵政公社東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者が、収容施設(応急仮設住宅に収容する場合を除く。)の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便書簡(ミニレター)1枚の範囲内で必要と認める数量を交付する。

また被害の状況により、被災者(法人を除く。)が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。

なお、取り扱う郵便局等については、決定次第公示する。

第7 放送施設

1 日本放送協会仙台放送局

(1) 放送体制

災害が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置し、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。

また、地方自治体・警察・消防・気象台関係機関との緊密な連携をとって、被

災状況を的確に把握し、災害情報・生活(ライフライン等)情報・安否情報等を提供し、人心の安定と災害復旧に資するための放送を実施する。

(2) 放送応急対策

放送施設・設備の被災状況を早期に把握し、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により、施設の機能維持に努め、放送の確保を図る。

また、取材・放送送出等に支障を来さないよう放送回線・通信回線・連絡回線等についても、関係機関と緊密な連絡をとって確保し、放送体制の確立に万全を期する。

2 東北放送株式会社

(1) 放送体制

重大な災害が発生した場合、「緊急事態報道～初報・初動マニュアル～」に沿って初動体制をとり、以後全社的規模での放送・取材体制を組む。

また、関係機関(東北総合通信局、自治体、警察、消防、気象台など)との連絡を密にしながら、災害情報・生活情報・安否情報等をラジオ及びテレビの特性を考慮した内容で放送し、二次災害の防止、被災者への情報提供などに万全を期する。

(2) 放送応急対策

イ 災害などで現用放送設備が使用不能となった場合、ラジオ放送を最優先させ放送の確保に努める。

ロ 非常用品収集倉庫の新設並びに非常用発電機、バイク等を増設している。

3 株式会社仙台放送

(1) 放送体制

「非常災害ハンドブック」に基づき、非常災害が発生した場合、「災害対策本部」が設置されるまでの応急対策としてコンテンツセンターを中心に「緊急放送プロジェクト」を組織する。

緊急放送プロジェクトは、速やかに状況を判断して、緊急災害放送を実施し災害初期の混乱を防止するとともに、住民の安全確保のための緊急情報を他の番組に優先して放送する。

災害対策本部が設置された場合は、全社員が出社して放送業務を遂行する。

(2) 放送応急措置

放送設備の電源、送出・送信機器、通信回線等の保守点検を速やかに実施し、テレビ放送の継続に必要な設備、機器等の確保と運用に全力を挙げる。

また、系列の隣接局との相互協力体制、応援体制をとり、取材・放送等に支障を来さないように万全を期す。

4 株式会社宮城テレビ放送

(1) 放送体制

災害発生時には「非常災害対策要綱」に基づき「非常災害対策本部」を設置する。「非常災害対策本部」は宮城県防災会議ほか、関係機関との連絡を密にしながら災害広報に協力し、二次災害の予防、被害の軽減に役立つ放送を実施する。

(2) 放送応急措置

「非常災害対策本部」のもとに「放送対策本部」を設置する。

「放送対策本部」は県民の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に協力するため、「非常災害時の放送マニュアル」により県民の求める情報を収集し、適時適切な放送を行う。放送継続のために下記の事項に関し最大限の努力を払う。

イ 送信所、中継所の確保

ロ 機械室、電源の確保及び放送用回線の確保

ハ 取材機器の維持と出動体制確保

ニ 中継資材、機材の確保

ホ 放送番組の継続、ローカル枠の緊急編成などの措置

5 株式会社東日本放送

(1) 放送体制

イ 非常災害対策規定に基づき直ちに非常災害対策本部を設置し、総動員態勢で災害報道に当たるとともに、テレビ朝日系列各社からの応援による放送取材体制を確立する。

ロ 関係機関(自治体、警察、消防、気象台等)との連絡を密にしながら、災害、被災状況を的確に把握するとともに、災害・生活・安否情報等を提供し、二次災害や社会的混乱の防止等に努め、被災者の救援・復旧・安定に資するための取材・放送を実施する。

(2) 放送応急措置

イ 放送施設、設備の電源、送信・送出機器、通信回線の点検を速やかに実施し、放送継続に必要な設備、機器等の確保と運用に全力を挙げる。

ロ 関係機関及び系列各社との連携を密にし、相互協力体制を図るとともに、住民の安全確保のための緊急情報の取材・放送に努める。

6 株式会社エフエム仙台

(1) 災害発生時には、緊急災害対策本部を設置し、放送要員を確保し関係機関と連絡をとりながら災害放送体制を組む。

(2) 放送設備の点検を行い、可能な限りの手段を尽くし被害を受けた機器の回復と維持に努め放送の継続を図る。

(3) 当社の機器が破損した場合、JFN(全国 FM 放送協議会)から機器及び人員の応援

を受け、放送の継続に努める。

- (4) 視聴覚障害者や県内に在住する外国人向け、文字による災害情報放送が維持できるよう、「見えるラジオ」の放送機能維持に努める。

第7節 災害広報活動(県総務部、県警察本部、市町村、防災関係機関)

第1 目的

県、市町村及び報道機関^{※1}等は、住民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする防災気象情報、避難情報の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確に提供するものとする。

県、市町村及び防災関係機関は、災害時要援護者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

なお、情報の提供に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。

第2 県の広報活動

1 広報事項

被災者のニーズを十分把握し、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

- (1) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (2) 避難に関する情報
- (3) 救急・医療に関する情報
- (4) 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (5) 社会秩序の維持に関する情報
- (6) 緊急交通路確保及び避難誘導、救出活動のための交通規制等に関する情報
- (7) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (8) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路標識
- (9) 生活支援(食料・水の供給)に関する情報
- (10) 安否情報
- (11) 被災地域及び避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (12) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (13) 相談窓口の設置に関する情報
- (14) 被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報

2 広報実施方法

^{※1} 災害時における放送要請に関する協定等(資料3-3-1)

情報の内容、地域、時期、被災者(一般、高齢者・障害者・外国人等災害時要援護者)に応じた広報を行う。

- (1) 大規模災害時緊急情報連絡システムによる広報
- (2) 記者発表、記者クラブへの資料配布(テレビ・ラジオ・新聞)
- (3) 県政テレビ番組、新聞紙面購入による広報
- (4) テレビスポット放映による広報
- (5) 県政だよりによる広報
- (6) チラシ、パンフレットによる広報
- (7) 宮城県ホームページへの掲載による広報

3 報道機関との連携

情報の収集・伝達に当たっては、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関と連携を図り、的確な情報を迅速に提供する。

第3 市町村の広報活動

1 市町村の広報

市町村地域内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (4) 避難(勧告・場所等)に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (6) 防疫に関する情報
- (7) 豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) ライフラインの被害状況に関する情報
- (9) 生活支援(食料・水等の供給)に関する情報
- (10) 民心安定のための情報
- (11) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (12) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (13) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (14) 被災地域及び避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (15) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (16) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (17) 相談窓口の設置に関する情報
- (18) 被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報

報

- (19) 市町村ホームページへの掲載による広報

2 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。

- (1) 同報無線、有線放送等による広報
- (2) 広報車による巡回広報
- (3) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- (4) 広報紙による広報
- (5) チラシ・パンフレットによる広報
- (6) 避難所への広報班の派遣
- (7) 自主防災組織を通じての連絡

第4 防災関係機関の広報活動

1 警察の広報

警察は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

- (1) 災害区域及び被災状況
- (2) 避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報
- (3) 道路における危険防止及び交通の円滑に関する交通広報
- (4) 危険物の所在、爆発予防等二次災害の防止に関する防災広報
- (5) 民心安定のための被災地域及び避難所等における犯罪予防広報

2 その他の機関

防災関係機関は、各々関係する情報について県民が必要とする度合いにも応じ積極的に広報活動を行うとともに、必要事項については、随時、県及び市町村災害対策本部にも連絡する。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

第8節 災害救助法の適用(県保健福祉部、市町村)

第1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村(政令指定都市にあっては、行政区ごと又は市全域のいずれか)の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

適用基準は、以下のとおりである。

- (1) 市町村の区域内における住家の被害が、市町村人口に応じ、住家の滅失した世帯数(全焼、全滅、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあっては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。以下同じ。)が次の世帯数以上であること。^{*1}

市 町 村 人 口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 ~ 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 ~ 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 ~ 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 ~ 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 ~ 300,000人未満	100世帯
300,000人以上~	150世帯

- (2) 県の区域内の住家滅失世帯数が、2,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が、その人口に応じ、上記基準の2分の1以上に達したとき。

(3)

- イ 県の区域内の住家滅失世帯数が、9,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の住家滅失世帯数が、多数であるとき。(市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)

*1 市町村別災害救助法施行令1号該当基準表(資料3-4-1)

- ロ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
- イ 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
- ロ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

2 災害救助法の適用手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。

原 則…災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日

例 外①…長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

②被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公 示 日 = 被害等が判明した日

市町村は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨要請する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに該当市町村に連絡する。

また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を市町村長に委任する。

3 救助の種類^{*1}

避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、災害にかかった者の救出、災害にかかった住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の捜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び賃金職員等雇上費、実費弁償。(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正 平成15年7月4日)

第3 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第30条の規定に基づき、次の救助の実施を市町村長に委任することができる。同法施行令第23条の規定に基づき委任を通知した場合において、市町村長は、当該事務を行わなければならない。

- 1 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産

*1 救助の種類一覧表(資料3-4-2)

- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急処理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 死体の捜索及び処理
- 10 障害物の除去
- 11 応急救助のための輸送
- 12 応急救助のための賃金職員雇上費

第9節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動(県総務部、環境生活部、保健福祉部、産業経済部、企業局、市町村、東北農政局、東北経済産業局、日本郵政公社東北支社、日本赤十字社宮城県支部)

第1 目的

県及び市町村は、大規模災害等発生時における県民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携を図りながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行うものとする。

第2 食料

1 食料の調達・供給

- (1) 県は、主要食料(米穀、乾パン、野菜、果実、乳製品等)の需給動向の把握並びに応急調達及び供給の決定と調整を図る。
- (2) 市町村は、備蓄、調達した食料及び国、県等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。
- (3) 東北農政局(食糧部)は、災害時における緊急食糧を確保するため、県等関係機関との連絡調整、関係業界へ食料等の供給要請及び政府所有食糧の売却を実施する。

この場合、原則として米穀とするが、被災地の状況等により乾パン等とする。

2 米穀及び乾パン

(1) 調達

県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、東北農政局(食糧部)の支援を得て、給食に必要な応急用米穀又は乾パンを調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、県又は市町村は、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」(昭和61年2月10日食糧第120号)に基づき、政府所有の米穀(以下「災害救助用米穀」という。)を調達する。

イ 米穀

(イ) 応急用米穀

県は、市町村の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、東北農政局(食糧部)に対し通知するとともに、米穀の出荷又は販売の届出事業者(以下「届出業者等」という。)保有の米穀を、県又は県の指定する者(県又は市町村が取扱者として指定した届出事業者。以下「取扱者」という。)

に売却するよう要請する。

届出事業者の保有米穀で不足する場合、県は、必要な応急用米穀の数量等について、東北農政局(食糧部)に対し通知するとともに、政府備蓄米を、直接県又は取扱者に売却するよう要請する。

(ロ) 災害救助用米穀

県は、市町村に対し災害救助用米穀の引取りについて指示することができる場合には、必要な災害救助用米穀の数量等について、荷渡指図書を発行・交付して、直接県に引渡すよう東北農政局(食糧部)に対し要請する。

市町村は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、東北農政局消費・安全部地域課又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者(以下「倉庫責任者」という。)に対して直接引き渡すよう、文書により要請する。

ロ 乾パン

市町村の申請又は県が乾パンの供給の必要があると認める場合、県は必要な乾パンの数量等について、東北農政局(食糧部)に対し通知するとともに、政府備蓄分(場合により自衛隊備蓄分)の乾パンを、県又は市町村に引き渡すよう要請する。

(2) 供給

イ 米穀

(イ) 応急用米穀

県は、東北農政局(食糧部)から直接購入した応急用米穀を市町村に供給する。

市町村は、県から供給を受けた応急用米穀又は届出事業者から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

市町村は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

(ロ) 災害救助用米穀

県は、荷渡指図書の発行・交付を受け、直接購入した災害救助用米穀を市町村に供給する。

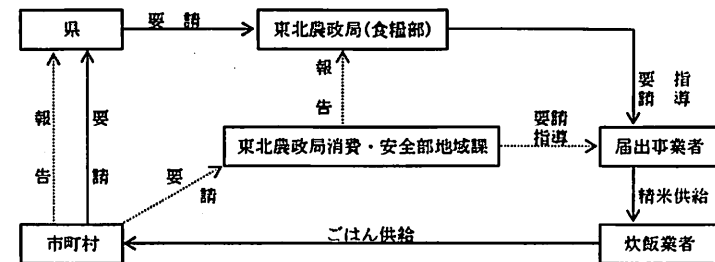
県は、直接引き渡され又は市町村が東北農政局消費・安全部地域課もしくは倉庫責任者から引渡しを受けた災害救助用米穀の全数量について、所定の価格により買い受ける。

市町村は、県から供給を受け又は東北農政局消費・安全部地域課もしくは倉庫責任者から直接供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助

活動従事者に供給する。

市町村は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

緊急時における食糧(精米)の供給体制略図



※ ——— 東北農政局(食糧部)を経由する場合 ——— 東北農政局(食糧部)を経由しない場合

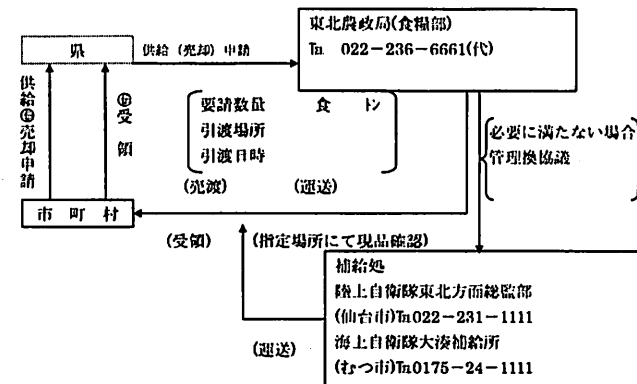
ロ 乾パン

(イ) 県は、東北農政局(食糧部)から直接購入した乾パンを市町村に供給する。

(ロ) 市町村は、被災者及び災害救助活動従事者に乾パンを供給する。

(ハ) 市町村は、供給を受けた乾パンの数量等について、県に報告する。

災害時における乾パンの配給経路



ハ 供給数量

(イ) 応急用の米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人当たりの供給数量に、市町村の要請に基づき県及び東北農政局(食糧部)が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

(ロ) 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。

り災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

1食当たり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、給食を行う必要がある場合

1食当たり 300 精米グラムの範囲内で知事が定める数量

ニ 炊出しの実施

被災市町村は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する等炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供給を行う。

炊き出し等の実施にあたって、市町村職員による対応では要員が不足する場合には、県、日本赤十字社宮城県支部等の協力を得て作業を実施する。

3 野菜及び果実

野菜及び果実について、県は各市町村と連携をとりながら需要動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、県から宮城県生活協同組合連合会、農業関係団体等に対して供給協力の要請を行うこととし、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

4 乳製品

県は、乳製品について、各市町村と連携をとりながら需要の動向を把握するとともに、全国牛乳協会と連携の上、被災地以外の乳業工場等から応急的調達及び供給に係る調整を行う。

5 水産加工品

県は、各水産加工業協同組合に対して、水産加工品の提供協力の要請を行い、その確保に努める。

6 その他副食品等

その他副食品等について、県は、各市町村と連携を取りながら需要の動向を把握するとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストア等に対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。

また、必要に応じ、県は、宮城県食品工業協同組合、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。

第3 飲料水

1 応急給水の実施主体

飲料水の供給は、市町村長が行う。

2 応急給水の方法

(1) 応急給水は、緊急時貯水施設や浄水場、配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車等による運搬給水を行うものとし、その時間や場所について広報に努める。

(2) 県は、市町村から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フローにより対応する。

(3) 県は、大規模な災害による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、市町村で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。

(4) 県は、市町村の水道施設被災による断水に対応するため、広域水道各浄水場及び送水管上に設置する臨時給水所を利用した給水車への供給及び住民への給水を、可能な限り実施する。

(5) 応急給水に当たっては、避難所・医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。

(6) 災害時における飲料水の確保は、最小1人1日3リットルを目標とする。

(7) 県は、被災市町村から応急給水に必要な資機材、人員等について要請があった場合は、市町村間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要と認める場合には、厚生労働省又は自衛隊等関係機関に対して支援を要請する。

(8) 保健所は、市町村衛生担当課と協力し、飲料水の衛生指導を行うこととし、地域住民が井戸水、湧水等を飲料水として利用する場合には、煮沸又は消毒して使用するなどの対策を指導する。

(9) 水道事業者で構成する日本水道協会宮城県支部は、「災害時相互応援計画」に基づき応援活動を行う。

第4 生活物資

1 支給品目

(1) 寝具

(2) 衣料品

(3) 炊事用具

(4) 食器

(5) 日用品

(6) 光熱材料

(7) その他

2 物資の調達・供給

- (1) 県及び市町村は、民間団体との連携により、応急時に必要な物資の迅速かつ的確な調達・供給を行う。
- (2) 市町村は、当該市町村が甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合は、広域応援協定を締結している近隣市町村や、県、厚生労働省、その他の関係機関に協力を要請する。
- (3) 県は、大規模かつ広域的な被害が生じ、かつ、市町村から要請のあった場合は、必要に応じ事前に協定を締結している宮城県生活協同組合連合会等民間団体との連携により、直接被災市町村に対し供給を行う。
- (4) 県は、災害救助法を適用し、被災者の生活を確保するために、被服、寝具その他生活必需品の供与を必要と認めた場合は、備蓄物資又は自ら調達した物資を被災者に対し供給する。
- (5) 市町村は、被災者に対する迅速かつ的確な供給を行う。

3 物資の安定供給

東北経済産業局は、県との連携を図りながら、物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、その取り扱う物資を適正な価格で安定的に供給するよう指導・要請するとともに、必要な物資の円滑な供給ができない場合において、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第78条第1項の仮定に基づき保管命令又は収用を行う。

4 日本赤十字社宮城県支部の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、洗面用具等が入った日用品セット、缶詰や嗜好品が入ったお見舞い品セットを、全国にある日本赤十字社の施設に備蓄し、被災者のニーズに応じて、遅滞なく配分する。

なお、配分に当たっては、県や市町村、防災ボランティア等の協力も得ながら行う。

第5 義援物資の受入れ、配分

1 義援物資の受入れ

- (1) 県、市町村など関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関が相互に連携を図りながら直ちに義援物資受入窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。
- (2) 義援物資の募集にあたっては、報道機関等と連携し、義援物資の受入方法等について広報・周知を図る。

なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行

う。

- (3) 日本郵政公社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。
- (4) 県及び市町村は、関係機関と調整の上、事前に義援物資の(一時)保管先等を確保(指定)し、分配作業が円滑にできるよう努める。

2 義援物資の配分

- (1) 義援物資の配分に当たっては、県、市町村など関係機関の間で調整を行い、迅速かつ適切に配分する。
なお、義援物資の仕分け、配布に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。
- (2) 県及び市町村は、必要配分量を把握するため、避難者等の情報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配布作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。
- (3) 義援物資の配送に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請する。

第10節 相談活動(県総務部)

第1 目的

大規模な災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、県、市町村の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応するものとする。

第2 県の相談活動

1 総合相談窓口の役割

総合相談窓口における相談は、被災した県民等からの相談に的確に対応することとする。

なお、専門性を要する相談等にあつては、各担当窓口に取り次ぐなど、県民の要請に対応するものとする。

2 総合相談窓口の設置

- (1) 県は、災害発生後、速やかに県庁（広報課）及び各合同庁舎（局所災害の場合は該当する合同庁舎（地方振興事務所））に総合相談窓口を設置する。
- (2) 関係各課室は、必要に応じ相談窓口を設置する。
- (3) 相談業務は、市町村、県民相談窓口及び関係機関と連携し即時対応に努める。
- (4) 住民からの相談には、効果的な相談業務等を行う。

3 相談窓口設置の周知

- (1) 各課室で相談窓口を設置した時は、主管課を通じ広報課に報告する。
- (2) 広報課は、県庁内相談窓口の設置を県ホームページをはじめ、県政広報番組（テレビやラジオ）・マスコミ報道などを活用し、広く県民に周知する。

4 報告

- (1) 各合同庁舎（地方振興事務所）における相談内容等を記録し広報課に報告することとし、広報課で取りまとめる。
- (2) 県庁各課における相談内容等は、それぞれの課室で記録し、広報課は必要に応じ各課室から報告を求めることができる。

5 関係機関との連携

- (1) 県民からの相談等で十分な情報がないものについては、県・市町村及び各相談窓口等関係機関と連絡を取り、速やかに情報を収集し即時対応に努める。
- (2) 広報課で収集した情報は、各合同庁舎（地方振興事務所）に速やかに伝達する。

第3 市町村の相談活動

市町村は、被災者のための相談窓口を設置し、住民からの身近な相談や要望に対応

するとともに、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図ることとする。

第11節 相互応援活動(県総務部、県警察本部、市町村、東北管区警察局)

第1 目的

大規模な災害時においては、被災市町村だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合は、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

第2 市町村間の相互応援活動

1 他の市町村長に対する応援の要請

被災市町村長が、応急対策を実施するために、必要と認めるときは、他の市町村長に対し応援を求める。

県は、必要があると認めるときは、応急措置の実施について、必要な指示をし、又は、他の市町村を応援すべきことを指示する。

(1) 個別相互応援協定

災害時に係る相互の応援協定等を締結している市町村においては、当該協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 全市町村相互応援協定

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

2 県への情報伝達

被災市町村が、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

3 応援体制の確保

県内で大規模な災害が発生した場合、被災しない市町村においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第3 消防機関の相互応援活動

大規模な災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」(平成16年4月15日施行)に基づき消防相互応援活動を行う。

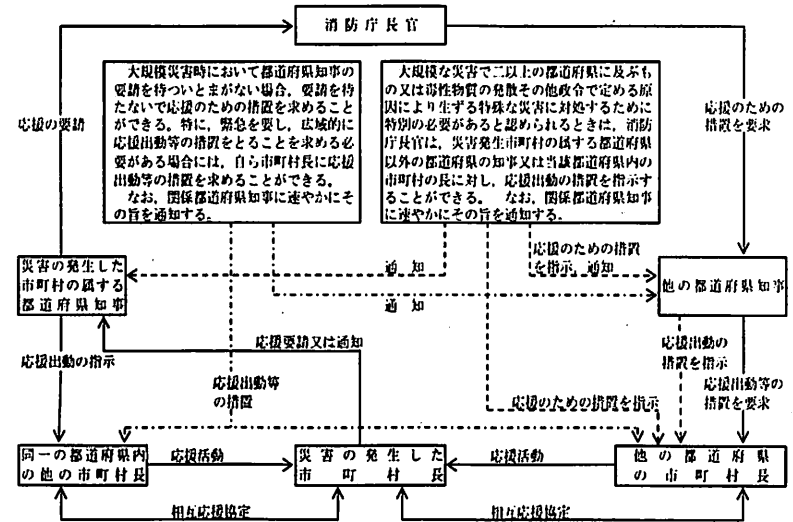
応援要請、応援消防部隊の派遣及び部隊の運用を迅速かつ円滑に行うため、県は、

宮城県広域消防応援基本計画^{※1}を必要に応じ見直す。

また、知事は、大規模な災害時において、都道府県の区域を超える消防の広域応援の必要性がある場合には、直ちに消防庁長官に応援の要請をするものとする。

なお、消防庁長官は、通信の途絶により被災地の知事との連絡をとることができないなど知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待たないで応援のための措置をとることを求めることができ、特に、緊急を要し、広域的な応援出動等が必要な場合は、消防庁長官が市町村長に直接応援出動等の措置をとることを求めることができる。

大規模災害時における緊急の広域消防応援体制図



第4 他都道府県からの応援活動

1 北海道・東北8道県に対する応援要請

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。

(1) 応援要請

※1 宮城県広域消防応援基本計画(資料3-11-1)

応援要請は、応援の調整を実施する応援調整道県(山形県が第一順位)に対し、必要事項を明らかにして要請を行う。

(2) 他道県からの自主的な応援

通信手段の途絶等により、本県と他道県との連絡がとれない場合には、他道県はヘリコプターを活用した被災情報の収集を行い、本県に対する応援を実施することとなる。

また、応援調整道県は必要に応じて連絡調整員を本県の災害対策本部に派遣し、本県以外の道県の協力を得ながら災害応急対策を円滑に推進することとなる。

(3) 応援の種類

- イ 応急措置等の実施に当たって必要となる情報の収集及び提供
- ロ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- ハ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん
- ニ 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあつせん
- ホ 災害応急活動に必要な職員の派遣
- ヘ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- ト その他、特に要請のあつた事項

2 全国知事会における相互応援

県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」における応援活動をもって十分な応急対策の実施が出来ない場合には「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

(1) 応援要請

県は、北海道東北地方知事会の中から、あらかじめ定めている幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援に関する事項を明らかにして要請するものとし、幹事県は、本県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。

(2) 全国知事会による応援要請等

全国知事会は、幹事県から本県の被害状況及び広域応援の要請内容等の連絡を受け、各ブロックとの調整を行った上で、本県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県及び本県に応援要請の内容を連絡する。

その後、広域応援計画に基づき、各都道府県の応援が実施されることとなる。

(3) 広域応援の内容

広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあつせん

とする。

第5 緊急消防援助隊の応援活動

1 総務省消防庁への応援要請

県は、緊急消防援助隊の応援が必要と認められる場合は、速やかに消防庁長官に対し応援要請を行う。

2 緊急消防援助隊受援計画

緊急消防援助隊が円滑に応援活動を行うことができるよう、県は、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」(平成16年8月2日策定)^{*1}を必要に応じ見直す。

第6 広域緊急援助隊の応援活動

警察は、被災状況の把握に努めるとともに、広域緊急援助隊の必要を認めるときは、警察庁及び管区警察局の指示、調整に基づき、広域緊急援助隊の派遣要請等の措置をとる。

*1 宮城県緊急消防援助隊受援計画(資料3-11-2)

第12節 海外からの支援の受入（県総務部、環境生活部）

第1 目的

大規模な災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、国と十分連絡調整を図りながら対応する。

第2 海外からの救援活動の受入れ

海外からの救援に一義的に対応するのは、国の役割となっているが、具体的被害を把握し、かつ市町村との連絡調整を実施する機関として県が位置づけられることから、以下の事項について、情報収集、提供等を行う。

- (1) 救援を必要とする場所及びその緊急性
- (2) 現地までの交通手段及び経路の状況
- (3) 現地の宿泊の適否等
- (4) 必要な携行品等
- (5) その他必要と思われる事項

第3 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、国と連絡調整を図りながら対応する。

- 1 救援隊の派遣内容
 - ① 協力内容、人数、派遣日程
 - ② 受入方法
 - ③ 案内、通訳の必要性
- 2 救援物資の内容
 - ① 品名、数量
 - ② 輸送手段、ルート
 - ③ 到着予定

第4 関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入について、警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

第13節 自衛隊の災害派遣（県総務部、市町村、第二管区海上保安本部、東京航空局仙台空港事務所、陸上自衛隊）

第1 目的

災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第2 災害派遣の基準及び要請の手続き^{※1}

1 要請による派遣

- (1) 知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所長（以下「知事等」という。）は、災害が発生し又は発生するおそれがあり人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を要請できる。

自衛隊指定部隊等の長は、災害派遣の要請を受け、必要と認める場合に部隊等を派遣する。

注：「自衛隊指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条に規定する長官が指定する者をいい、陸上自衛隊においては方面総監、師団長、駐屯地司令の職務にある部隊等の長、海上自衛隊においては地方総監、航空自衛隊においては航空総隊司令官、基地司令の職にある部隊等の長をいう。

- (2) 市町村長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼が出来ない場合には、直接最寄りの指定部隊等の長に通知することができるものとし、この場合、市町村長は速やかに知事にその旨を通知する。

2 自衛隊の自主派遣

災害において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待つてまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。その場合の判断基準は次のとおりとする。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

例えば、

^{※1} 災害派遣に関する宮城県知事と宮城県警備隊区担当部隊長との協定書（資料3-10-1）

イ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。)を受け、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

ロ 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

(3) 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

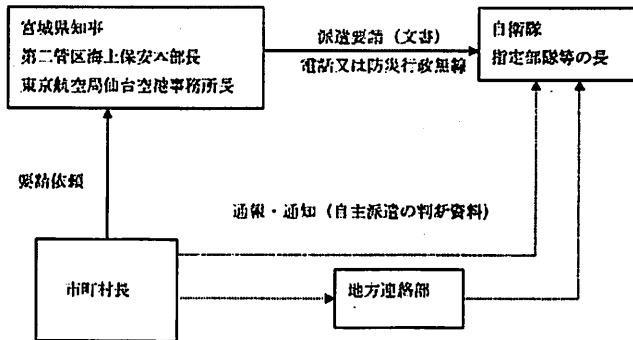
(4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待たずとも認められること。

(5) (1)～(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努める。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づき救援活動を実施する。

3 要請の手続き

(1) 派遣要請系統図



(2) 要請(連絡)先

知事等が自衛隊の災害派遣要請を必要と認めた場合は、宮城県区担当部隊長と調整の上、これを要請する。

ただし、知事等が他の指定部隊等の長に対し要請した場合は、速やかにこの旨を宮城県区担当部隊長に対し通報しなければならない。

区分	要請 (連絡)先	指定部隊 等の長	連絡方法等		担任地域等
			平日 08:00～17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の 担当	
宮城県区 担当部隊	陸 第22普通科連隊 第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丸山2-1-1 防災無線:7-641-1 TEL:022-365-2121 内235～237 FAX:022-363-0491	駐屯地 当直 TEL:022-365-2121	宮城県北隊区 (下記の地域を除く宮城県内)
	陸 第2施設団 第3科 (船岡駐屯地)	団長	柴田郡柴田町船岡字 大沼端1-1 防災無線:7-642-1 TEL:0224-55-2301 内235～236 FAX:0224-55-1191	駐屯地 当直 TEL:0224-55-2301	宮城県南隊区 (白石市、角田市、柴田郡、亶理郡、刈田郡、伊具郡)
近傍派遣 部隊	陸 東北方面航空隊 第3科 (霞目駐屯地)	航空隊長	仙台市若林区霞目1-1 TEL:022-286-3101 内203,207,217	駐屯地 当直 TEL:022-286-3101	霞目近傍及び 県全域(航空)
	陸 第6戦車大隊 第3係 (大和駐屯地)	大隊長	黒川郡大和町吉岡 字西原21-9 TEL:022-345-2191 内230～233	駐屯地 当直 TEL:022-345-2191	大和近傍 状況により宮 城県北隊区
	空 第4航空団 防衛部 (松島基地)	団司令	東松島市矢本 字坂取85 TEL:0225-82-2111 内230～232	基地当直 TEL:0225-82-2111	矢本近傍及び 県全域(航空・ 応急救援)

区分	要請 (連絡)先	指定部隊 等の長	連絡方法等		担任地域等
			平日 08:00~17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の 担 当	
大規模 災害対 処部隊	陸 第6師団 第3部 (神町駐屯地)	師団長	山形県東根市 神町南3-1-1 TEL:0273-48-1151 内 237・238	当直長 TEL:0273 -48-1151	南東北3県 (福島・山形 ・宮城)
	陸 東北方面総監部 防衛部 (仙台駐屯地)	方面総監	仙台市宮城野区 南目館1-1 TEL:022-231-1111 内 2255・2256	防衛課 運用室 TEL:022- 231-1111	東北全域
	海 横須賀地方 総監部 防衛部	地方総監	神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目 TEL:046-822-3500	-	宮城県沿岸
	空 中部航空方面隊 司令部 防衛部	司令官	埼玉県狭山市稲荷山 2丁目3 TEL:042-953-6131	-	県全域
連絡 機関	- 宮城地方連絡部	部 長	仙台市宮城野区 五輪1-3-15 TEL:022-295-2611 内 3630・3632	同 左	県全域

(3) 要 請

知事等が災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書(別紙様式第1又は第2)を指定部隊等の長に提出しなければならない。

ただし、緊急の場合は、とりあえず口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

イ 災害の状況及び派遣を要請する事由

ロ 派遣を希望する期間

ハ 派遣を希望する区域及び活動内容

ニ その他参考となるべき事項(宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等)

ただし、相当数の被害が出ていると認められ、かつ被災市町村の具体的被災状

況が把握できない場合にあっては、上記に関わらず、速やかに派遣要請に努めるものとする。

この際、要請権者は、被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

第3 県・市町村と自衛隊との連絡調整

1 自衛隊の連絡調整幹部等の派遣

(1) 災害発生時、自衛隊は、必要に応じ県及び市町村災害対策本部等に連絡調整幹部等を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協体制度を確保する。
連絡調整幹部等は、県及び市町村並びに関係機関(警察、消防等)との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を実施する。

2 自衛隊の災害派遣に係る県の対応

- (1) 自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は県危機対策課(火災及び林野火災については消防課)とする。
- (2) 災害対策本部を設置した場合、自衛隊の連絡調整幹部等を災害対策本部に受入れ、災害対処に必要な情報交換等を行う。
- (3) 県は連絡調整幹部等と協議し、対策の緊急性、重要性を判断し救援活動の優先順位を定め、自衛隊の活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

第4 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する
- (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の救出・救助及び捜索活動：行方不明者、負傷者等の捜索、救助活動
- (4) 水防活動：土嚢作成、運搬、積み込み等の水防活動
- (5) 消防活動の支援：消防機関に協力し、消火に当たる
- (6) 道路又は水路の啓開：道路又は水路等の交通路上の障害物の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動

- (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
- (9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び給食の実施
- (10) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく措置の実施
- (11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- (12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村長その他市町村長の職務を行うことが出来る者（委任を受けた市町村の吏員、警察官及び海上保安官）がその場にはない場合に限り、次の権限を行使することができる。

この場合、当該措置をとったときには、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- (1) 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること
- (2) 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・取用すること
- (3) 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること
- (4) 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること

第5 派遣部隊の受入体制

災害派遣が決定・実行された場合、派遣を受ける知事等及び市町村長等は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

1 連絡調整者の指定

知事等又は市町村長等は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動（作業）に必要な資機材を速やかに調達して提供する。

3 宿舍等のあっせん

派遣部隊等の宿舍等のあっせんを行う。

この場合、学校、公民館等を宿舍施設に充てる時は、あらかじめその管理者等の承

諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする

4 臨時ヘリポートの設定

- (1) 臨時ヘリポート設定基準^{※1}を満たす地積（ヘリポート）を確保する。

この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

- (2) 着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。

また、状況に応じ緊急発炎筒により着陸地点の識別を容易にする。

(3) 危険予防の処置

イ 離着陸地点及びその近傍において運航上の障害となる恐れのある範囲には立ち入らせない。

ロ 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

5 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

6 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第6 派遣部隊の撤収

- 1 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、知事等は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、当該市町村長等及び派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について要請する。
- 2 撤収要請は、とりあえず電話等により報告した後、速やかに文書（別紙様式第3又は第4）をもって要請（提出）する。
- 3 災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

第7 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担するものとし、細部については、その都度災害派遣命令者と知事等が協議して定める。

- 1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料

※1 臨時ヘリポート設定基準（資料3-10-2）

- 2 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- 4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- 5 無作為による損害の補償
- 6 その他協議により決定したもの

第14節 救急・救助活動(県総務部、県警察本部、市町村、第二管区海上保安本部、陸上自衛隊)

第1 目的

大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、県、市町村、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施するものとする。

また、被害が多方面に広がることも予想されることから、自主防災組織、事業所、一般県民についても防災の基本理念に基づき自ら救出・救助活動に協力する。

第2 県の活動

災害においては、速やかに市町村の被害状況及び救急・救助を必要とする状況を把握し、防災関係機関が有機的に連携して救出・救助を行えるよう、災害対策連絡調整班を中心として、警察本部、消防本部、自衛隊等関係機関との連絡、調整を行う。

この際、必要な資機材については関係機関から広く調達するものとし、併せて防災ヘリコプターを積極的に活用する。

県は、常時、防災関係機関から救急・救助情報を収集するとともに、一般市民等からの情報については、適宜関係機関あてに伝達する。

第3 警察の活動

- 1 警察は、救出救助を必要とする者を発見した場合及び同様の通報があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。
- 2 警察は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。
- 3 警察は、警察署員及び応援機動隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

第4 市町村の活動

市町村は、救急・救助を必要とする状況を把握し、速やかに捜索、救出活動を行うとともに、消防本部等関係機関に連絡する。

また、一般市民からの情報についても適宜関係機関あてに伝達するものとし、人員、機材等の面での対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。

第5 消防機関の活動

大規模な災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるた

め、消防機関は、医療機関、宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察署等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1 消防本部の活動

救急・救助活動を行うに当たっては、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に把握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。

このため、関係機関と情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。

また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者まで様々であり、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と適切な応急処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の活用等効率的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第6 第二管区海上保安本部

1 海難救助等を行うに当たって、災害の種類、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。

その際、救急・救助活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。

- (1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその捜索救助を行う。
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊及び機動防除隊を対応させるほか、関係機関等救助機関に協力を要請する。
- (3) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、避難勧告を行う。

2 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。

この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した巡視船の活用について配慮する。

- (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
- (2) 災害応急対応策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等をあたらせる。

(3) その他の支援活動については、その都度協議の上、決定する。

3 物資の無償貸付若しくは譲与については要請があったとき又はその必要があると認めるときは、「海上災害救助用物品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和30年運輸省令第10号)に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

第7 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織等は、自担当、在住地区において建物倒壊、火災炎上等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。

また、人員、機材等の面での対応が不十分と思えるときは市町村等に速やかに連絡する。

さらに、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぐものとする。

第8 火山災害の現場における救出

市町村は、火山災害の現場において要救助者があるときは、消防団等による救助隊を編成するほか、警察、災害派遣自衛隊その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、救助に当たるものとする。

救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、山岳救助及び空中救助の場合は、関係機関と十分に協議し、二次災害の防止に万全を期するものとする。

第15節 医療救護活動(県総務部、保健福祉部、病院局、市町村、独立行政法人国立病院機構、日本郵政公社東北支社、陸上自衛隊、日本赤十字社宮城県支部、宮城県医師会、宮城県薬剤師会、宮城県病院薬剤師会、宮城県医薬品卸組合、東北高圧ガス連合会)

第1 目的

大規模な災害により、多数の負傷者が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となるおそれがあることから、緊急的な対応策や関係機関の連携を図りながら医療救護活動を実施するものとする。

第2 医療救護活動

県及び関係機関は、相互に連携・協力しながら、次の範囲・組織で、被災者に対する医療救護活動を実施する。

1 範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 助産

2 組織

- (1) 医療救護は、原則として救護班を編成し、現地で実施する。
ただし、急迫した事情があり、かつ、やむを得ない場合においては、病院、診療所又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の規定する施術所においてもできるものとする。
- (2) 災害拠点病院における医療救護
多発外傷、座減症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重傷救急患者の救命医療については災害拠点病院で行う。

第3 県の活動

- 1 県は、市町村が行う医療救護活動を円滑にするため必要な措置を講ずる。
- 2 県は、市町村からの医療救護に関する協力要請があったとき又は、医療救護の必要が認められるときは、医師会等の協力を得て医療救護活動を実施する。
- 3 県は、医療救護活動を実施するために必要な次の調整を行う。

- (1) 宮城県医師会、独立行政法人国立病院機構本館北海道東北ブロック事務所、日本赤十字社宮城県支部等、関係団体・機関との医療救護班派遣に関する事。
- (2) 医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材、血液等の確保に関する事。
- (3) 被災地の傷病者、医療救護班、医薬品等の搬送に関する事。
- 4 県は、災害の状況に応じ、「病院防災マニュアル」等により県立病院での受け入れ体制の確保を図るとともに、速やかに県立病院等の医療救護班を派遣する。

第4 市町村の活動

- 1 市町村の救護班は、適当な場所に救護所を設置して被災者の迅速かつ確かな救護を行う。
- 2 市町村の救護班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと市町村長が判断した場合には、知事に協力要請を行う。

第5 日本赤十字社宮城県支部の活動

被災地の医療機能が回復、もしくは地方公共団体等による救護・救助活動が開始されるまでの間において、独自の判断で出動し、また、知事の要請によって救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

1 医療救護活動

日本赤十字社宮城県支部は、救護班の派遣や傷病者の受け入れ等の医療救護活動を行う。

なお、被災地に設置する救護所、あるいは巡回等による応急医療を基本とし、在宅や避難所における高齢者・障害者などのいわゆる災害時要援護者への対応をも十分に考慮して柔軟に対処するものとする。

(1) 初期医療救護活動

災害救護活動の初期段階における医療救護活動は、被災地の医療機能が回復もしくは地方公共団体による系統的な救助救出活動が開始されるまでの間、日本赤十字社独自の活動として積極的に実施する。

(2) 医療救護活動の継続

初期医療救護活動が終了した後においても、災害の状況に応じて医療救護活動を継続するものとする。

この場合、時間の経過とともに変化する被災者のニーズに柔軟に対応できるような救護班の編成等を考慮する。

(3) 重傷病者の後送

収容治療を行う必要があると判断される重傷病者については、直ちに病院へ後送する。

なお、患者の後送にあたっては、搬送手段や受け入れ病院について防災関係機関と必要な調整を行う。

また、赤十字医療施設が患者を受け入れる際には、受け入れ体制に万全を期す。

(4) 撤収時期

被災地における医療機関の機能の回復状況を勘案し、医療救護活動を終息させる時期及び救護班を撤収させる時期を、県、市町村、地元医師会等と協議のうえ決定する。

(5) 費用負担

医療救護活動に要する費用は、原則として、救護班を派遣した支部の負担とする。

ただし、災害救助法が適用された場合には、法に基づく必要な弁償を被災地支部がとりまとめて、都道府県知事に請求する。

2 救護班の活動

救護班は、被災地に到着次第、現地の市町村災害対策本部と調整の上、活動する。

災害対策本部未設置のときは、設置されるまでの間、日本赤十字社地区・分区(市町村日本赤十字社担当)長と連絡の上、適切な活動を実施する。

活動に当たって、救護班長は、被災地の現地災害対策本部と協議し、適当と認められる位置に救護所を開設し、応急救護にあたる。また、状況により巡回診療も行う。

3 医薬品、衛生材料の補給

医薬品、衛生材料の補給は、日本赤十字社宮城県支部で行うものとするが、場合により救護班が現地において補給することができる。

4 血液製剤等の供給

災害時には、輸血用血液製剤や血漿分画製剤が大量に必要となることが想定されるので、全国的な血液製剤の需給調整機能を活用して、必要な血液製剤等の確保に努めることとする。

なお、災害時における広報は、献血希望者が一時的に殺到することなど混乱が生じないよう十分配慮して行う。

5 災害救助法適用外の災害救護

日本赤十字社宮城県支部長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害救助法発令のない場合においても支部独自の判断と責任において、必要な救護班を現地に派遣し、関係機関と連携して救護活動に当たる。

6 広域的応援体制

日本赤十字社宮城県支部長は、隣接支部管内における災害発生に際し、要請により、又は必要と思われる場合において速やかに救護班を派遣する。

また、当県内において災害が発生した場合で、応援が必要な場合には隣接支部又は

日本赤十字社本社を通じて広域的な応援要請を行う。

日本赤十字社宮城県支部は、日本赤十字社第1ブロック(北海道、東北6県を含む)に属し、災害時にはまずブロック内の隣接支部に応援要請を行い、これによっても対応できない場合には、日本赤十字社本社を通じてさらに広域的な応援体制をとって、被災地と連携をとりながら、統一的な救護にあたる。

7 赤十字病院が被災した場合の対応

災害により赤十字病院が被災した場合には、入院患者の安全確保と外来患者の診療とを区別して実施し、さらに受付においてトリアージを行って緊急度に応じた救護ができるよう努める。

また、応援救護班の必要性等について支部と協議して要請するほか、他の医療機関と密接な情報交換を行って、協力して患者の多発発生に対処する。

第6 宮城県医師会の活動

「災害時の医療救護に関する協定^{※1)}に基づき、知事から援助の要請があったときは、「宮城県医師会災害時医療対策要綱^{※2)}に基づき、各都市医師会に医療救護班の編成を要請し、他の団体と協力して医療救護活動を行う。

第7 独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所の活動

- 1 知事又は救助関係機関からの要請を受けた場合は、独立行政法人国立病院機構の病院に災害医療班の派遣の連絡調整を行う。
- 2 救護活動が長期化する場合は、1単位の派遣日数は3泊4日を原則とし、引き続き次の災害医療班の派遣の連絡調整を行う。

第8 日本郵政公社東北支社の活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力するものとする。

第9 救急医薬品等の調達

- 1 県は、宮城県医薬品卸組合、東北高圧ガス連合会、宮城県赤十字血液センター等を通じ、医薬品、医療用ガス^{※3)}、医療資機材、血液製剤(以下「医薬品等」という。)の在庫、需給状況を把握する。

県内で必要な医薬品等を調達できない場合には隣接県、あるいは厚生労働省に要請

^{※1)} 災害時の医療救護に関する協定書及び実施細則(資料3-6-1)

^{※2)} 宮城県医師会災害時医療対策要綱(資料3-6-2)

^{※3)} 災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書(資料3-6-3)

する。

また、救助物資の医薬品等については、受け取りに混乱が生じないように医薬品集積所を設ける。

- 2 県は、市町村からの要請に基づき、宮城県医薬品卸組合、宮城県赤十字血液センター等に対し医薬品等の供給を要請し、保健所に配備している救急医療セットを被災地に搬入する。

また、医療用医薬品等については、医療機関へは医薬品卸売業者が主として供給し、救護所等へは医薬品卸売業者によるほか、援助物資から供給する。

一般医薬品などについては、医薬品集積所から救護所、避難所に供給する。

- 3 県は、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理・服薬指導等を行うため、(社)宮城県薬剤師会^{*1}と災害時に必要とされる薬剤師班の派遣等について協定書を締結している。

なお、宮城県病院薬剤師会へ薬剤師の派遣について、協力を求める。

第10 専門的な医療を要する患者対策

- 1 県は、難病患者や人工透析患者など専門的な医療を必要とする患者に対する災害時の医療を確保するため、災害拠点病院に対し、患者の求めに応じ患者情報の提供を行うほか、医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品の確保に努め、患者等に対し必要な医療情報の提供を行う。
- 2 県は、市町村が行う専門的な医療を必要とする患者に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

^{*1} 災害時における医療救護活動に関する協定書(資料3-6-4)、宮城県薬剤師会災害時連絡体制(資料3-6-5)

第16節 交通・輸送活動(県総務部、企画部、産業経済部、土木部、県警察本部、東北地方整備局、第二管区海上保安本部、陸上自衛隊、市町村、東北運輸局、日本道路公団東北支社、宮城交通(株)、(社)宮城県トラック協会)

第1 目的

大規模な災害発生に際し、県民の生命の保全、県民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動^{*1}は、災害の発生防止、被害の拡大防止、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送等特に速やかな対応が望まれることから、防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施するものとする。

第2 県の活動

1 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害対応対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

(1) 第1段階

- イ 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ロ 消防・水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員及び物資
- ハ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等
- ニ 医療機関へ搬送する負傷者等
- ホ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- イ 上記(1)の続行
- ロ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ハ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ニ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- イ 上記(2)の続行
- ロ 災害復旧に必要な人員及び物資

^{*1} 緊急・救護輸送実施要綱(資料3-8-1)

ハ 生活必需品

(4) その他関連措置

イ 避難路及び緊急交通路確保のための一般車両使用の抑制について、関係機関等に対する協力要請を行う。

ロ 運転者等への交通路確保の伝達を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保を図る。

ハ 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運航について、関係機関との連絡調整を図る。

2 緊急輸送の依頼先

災害の救助、その他公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは、緊急輸送の対象となる機関に緊急輸送の協力を依頼する。

なお、主な緊急輸送の要請先は次のとおりである。

- (1) 東日本旅客鉄道(株)仙台支社
- (2) 阿武隈急行(株)
- (3) くりはら田園鉄道(株)
- (4) 仙台市交通局
- (5) 宮城交通(株)
- (6) 宮交仙南バス(株)
- (7) 宮交大崎バス(株)
- (8) 宮交栗原バス(株)
- (9) 宮交登米バス(株)
- (10) 宮交石巻バス(株)
- (11) 宮交気仙沼バス(株)
- (12) (株)宮交バスシステム
- (13) (社)宮城県トラック協会
- (14) 江島汽船(有)
- (15) 石巻市営巡航船
- (16) 塩釜市営汽船
- (17) 唐桑汽船(株)
- (18) 網地島ライン(株)
- (19) 大島汽船(株)
- (20) 日本道路公団東北支社

3 トラックによる緊急輸送

県は、市町村からの要請も含めて、緊急物資輸送の必要があると認めるときは、輸送量、輸送場所等の情報の収集・整理を行い、(社)宮城県トラック協会に対し、協定

に基づき、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼するとともに、配車状況の把握に努め、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第3 市町村の活動

市町村は、緊急物資輸送の必要があると認めるときは、独自に協定を締結している市町村においては協定締結先の(社)宮城県トラック協会等に対し、協定未締結の市町村においては県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。

また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第4 防災関係機関の活動

1 東北運輸局の役割

災害応急対策実施責任者から要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉・安全を維持するため、必要がありかつその輸送を実施する者がいない場合、又は若しく不足する場合は、道路運送事業者・海上運送事業者及び港湾運送事業者に対し、輸送を命じる等必要な措置を講じる。

2 日本道路公団東北支社の役割

物資の緊急輸送等のための緊急輸送車両、人命救助活動等のための緊急自動車の通行が必要であるときは、暫定的な復旧措置を講じるよう努める。

また、当該車両に道路の状況、災害発生状況を周知させ通行方法等の指示を与える。

なお、このために必要な規制等については、宮城県警察高速道路交通警察隊と協議する。

3 宮城交通株式会社の役割

県及び市町村からの要請により緊急輸送を行う場合には、宮城交通(株)本社を対策本部とし、運行課から各営業所に指示する。

4 (社)宮城県トラック協会の役割

災害発生時に際し、宮城県トラック協会が、全日本トラック協会内に設置された災害対策中央本部から緊急・救済輸送の要請を受けた場合及び宮城県内に大規模な災害が発生した場合、又はこれらが予測される場合並びに協会長が必要と認めた場合、これに即応するため必要な協会の輸送体制整備及び業務を次により実施する。

(1) 職員の体制

非常呼集連絡表により連絡し、緊急・救助輸送体制を整える。

(2) (社)宮城県トラック協会本部の代行業務

(社)宮城県トラック協会本部が災害等により、使用できない場合は下記の順序で支部が代行業務をする。

山南支部→石巻支部→大崎支部→塩竈支部→陸米・本吉支部→気仙沼支部
→栗原支部

(3) 輸送要請及び各種費用の精算

輸送要請及び輸送終了報告、輸送経費の負担、災害補償については、県と(社)宮城県トラック協会との緊急物資の輸送に関する協定書により処理する。

(4) 輸送指示書の発行

県からの緊急輸送要請に基づき、支部状況により運送事業者へ輸送指示書を当初電話、事後ファクシミリを発行し緊急輸送を実施する。

この際、被災地の状況、道路交通・燃料補給等について情報を提供する。

(5) 携行証書等

イ 緊急通行車両確認証明書及び標章(県公安委員会が発行。ただし、申請は車両使用者が実施)を携行する。

ロ (社)宮城県トラック協会「緊急・救援輸送実施要綱」に定める人員等、車両の標識を取り付ける。

第5 陸上交通の確保^{※1}

1 災害発生時の自動車運転者の取るべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

イ 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

ロ 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること。

(2) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することがある。

2 情報の収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監

^{※1} 大地震災害発生時における交通対策活動マニュアル(資料3-8-2)

視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

3 交通規制

災害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に災害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 基本方針

イ 被災地内への流入抑制と車両の走行抑制

(イ) 被災区域内への流入を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を抑制する。

(ロ) 被災地外への流出は原則として無制限とする。

ロ 避難路及び緊急交通路への流入抑制

原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は制限する。

ハ 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出入制限

インターチェンジからの被災区域への流出を制限する。

ニ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

(イ) 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は指導を行う。

(ロ) 一般車両の走行は原則禁止する。

ホ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

ヘ 緊急交通路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請

(2) 緊急交通路確保のための措置

イ 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

ロ 放置車両の撤去

緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ハ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

ニ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は上記ロ、ハの措置をとることができる。

ホ 関係機関等との連携

交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。

また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の表示を設置して行い、緊急を要するため所定の標示を設置するいとまがないとき、又は表示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

4 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。

(1) 確認対象車両

イ 知事が行う確認事務処理

知事は、知事部局等県有公用車両について確認するものとし、本庁(公営企業及び教育庁の本庁を含む。)で所有する車両に係る確認事務については総合交通対策課で、また地方機関(公営企業及び教育庁の地方機関を含む。)で所有する車両の確認事務については所管の地方振興事務所それぞれ行う。

ロ 県公安委員会が行う確認事務処理

県公安委員会は、イ以外の車両について確認するものとし、県警本部(交通規制課)、高速道路交通警察隊、警察署のほか交通検問所等の検問箇所で行う。

(2) 申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

イ 車両番号標に標示されている番号

ロ 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)

ハ 使用者の住所、氏名

ニ 輸送日時

ホ 輸送経路(出発地、経由地及び目的地名)

ヘ その他参考事項(事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出。)

(3) 標章等の交付

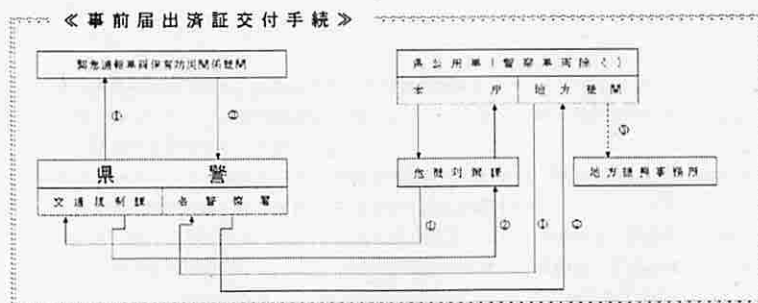
知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。

(4) 交付状況の把握

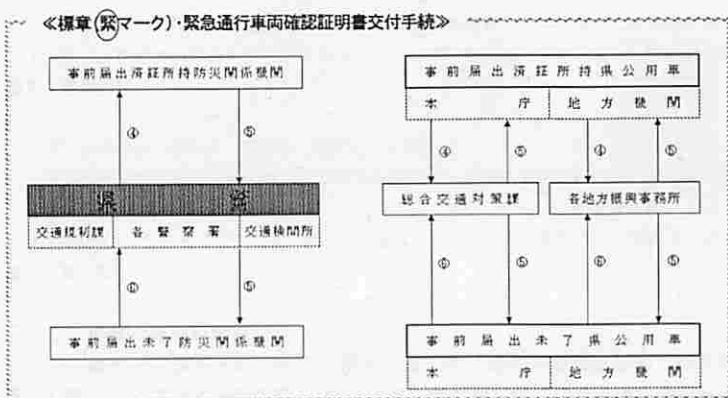
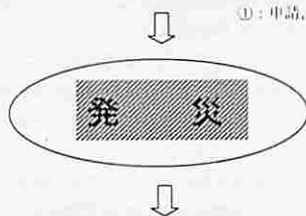
(3)により標章等を交付した場合、危機対策課及び交通規制課に報告することとし、(1)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。

危機対策課及び交通規制課は、必要に応じて確認事務の調整を図る。

緊急通行車両等の事前届出・確認手続等フロー



①：申請、②：届出済交付証、③：写し提出



④：届出済証提出、⑤：緊マーク・証明書、⑥：確認申請

5 障害物の除去等

県及び警察は、緊急輸送道路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

また、道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去(道路管理者の所管に係るもの)、応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、二次災害の防止にも努める。

第6 海上交通の確保

1 第二管区海上保安本部の役割

第二管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。
- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 水路の水深に異状が生じ又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (6) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

2 港湾管理者の役割

港湾管理者は、港湾施設の被災により、船舶の航行に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、被災状況について海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び被災施設の応急復旧を行い、海上輸送に支障を生じさせないように努める。

3 漁港管理者の役割

漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。また、離島の漁港についても輸送の確保に努める。

第17節 ヘリコプターの活動^{※1}(県総務部、県警察本部、仙台市消防局、第二管区海上保安本部、国土交通省、東京航空局仙台空港事務所、陸上自衛隊、航空自衛隊)

第1 目的

大規模な災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救助物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第2 活動体制

1 防災関係機関の所有するヘリコプターとしては、県防災ヘリコプター、仙台市消防ヘリコプターのほか、県警察ヘリコプター、国土交通省ヘリコプター、海上保安庁ヘリコプターがあるが、災害派遣要請により自衛隊ヘリコプターの支援が可能となる。

また、大規模な災害時においては、他の都道府県からの応援ヘリコプターの支援を受けることとなる。

これらのヘリコプターを安全かつ有効に活用するため、防災関係機関と連携して、県ヘリコプター運用調整会議を設置し、応援機を含めた活動計画等を検討作成し、迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

2 災害発生時におけるヘリコプターの効率的活用のため、ヘリコプター運用調整会議の設置について、ヘリコプターを保有する防災関係機関と協議を推進する。

ヘリコプター運用調整班は、活動計画等を円滑に推進するため必要な活動を行う。

(1) 場外離着陸場等においては、航空交通情報(離着陸する順序、上空待機方法、安全に関する助言等)を提供するとともに、必要と思われる場合は、東京航空局仙台空港事務所に対し航空情報(ノータム)の発出を要請する。

(2) ヘリコプター運航のための無線の周波数については、消防・防災ヘリコプター用運航管理通信周波数を使用する。

(3) 県内における救助活動等を円滑に行うため、県内の場外離着陸場や病院、防災関係機関等が図上に明記された「宮城県航空防災マップ」を活用する。

^{※1} 宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱(資料3-9-1)、宮城県防災ヘリコプター緊急運航要領(資料3-9-2)、防災ヘリコプター緊急運航基準(資料3-9-3)、大規模特殊災害時における航空燃料の給油に関する覚書(資料3-9-4)、回転翼航空機の運航についての覚書(資料3-9-5)、宮城県防災ヘリコプターの仕様(資料3-9-6)、警察航空機の仕様(資料3-9-7)

第3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、災害時においては、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- 2 ヘリコプターによる救出救助活動が必要な場合の救出救助活動
- 3 ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- 4 救援隊・医師等の人員搬送
- 5 被災地への救援物資の搬送
- 6 応急復旧用資機材等の搬送
- 7 住民に対する避難勧告等の広報活動
- 8 その他ヘリコプターにより対応すべき活動

第4 活動拠点^{※1}

1 県は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と提携して活動拠点を早急に確保する。

(1) 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。

(2) 場外離着陸場においては、あらかじめ定めている県内の場外離着陸場の中から必要と思われる地区において、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。

(3) 仙台市消防ヘリポート(県と仙台市の共同使用)については、風水害等災害時には防災拠点ヘリポートとして位置付け活用する。

2 ヘリポート及び場外離着陸場が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

第5 安全運航体制の確保

1 災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局仙台空港事務所及び陸上自衛隊霞の目管制塔等との連携により安全運航体制を確保する。

2 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「災害時における救援航空機等の安全対策マニュアル」(運輸

^{※1} 宮城県飛行場外離着陸場等一覧表(資料3-9-8)、ヘリポート適地選定要領(資料3-9-9)、防災ヘリコプター用「飛行場外離着陸場」設置基準(資料3-9-10)

省)に基づき、被災地上空からの一時的な避難等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。

- 3 ヘリコプターの離着陸時の安全確保のため地上支援要員を配置するなど安全運航体制を確保する。

第6 応援ヘリコプター

「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成7年10月締結)あるいは「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」(平成8年7月締結)等により、他県からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、その場合、応援機があらかじめ装備と必要機材の準備ができるよう、できるだけ応援活動の内容や活動地域等を明示するとともに、地上支援要員の派遣についても併せて要請する。

また、要請と同時に、速やかに応援機の受け入れ体制を確立する。

第7 燃料の補給

県外からの応援ヘリコプターについては、仙台空港等において、活動に必要な燃料の補給を行えるよう関係機関に要請し、協力を得るとともに、機動性を有するタンクローリーを活用した補給体制を確保する。

第18節 公共土木施設等の応急復旧(県環境生活部、産業経済部、土木部、市町村、東北地方整備局、日本道路公団東北支社)

第1 目的

道路、鉄道等の交通基盤、港湾、河川、海岸及びその他の公共土木施設は、県民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、大規模な災害の発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

第2 道路施設

1 県及び市町村の対応

(1) 県土木部及び市町村の対応

イ 緊急点検

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

ロ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ハ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 県産業経済部及び市町村の対応

イ 道路管理者は、農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

ロ 幹線農道は避難路、延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行う。

ハ 道路管理者は、円滑な救援活動の実施や日常生活を確保するため、迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他、防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

2 東北地方整備局の対応

(1) 点検

道路管理者は速やかに巡回を実施し、道路の被災状況や交通状況を把握する。
また、ロードレポーター、ロードセーフティステーション等からの情報収集に努める。

(2) 災害時の応急措置

パトロールによる巡回の結果等により、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講じる。

緊急輸送道路については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

(3) 道路情報の提供

災害発生箇所、被害状況、通行規制状況、緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板、路側放送等で道路利用者へ提供する。

(4) 応急対策

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

3 日本道路公団東北支社の対応

(1) 交通規制及び点検の実施

道路の通行が危険であると認められた場合、あるいは予想された場合には、道路通行規制その他必要な措置を講ずる。

道路の被害状況及び交通の状況を速やかに把握するため、管理事務所等においては、速やかに巡回を実施する。

(2) 体制

災害発生時には、その状況に応じて東北支社内及び管理事務所等に災害対策本部を設置する。

(3) 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両、緊急自動車の走行が必要な場合については、関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

(4) 道路情報の提供

道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう、災害に関する情報や交通規制等の情報を速やかに道路利用者に提供するものとする。

(5) 応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

第3 海岸保全等施設

1 緊急点検

海岸管理者は、災害発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度等を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに講ずるとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

3 二次災害の防止対策

海岸管理者は、災害発生直後から、海岸保全施設の点検及び現地調査を綿密に行い、被害状況を把握するとともに、必要な場合には市町村等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施する。

第4 河川管理施設

1 県の対応

(1) 緊急点検

河川管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

(2) 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた箇所については、緊急に応急復旧工事の実施と、必要に応じて水防活動等の体制を講じるとともに、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

2 東北地方整備局の対応

(1) 点検及び二次災害の防止対策

被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。

風水害等により河川管理施設が損壊した場合は、豪雨に伴う二次災害を防止するため、災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。

(2) 応急復旧

河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水や豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

第5 砂防・地すべり・治山関係施設

県は、災害発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊・損傷等の被災箇所の発見に努め、早急に必要対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第6 ダム施設**1 県の対応****(1) 臨時点検**

管理者は、被害発生後直ちにダムの臨時点検を実施する。

(2) 二次災害の防止対策

管理者は、災害発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況等を把握する。

また、ダム施設が被災した場合においては、関係市町村や関係機関等に通知するとともに、被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。

2 東北地方整備局の対応**(1) 点検及び二次災害防止のための措置等**

災害発生後は直ちに臨時緊急点検を実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害防止のために必要な措置を速やかにとる。

(2) 通知等

ダム施設の操作に当たって、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、住民に周知する。

第7 港湾施設**1 県の対応**

港湾管理者は、被災後早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。

港湾施設は、被災後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送及び最小限度の物流機能の確保に努める。

また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期修復に努める。

2 東北地方整備局の対応

港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度等を勘案して、災害復旧事業の実施、再度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

第8 都市公園施設

都市公園施設管理者は、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路となる公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第9 漁港施設

海岸管理者(県及び市町)は、災害発生直後に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

第10 農地、農業施設

県及び市町村は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 2 災害により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。
特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第11 廃棄物処理施設

- 1 市町村は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 県は、市町村が行う一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第19節 応急住宅等の確保(県保健福祉部、土木部、市町村)

第1 目的

大規模な災害の発生により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。

このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施するものとする。

第2 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法を適用した場合において、住宅が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅が必要と認めるときは、協定^{*1}に基づき(社)プレハブ建築協会の協力を得ながら速やかに建設するものとする。

建設に当たっては、被災市町村内の公有地その他の土地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等の災害時要援護者に十分配慮した仕様及び設計に努める。

市町村は、応急仮設住宅の建設に当たり、建設地を確保するとともに、県が直接建設することが困難な場合においては、県からの委任を受け、市町村自ら建設する。

第3 公営住宅の活用等

県及び市町村は、必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設等を行う。

また、復興過程における被災者の生活の維持を支援するため、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

第4 住宅の応急修理

被災市町村は、災害救助法が適用された災害により、住宅が半壊又は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

半壊又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住宅で、自らの資力をもってしては修理することができない者。(具体的には、生活保護法の被保護

^{*1} 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定(資料3-14-1)、応急仮設住宅の建設に関する確認書(資料3-14-2)

者並びに要援護者、特定の資産のない高齢者、障害者等)

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。

3 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

第20節 ボランティア活動(県環境生活部、保健福祉部、土木部、市町村、日本赤十字社宮城県支部、県社会福祉協議会、ボランティア関係団体)

第1 目的

大規模な災害が発生したときには、社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第2 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置^{※1}

ボランティアの受け入れ調整組織としては、社会福祉協議会及び NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置するものとし、相互に連携の上、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

(1) 市町村災害ボランティアセンター

市町村社会福祉協議会が中心となって設置し、基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会と NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を市町村災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

2 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援するものとする。

3 行政の支援

市町村は市町村災害ボランティアセンター、県は県災害ボランティアセンターの設

^{※1} 災害ボランティアセンターに係る関係機関等の役割(災害時)(資料3-17-1)

置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (3) 職員の派遣(県は市町村災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。)
- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項

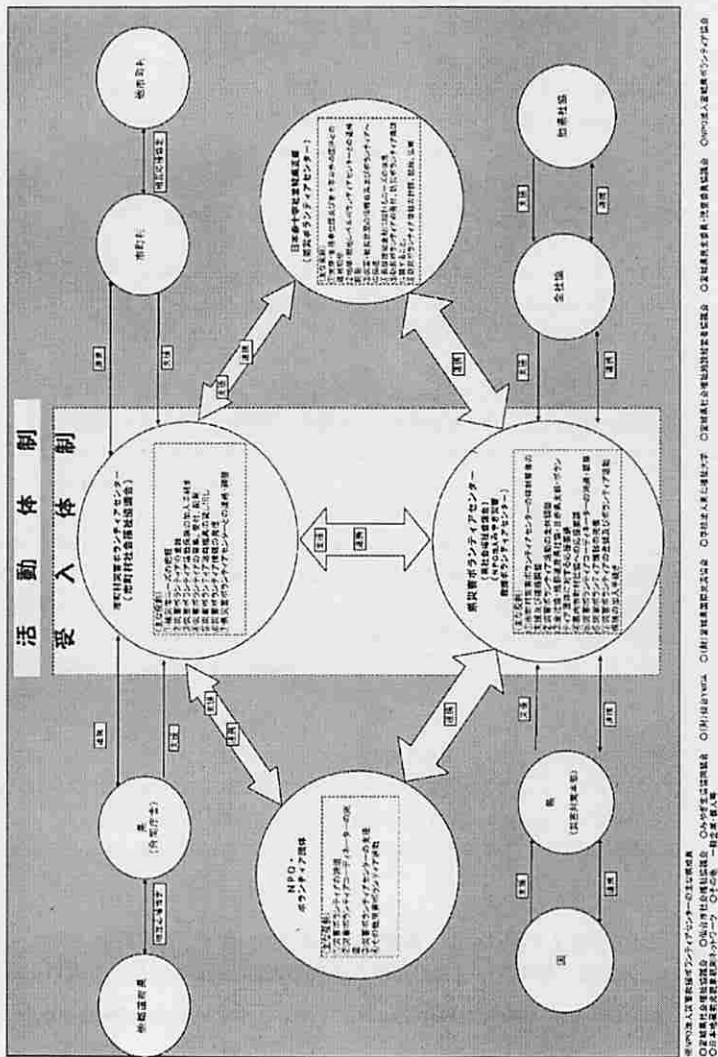
第3 専門ボランティア

関係する組織からの申し込みにについては、県の部局で対応するものとし、主な種類は次のとおりである。

主な受入項目	担当部局
イ 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉部
ロ 砂防関係施設診断	土木部
ハ 外国人のための通訳	環境生活部
ニ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部
ホ 高齢者、障害者等への介護	保健福祉部
ヘ アマチュア無線等を利用した情報通信事務	総務部
ト その他専門的知識が必要な業務	各部局

なお、市町村においても、県に準じた体制を敷く。

災害時の災害ボランティアセンターの体制整備イメージ図



第21節 災害時要援護者・外国人対策(県環境生活部, 保健福祉部, 産業経済部, 市町村, 社会福祉団体(社会福祉施設等), 日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部)

第1 目的

大規模な災害の発生時には、特に高齢者、障害者、あるいは外国人、旅行者等に対するさまざまな応急対策が必要となる。

また、情報の提供に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。

このため、関係機関は、必要な諸施策について速やかに実施するものとする。

第2 高齢者・障害者等への対策

災害時には、一般的に要援護者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等(以下「災害時要援護者」という。)に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

また、応急仮設住宅への収容に当たっては高齢者、障害者等災害時要援護者に十分配慮すること。特に高齢者、障害者の避難所等での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

このため、県、市町村、防災関係機関、社会福祉団体は、災害時要援護者の援護対策に万全を期するものとする。

1 安全確保

(1) 社会福祉施設等在在者

被災市町村は、施設在在者(入所者、従事者等)の安否確認を迅速に行い、状況に応じ避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の要援護者

被災市町村は、在宅の災害時要援護者の安否確認を迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな災害時要援護者を把握する。

県は、状況を把握し、必要な援護を行う。

2 援護体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

被災市町村は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。

次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

(2) 緊急援護

イ 受け入れ可能施設の把握

被災市町村は、関係機関と連携し、被災による災害時要援護者の受け入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

ロ 福祉ニーズの把握と援護の実施

県及び市町村は、災害時要援護者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。

また、本人が在宅で福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)の派遣、車椅子等の手配等を社会福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て計画的に実施するものとする。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

(3) 避難所での援護

被災市町村は、災害時要援護者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる援護体制を確立する。

また、特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

第3 外国人支援対策

県及び市町村は、災害時に迅速に外国人の安否確認を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行うものとする。

- 1 市町村は、把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じること。
- 2 市町村は、外国人の迅速な安否確認を行うこと。
- 3 市町村は、広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行うこと。
- 4 市町村は、災害情報等を掲示する場合、外国語による掲示も行い、外国人の不安の解消を図ること。
- 5 県は、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用し、外国語による災害情報を提供

すること。

6 県は、通訳ボランティア制度を活用し、必要に応じ、市町村に通訳者を派遣する。

また、この制度により通訳者が充足できない場合は、必要に応じ、隣県・隣県国際交流協会・国際交流団体・大学等に通訳者の派遣を要請すること。

7 県は、在日外国大使館や日本赤十字社等を通して外国から照会のある在住外国人の安否確認について、市町村や関係機関の協力を得て調査し、回答する。

また、外国人の被災が確認された場合は、直ちに母国の在日大使館に連絡するものとする。

第4 旅行者への対策

県は、災害時の旅行者の被災状況について、(社)日本旅行業協会東北支部及び(社)全国旅行業協会宮城県支部から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

第22節 愛玩動物の収容対策(県環境生活部)

第1 目的

大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体との協体制を確立する。

第2 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

第3 避難所における動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援
- 2 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- 3 他県市への連絡調整及び要請

第23節 防疫・保健衛生活動(県環境生活部、保健福祉部、市町村)

第1 目的

大規模な災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施するものとする。

第2 防疫

県及び市町村は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

1 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。

2 感染症発生時の対応

- (1) 県は疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- (2) 県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

3 防疫用資器材等の確保

- (1) 県は、市町村において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策薬剤等を市町村へ供給することとする。
- (2) 県は、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、他県や厚生労働省に要請することとする。

4 支援要請

県は市町村が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて他県、医師会等関係機関への要請等調整を行う。

第3 保健対策

1 健康調査、健康相談

県は、市町村と協力し、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など災害時要援護者の心身双方の健康状態に特段の配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

2 メンタルヘルスケア(精神保健相談)

被災地、特に避難所においては、大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者及び救護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があります。ことから、県(保健所・精神保健福祉センター・地域子どもセンター及び子ども総合センターが中心となる)及び市町村は、県の精神科医や他の精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施する。

また、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスケアを長期的に実施する。

3 栄養調査・栄養相談

県は、市町村と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

第4 食品衛生対策

1 食中毒の未然防止

(1) 県は、県内保健所(支所)及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員等を避難所に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。

(2) 県は、県内各保健所(支所)及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

2 食中毒発生時の対応

県は、県内保健所(支所)及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員を派遣し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

県は市町村と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

4 支援要請

県は必要に応じ、隣県の食品衛生監視員の支援を要請する。

第24節 死体等の捜索・処理・埋葬(県環境生活部、保健福祉部、県警察本部、第二管区海上保安本部)

第1 目的

大規模な災害により、死者、行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの捜索、処理を速やかに行うこととする。

第2 死体等の捜索

1 市町村は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。

2 警察官及び防災関係機関は、検視^{※1}(死体見分)、死亡者の措置及び行方不明者の捜索等に関し相互に協力^{※2}する。

第二管区海上保安本部は、海上において、避難船舶の乗客等その他の行方不明者の申告があった場合は、所要事項を聴取の上、必要と認めるときは、船舶等により捜索する。

第3 死体の処理・収容

1 市町村は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体の処理が出来ない場合に、死体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。

2 警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した死体及び警察官等に届出があった死体又は変死体等について検視(死体見分)を行う。

県及び市町村は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視(死体見分)又は検案を経ないで死亡届出が出された死体の数及び警察で検視(死体見分)を実施した遺体の数を把握し、災害による死傷者を逐次把握する。

また、県は死体の保管について必要な棺やドライアイス等の確保の支援に努める。

第4 死体^{※3}の火葬、埋葬

1 市町村は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。

2 市町村は、被災による死体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

^{※1} 多数死体の検視等に関する覚悟(資料3-21-1)

^{※2} 事故災害時の警察への協力要領(資料3-21-2)

^{※3} 宮城県内火葬場施設一覧表(資料3-21-3)

3 県は、実施に当たり広域的な対応が必要なものについて、被災地近隣市町村等への協力要請など調整を行う。

また、被災状況から判断して必要と認める場合には、直接若しくは厚生労働省を通じて他都道府県からの支援を要請する。

第25節 社会秩序の維持活動(県環境生活部、県警察本部、市町村、東北経済産業局、第二管区海上保安本部)

第1 目的

大規模な災害発生においては、市場流通の停滞等により、食料、生活必需品の物不足が生じ、この際に売り惜しみ、買い占め等が起こるおそれがある。

このため物価監視を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講じるものとする。

第2 生活必需品の物価監視

1 県は、被災地における生活必需品の買い占め、売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため、国(内閣府、農林水産省、経済産業省等)及び市町村と連携を図りながら、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに県民への情報提供を行う。

2 東北経済産業局は、特に必要があると認められるときは、生活必需品等の物資の生産、集荷又は販売を業とする者に対し、災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき当該物資の保管命令又は収用を行う。

3 市町村は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第3 警察の活動

警察は、独自又は自主防犯組織等と連携し、災害警備対策上の情報収集を行うとともに、被災地及び避難所等の警戒活動を強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うなど、社会秩序維持のための諸活動を実施する。

第4 第二管区海上保安本部の活動

海上における犯罪の予防・取締り及び混乱の防止を図るため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視艇及び航空機により次に掲げる措置を講じる。

- 1 被害が発生した海域の周辺において、犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第26節 廃棄物処理活動(県環境生活部、市町村、廃棄物関係団体)

第1 目的

大規模な災害発生時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていくものとする。

第2 処理体制

- 1 県は、被災直後から、市町村を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要性、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。
 - 2 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
 - 3 市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。
 - 4 県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。
- また、県域を越える対応が必要と認める場合は、環境省に対して支援を要請する。

第3 処理方法

- 1 県民は、廃棄物を分別して排出するなど、市町村の廃棄物処理活動に協力する。
- 2 市町村は、避難所等の生活環境を確保し、被災地の衛生状況を保持するため、以下の措置を講じる。
 - (1) ごみ処理

市町村は、道路交通の状況等を勘案しつつ、速やかに収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。
 - (2) 災害廃棄物
 - イ 市町村は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・選別する。
 - また、選別・保管のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
 - ロ 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。

ハ がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

(3) し尿処理

イ 市町村は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿のくみ取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮を行う。

ロ 市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

- 3 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第27節 教育活動(県総務部、教育庁、市町村)

第1 目的

県及び市町村の教育委員会並びに私立学校設置者は、災害により教育施設が被災し、又は児童・生徒・幼児の被災により通常の教育を行うことが出来ない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒・幼児の教育対策等必要な措置を講じるものとする。

第2 避難措置

校長又は園長は、災害が発生した場合又は市町村長が避難の勧告若しくは指示を行った場合は、児童・生徒・幼児の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 在校時の措置

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童・生徒・幼児の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被災状況の把握に努めるものとする。

また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引き渡し等の適切な措置を講じる。

なお、遠足等校外活動時に災害が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導等を行う。

2 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒・幼児の安否確認及び状況把握に努める。

第3 学校施設等の応急措置

1 公立高校

(1) 校長は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、応急復旧を行う。

2 私立高校

(1) 私立高校の校長・園長は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し、県総務部私学文書課に報告する。

(2) 私立学校の設置者は、当該施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に報告する。

第4 教育の実施

1 公立高校

校長は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置をとる。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

(1) 教育の実施場所の確保

イ 教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。

ロ 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

(2) 教職員の確保

校長及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

2 私立学校

私立学校においても、教育の応急的な実施に努めるものとし、その実施に当たり、県は必要に応じ指導助言する。

第5 学用品等の調達

市町村は、災害により学用品等をそう失又はき損し、就学上支障を来している学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

第6 給食

1 市町村及び市町村教育委員会は、給食を必要とする場合、一般の炊き出し等で対処する。

2 市町村及び市町村教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、速やかに必要な施設・設備等の応急復旧を行う。

3 伝染病等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第7 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市町村は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化へ移行で

きるよう次の措置を講じる。

- 1 市町村は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営にあたる。
- 2 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、市町村、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

第8 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救援活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第9 文化財の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存できるよう努めるとともに、速やかに被害の状況を所管の教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 県教育委員会は、速やかに、国及び県指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ関係職員を被災箇所へ派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。
- 3 県教育委員会は国指定の文化財について、国と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。
- 4 県教育委員会は県指定の文化財について、市町村教育委員会と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。
- 5 市町村教育委員会は市町村指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。

第28節 ライフライン施設等の応急復旧(県総務部、環境生活部、土木部、企業局、市町村、関東東北産業保安監督部東北支部、水道事業者、東日本電信電話(株)宮城支店、東北電力(株)宮城支店、(社)宮城県エルピーガス協会)

第1 目的

災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、県民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、災害時においては、被害状況を迅速かつ確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努めるものとする。

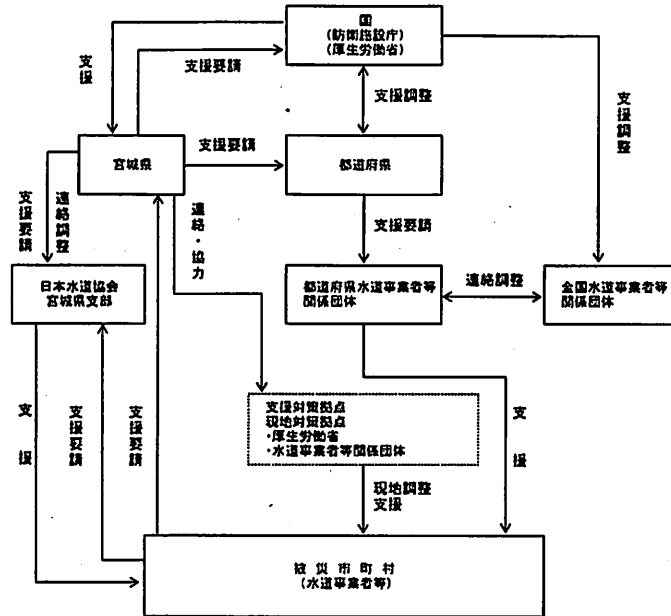
なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努めるものとする。

第2 水道施設

- 1 水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)は、災害時において直ちに施設の被害状況を調査し、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画に基づき復旧活動を迅速に行う。
- 2 水道事業者等は、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。
- 3 県は、市町村から応急復旧活動に必要な資機材、技術者等について応援要請があった場合は、日本水道協会宮城県支部と連携を図りながら水道事業者間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要があると認める場合には、厚生労働省等に対し支援を要請する。
- 4 水道事業者等は、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援活動を行う。

なお、応急給水及び応急復旧対策は、次のフローにより行うものとする。

応急給水フローチャート



第3 下水道施設

下水道管理者は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため、迅速かつ的確な応急復旧に努める。

1 管渠

下水道管理者は、管渠施設の構造、機能的被害を調査のうえ、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場施設

下水道管理者は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査のうえ、下水排除機能の確保に努める。

第4 工業用水道施設

災害による給水施設の被害を最小限に食い止め、漏水等による二次被害や生産活動停止による経済的損失を最小限に止めるためにも、迅速な応急復旧活動を実施することを基本として、次の対策を講じる。

1 迅速な応急復旧活動の実施

災害発生後、速やかに施設等の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、あらかじめ備蓄している資機材等を使い、応急復旧活動を迅速に行う。

2 ユーザーへの情報提供

ユーザーに対しては、被害状況及び復旧活動の経過について正確な情報提供を行い、工業用水の供給停止等に対する理解と協力を得よう努める。

第5 電力施設^{*1}

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

(1) 被害が甚大で当該店所のみでは、早期復旧が困難である場合は、「一般災害復旧応援要請書」により、他店所に応援を要請する。

(2) 応援を求める場合、当該支店管内の動員については、当該対策組織の長が行い、当該支店管外からの動員については、上位機関対策組織に要請する。

*1 電力保安通信施設の概要(資料2-10-8)

3 広報活動

- (1) 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。
また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。
- (2) 広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧資材の確保

- (1) 調達
対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。
- イ 現地調達
 - ロ 対策組織相互の流用
 - ハ 他電力からの融通
- 供給区域内において、災害が発生した場合、復旧要員を呼集する。

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態を考慮し、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事の実施

災害時における具体的応急工事については、ヘリコプター、車両等の機動力を活用し、応急復旧用資材、移動用機器、流用可能機器、貯蔵品等を用いて応急復旧措置を迅速に行う。

(3) 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十

分配慮して実施する。

第6 ガス施設^{※1}

1 液化石油ガス施設

- (1) 液化石油ガス販売業者は、大規模な災害発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

イ 応急措置と応援要請

気象警報等により発生が予想される段階で、直ちに緊急資機材の完備を確認し、ついで情報の収集(電話等)によって被害状況を把握する。

被災した供給先に急行して必要な措置をとり、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に応援要請の措置をとる。

ロ 緊急点検

供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復掃を含めた、各設備(特に埋設管や地下ピット)の緊急点検を実施する。

その際、被害の状況(配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等)の把握に努める。

結果は(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に連絡する。

ハ 応援体制

液化石油ガス施設が直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売事業者についての情報(水害時は、容器流出についての情報)を(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。

ニ 情報提供

被災の概況、復旧の現状と見通し等(水害時は、流出容器の捜索状況と発見についての報告)について、(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に適宜、情報の提供を行う。

- (2) (社)宮城県エルピーガス協会は、災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の

※1 ガス供給施設概況(資料3-28-1)

事項について行うため、各支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の充実強化に努めるとともに、次の対策を講じる。

- イ 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施
- ロ 応急供給の実施
- ハ 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告
- ニ 緊急資機材の受入れ及び応援隊の受入調整
- ホ 二次災害防止のための広報活動

- (3) 県は上記(1)、(2)の各内容に関して、適宜情報を収集し、関係機関間の調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状態の復旧について支援する。
- (4) 関東東北産業保安監督部東北支部及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

2 都市ガス施設

- (1) ガス事業者は、災害発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。

イ 製造所の緊急点検と復旧対策

災害の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。

被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。

ロ 各施設の緊急点検と復旧対策

直ちに資機材の完備を確認し、次いで情報の収集(電話等)を開始する。

被害状況を掌握後、被災した地区に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。

施設や住居、道路等の被害状況や、施設の点検結果によっては、ガスの供給を地域的に遮断し、安全を確保した地区から、速やかにガスの供給を開始する。

なお、供給停止地域における復旧はおおむね以下の手順で行う。

- (イ) 供給停止地域の閉栓
- (ロ) 供給停止地域の復旧ブロック化(公共施設が存在するブロックを優先させる。)
- (ハ) 復旧ブロック内の漏洩検査
- (ニ) 本支管、供給管漏洩箇所修理
- (ホ) 内管検査及び修理(家屋の倒壊等により供給再開が困難な場合、供給管を切断し遮断する。)
- (ヘ) 開栓

ハ 応援体制

災害の規模に応じて、「風水害等・洪水等非常事態における救援措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

ニ 広報の実施

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、関係機関に適宜、情報の提供を行う。

利用者に対しては、広報車等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

- (2) 県は、上記(1)の各内容に関して適宜情報を収集し、国の指示のもと、関係機関(特に(社)宮城県エルピーガス協会)との調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状況の復旧(カセットコンロの確保、液化石油ガスの提供等)について支援する。

- (3) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し必要な命令、禁止その他措置をとる。

- (4) 仙台市ガス局の対応

イ 災害時の要員確保

「仙台市ガス局災害対策要綱」によるほか、本市の単独復旧が困難と判断された場合は、「風水害等・洪水等非常事態における救援措置要綱」((社)日本ガス協会)に基づき、(社)日本ガス協会を通じ、他のガス事業者へ応援要請を行うほか、仙台市ガス工事協同組合を通じ、仙台市ガス工事人へ応援を要請する。

ロ 応急復旧用資材の確保

各資材メーカーとの協定に基づき、緊急時に必要な資材を即時出庫できるよう、ガス管、継手等を幸町庁舎構内の資材倉庫に常時2ヶ月分を保存しているほか、不足分については他事業者の協力により補充する。

ハ 緊急措置

整圧器室が浸水し、ガス送出圧力が低下する等の異常が発生した際には、必要な保安措置を行い、供給継続が困難な場合は、最小限の地域の供給を停止する。

ニ 広報活動

あらかじめ報道機関に協力要請を行っておくマイコンメーターの復帰方法のほか、供給停止状況、復旧見込み及び市民の協力が必要になる事項に関し、報道機関の協力によりラジオ、テレビ、新聞で広報を行う。

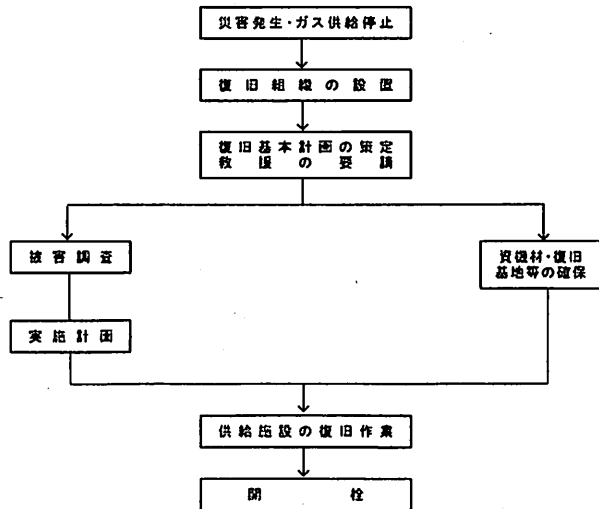
また、供給停止地区には、広報車を出動させて市民にきめ細かな情報提供を行い、二次災害の防止に努める。

ホ 復旧計画

供給停止地区の復旧は、病院等公共機関の復旧を優先に次のとおりで行う。

- (イ) 供給停止地域内の閉栓及び被害状況把握
- (ロ) 復旧順位の決定及び復掃ブロックの確立
- (ハ) 復旧ブロックの漏洩検査
- (ニ) 本支管、供給管漏洩箇所等の修理
- (ホ) 内管検査及び修理(倒壊等により供給再開が困難な建物は、供給管を切断し、ガスの供給を遮断する。)
- (ヘ) 消費機器の点火試験
- (ト) 閉栓(供給再開)

災害復旧対策基本フロー



へ 代替熱源の確保

避難所及び早期に供給再開が困難な場所へ、代替熱源としてカセットコンロの貸出し、又はプロパンガスの個別供給をメーカー、他事業者及び仙台市ガス工事人と協力し支援を行う。

第7 電信・電話施設^{※1}

電信・電話施設等が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防止し、一般電気通信を確保するため、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。

1 応急対策の内容

通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。

- (1) 災害応急復旧用移動電話局装置の出動
- (2) 災害対策用無線機、移動無線車などの出動
- (3) 予備電源装置、移動発電装置の出動
- (4) 応急ケーブルによる措置

2 応急措置

通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。

(1) 最小限の通信の確保

広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう措置する。

(2) 特設公衆電話の設置

イ 各市町村指定の避難所等に、必要に応じて特設公衆電話を設置する。

ロ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに特設公衆電話を設置する。

また、重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星通信の利点を活かし、衛星通信を活用する。

ハ 広域災害においては、停電時における公衆電話の無料化を行う。

(3) 回線の応急復旧

電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するものとするが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

イ 設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行うほか、102番により「非常扱い通話」、「緊急扱い通話」の申込みを受けた場合は、他のオペレータ扱い通話より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。

ロ 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。

ハ 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救援を求める115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の

※1 NTT東日本宮城支店「災害対策機器等」(資料3-28-2)

電報より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。

3 被災地情報

NTTの有する通信回線等を活用して、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報の流通を支援する。

第29節 防災資機材及び労働力の確保(県総務部、産業経済部、土木部、防災関係機関)

第1 目的

大規模な災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、県・市町村及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期すものとする。

第2 緊急使用のための調達

- 1 県は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。^{※1}
なお、市町村についても県に準じて対応するものとする。
- 2 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。
- 3 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市町村へ要請する。

第3 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行うものとし、その手段として次の措置を講じる。

- 1 関係機関の常勤労働者及び関係業者等労働者の動員
- 2 公共職業安定所のあつせん供給による労働者の動員
- 3 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- 4 従事命令等による労働者等の強制動員

第4 労働者の供給

県は、応急措置を講じるために必要な労働者を公共職業安定所を通じて雇用し、必要箇所に迅速に供給する。

第5 応援要請による技術者等の動員

県・市町村及び防災関係機関は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機

^{※1} 大規模災害時における応急対策業務に関する協定書(資料3-25-1)

間に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

1 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

知事又は市町村長が、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 内閣総理大臣又は知事に対する職員のあっせん要求手続き

知事又は市町村長が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のあっせんを要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 職員を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

第6 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行うものとする。

1 知事の従事命令等

- (1) 従事命令…応急措置を実施するため従事命令を出すことができる関係者の範囲はつぎのとおりである。

- イ 医師、歯科医師又は薬剤師
- ロ 保健師、助産師又は看護師
- ハ 土木技術者又は建築技術者
- ニ 大工、左官又はとび職
- ホ 土木業者又は建設技術者及びこれらの者の従事者
- ヘ 鉄道事業者及びその従事者
- ト 自動車運送業者及びその従事者
- チ 船舶運送業者及びその従事者
- リ 港湾運送事業者及びその従事者

- (2) 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

(3) 保管命令等

救助のため管理、使用、収容できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

イ 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。

ロ 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事はその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

第30節 農林水産業の応急対策(県環境生活部、産業経済部、市町村)

第1 目的

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設、養殖施設等施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜等の被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、県、市町村、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行うものとする。

第2 農業用施設

県及び市町村は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 風水害等により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。
特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。
- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第3 林道、治山施設

県及び市町村は、林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。
- 2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第4 漁港施設

1 緊急点検

漁港管理者は、波浪・高潮等による災害が発生されると思われるとき、又は災害発生直後、パトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 漁港施設等の応急復旧

漁港管理者は海岸保全施設が被災した場合、点検及び現地調査を行い、被災状況を把握し、必要に応じて危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行うとともに、被災施設の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。

第5 農産物

1 活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期するため、県は「宮城県農林水産業災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「農林業災害対策本部」を、各地方振興事務所に「農林業災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と密接な連絡のもとに災害対策を講じる。

2 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

県は、必要に応じて、農業機械化センター等が保有する農業機械の確保・使用について相互調整を行うとともに、営農用機材の購入のあっせんを行う。

(2) 営農用資材

イ 県は、稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう必要量の確保・供給に関し、社団法人みやぎ原種苗センターを指導するなど、安定供給のための対策を講じる。

ロ 県は、肥料農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせん等の対策を講じる。

3 応急技術対策

災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

(1) 農作物

イ 共通対策

(イ) 再播種等の実施

播種等可能な期間中に災害が発生した場合は、直ちに再播種か再定植を行う。

(ロ) 作付転換の実施

生育時期により作付転換を要する程度の被害を受けた場合は、適時適切な作物に転作をする。

ロ 水稲

(イ) 水害

a 大雨に備え、排水路の整備(ゴミの除去や草刈り)や排水機場の稼働体制を整える。

b 冠水田では早期排水により、できるだけ早く葉の一部を水面から出す

- ようにする。
- c 台風通過後には、用水路や排水路にゴミがつまり水の流れが悪くなっている所があるので、巡回を徹底し排水改善に努める。
- (ロ) 干ばつ
用水不足時は、地域ごとに用水計画をたて、栽培管理にあたっては、生育に応じた節水栽培を行う。
- (ハ) 凍霜害
育苗期間の降霜情報に注意し、保温のための対策を行う。
- (ニ) 塩害
a 高潮の被害があった場合は、揚水施設のある水田は、退潮後直ちに真水を注ぎ灌水を行い除塩する。
b 土壌塩分濃度 0.1%以下になるよう灌水及び塩抜溝を設置する。
- ハ 畑作物
- (イ) 水害
a 速やかに排水を図る。冠水した場合は、乾かないうちに動噴等を利用して、消水で茎葉の泥を洗い流す。また、軽く中耕して、土壌への通気を図り、生育回復を図るため速効性肥料を追肥する。
b 退水後、病虫害防除のため、薬剤散布を行う。
c 回復不可能な場合は、速やかに転作する。
- (ロ) 干ばつ
a 根をいためないように浅く中耕して水分の蒸発を防ぐ。
b マルチ、敷ワラ等を行う。灌水できるところは畦間に灌水する。
- (ハ) 凍霜害
a 下織布、ビニール、保温マット等の資材で被覆または保温する。
b 強い降霜があった場合は、すぐに日光に当てずに、遮光して徐々に融凍する。また、露地では散水してとがす。
c 果菜類等で側枝発生を図ることで、回復が見込まれる場合は、速効性肥料を施用する。
d 回復する見込みのない場合は、再播種や転作する。
- (ニ) 雨害
麦類は適期刈り取りと乾燥法の改善、早期収納に努める。
- (ホ) 雪害(麦類)
融雪の促進を図り、融雪水の排水、速効性肥料の施用及び薬剤散布を行う。
- ニ 果樹

- (イ) 水害
a 倒れた樹は、速やかに起し、支柱で支え回復を促進する。
b 浸水、灌水している果樹園では、排水に努め薬剤散布を行う。
- (ロ) 干ばつ
a 草生園は草刈りを行い、敷草による水分の蒸散防止及び灌水に努める。清耕園は除草をかね浅い中耕を行い敷草をする。
b 晴天が続く時は葉害がでやすくなるので、農薬の種類、濃度に注意する。
- (ハ) 霜害
a 自園における気温観測を降霜通報時に実行する。
b 燃料器具資材である燃焼器、重油等を十分準備する。
c 被害後は、人工授粉を励行する。種類によっては着果量が少ないと徒長枝が出やすくなるから、早期の芽かき、整枝に注意する。
- (2) 養蚕業
- イ 水害
(イ) 排水に努めるとともに、株が土砂で埋没した場合は、できるだけ早く取り除く。
(ロ) 泥桑は、水洗いするとともに、無被害桑と混合給桑する。
- ロ 干害
(イ) 除草を励行し、敷きわら等の桑園の被覆を採用するよう指導する。
(ロ) 干ばつ桑は、十分に散水・貯水して貯桑し、給与後は濡れた寒冷紗等で厩座を被覆する。
- ハ 凍霜害
(イ) 被害を受けた場合は、5日から7日位そのままにし、被害程度がわかってから処理する。
(ロ) 凍霜害後は、害虫の発生が多いため、特に注意して防除に努める。
- (3) 園芸等施設
(イ) 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。
(ロ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。
(ハ) 暖房機を稼働させるための電源を確保する。
(ニ) 給水源等を確保する。
(ホ) 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講ずる。

4 市町村の役割

- (1) 農業関係団体等は、農業災害に係わる応急対策を行う。
- (2) 市町村等は、病害虫防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係わる応急対策を実施する。

第6 畜産

1 応急技術対策

- (1) 水害
 - イ 家畜の退避と飼料の確保を指導する。
 - ロ 被害家畜の健康検査を実施する。
 - ハ 状況に応じた飼料作物の管理を指導する。
 - (2) 干害
 - イ 給水施設を整備するとともに衛生管理指導を徹底する。
 - ロ 徒長した牧草類の早期刈りを指導する。
 - (3) 凍害
 - イ 被害作物は直ちに収穫し、サイレージに調製するか、乾燥して貯蔵する。
 - ロ 発芽間もない牧草に関しては、てん圧を励行するよう指導する。
 - (4) 冷害
 - イ 牧草類に追肥を行い、生育の促進を図り、飼料作物類の生産不足を補わせる。
 - ロ 家畜の日光浴の励行を指導する。
 - (5) 雪害
 - イ 融雪水路の建設及び消雪資材の準備を指導する。
 - ロ 畜舎等施設倒壊防止のため除雪作業を促進する。
 - (6) 火災

家畜を避難させ、畜舎の類焼を防止するよう指導する。
 - (7) 病虫害

飼料作物の病虫害防除活動を推進し、被害地は更新、追播、追肥を行わせる。
- 2 家畜伝染病の防止
- (1) 県は、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、家畜の検査、注射、又は投薬を実施する。
 - (2) 防災措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防災措置を講じさせる。

 - イ 患者又は疑似患者の隔離、係留、移動の制限その他の措置
 - ロ 殺処分又は死体の焼却、埋却
 - ハ 汚物物品の焼却等又は畜舎等の消毒

3 死亡獣畜の処理

- (1) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県は死亡獣畜の検査を行う。
- (2) 死亡獣畜が伝染病でない場合、県は家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適切に処理させる。
- (3) 死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適切な処理を指導する。
- (4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については市町村が行い、市町村から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。

第7 林産物

1 活動体制

林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期するため、県は「宮城県農林業災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「農林業災害対策本部」を、各地方振興事務所に「農林業災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。

2 応急対策

- (1) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。
- (2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、市町村、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

第8 水産物

1 応急対策

- (1) 水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。
- (2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、市町村、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

2 水産施設用資機材の確保

必要に応じ、補修資機材の購入あわせん等、速やかな供給体制の整備を図る。

3 応急技術対策

災害に対応する次の技術対策を徹底し被害の軽減を図る。

- (1) 施設の早期修理と水産物の適正な生産管理の実施に努める。
- (2) 採苗可能な期間中に災害が発生した場合は、採苗に係る情報提供と技術指導に

つめる。

- (3) 補充種苗保有種の調査と情報交換を行い、迅速な種苗の供給体制の整備を行う。

第31節 応急公用負担等の実施(県、県警察本部、市町村、陸上自衛隊、第二管区海上保安本部)

第1 目的

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図るものとする。

第2 応急公用負担等の権限

1 市町村长

- (1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- イ 市町村の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容すること。
- ロ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。
- ハ 市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

- (2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

市町村长若しくはその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市町村长の職権を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を市町村长に通知しなければならない。

3 知事

- (1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

- イ 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- ロ 災害を受けた児童及び生徒の教育に関する事項
- ハ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ニ 清掃、防疫その他保護衛生に関する事項
- ホ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ヘ 緊急輸送の確保に関する事項

ト その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項
 (2) 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)に定める市町村長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

4 指定地方行政機関の長

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

第3 立入検査等

- 1 知事は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。
- 2 県の職員が、1により立ち入る場合は、その職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 3 県の職員が、1により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 知事は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

第4 公用令書の交付

- 1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合はその所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
 - イ 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間
 - ロ 保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - ハ 施設等の管理、使用又は収用にあつては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 3 知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取り消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。

- 4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第5 損失補償及び損害補償等

- 1 知事は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、別に定めるところによりその実費を弁償する。
- 2 知事は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。
- 3 知事は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第32節 災害種別毎応急対策(県総務部、企画部、環境生活部、保健福祉部、産業経済部、土木部、県警察本部、市町村、東北森林管理局、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、東京航空局仙台空港事務所、関東東北産業保安監督部東北支部、自衛隊、日本道路公団東北支社、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、阿武隈急行(株)、くりはら田園鉄道(株)、仙台市)

第1 火災応急対策

1 目的

災害発生時には、消防機関は、県、市町村はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行うものとする。

2 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、火災発生直後の初期消火及び延焼拡大防止措置を行い、また、各防災関係機関は、火災発生直後あらゆる方法により住民等に延焼拡大防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

(1) 消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎよ活動により一挙鎮圧を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎよにより行う。

イ 重要防ぎよ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

ロ 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、火災有効地域を優先して消火活動を行う。

ハ 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。

ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

ニ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の

防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

ホ 火災現場活動の原則

(イ) 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(ロ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。

(ハ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

3 消防機関の活動

(1) 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署(所)及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡を取り、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防機関で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消火活動を行う。

イ 初期における情報収集体制

火災発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

ロ 火災の初期消火と延焼防止

火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に務め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

なお、災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

(2) 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、各市町村で定めている消防計画に基づき、管轄消防本部の長の指揮下に入り、消防隊又は住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

イ 火災情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡を取り、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ

伝達する。

ロ 避難誘導

避難の指示・助告が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

4 事業所の活動

(1) 火災が発生した場合の措置

イ 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

ロ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(2) 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

(1) 火気遮断の呼びかけ・点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

6 県民の活動

(1) 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

(3) 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的の火災の発生を防止するよう努める。

7 県の措置

県は、市町村の実施する応急活動が的確かつ円滑に実施できるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村相互の連絡調整又は当該市町村に対し、指導助言等を行う。

8 市町村の措置

市町村は、市町村の地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

9 その他の応急対策

上記以外の応急対策については、前節までの各応急対策を準用する。

第2 林野火災応急対策

1 目的

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

また、二次災害の防止を図る等、被害の軽減を図ることを目的に諸対策を講じるものとする。

2 林野火災の警戒

火災警報の発令等林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

(1) 火災警報の発令等

市町村は、火災気象通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入山者への通知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民及び入山者への周知は、サイレン、掲示標等消防信号による周知及び広報車による巡回広報のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

3 林野火災の防ぎよ

火災発生時の通報通信連絡体制、消防隊の編成、指揮系統及び消防戦術を整え、関係機関が、一致協力して林野火災の鎮圧にあたる。

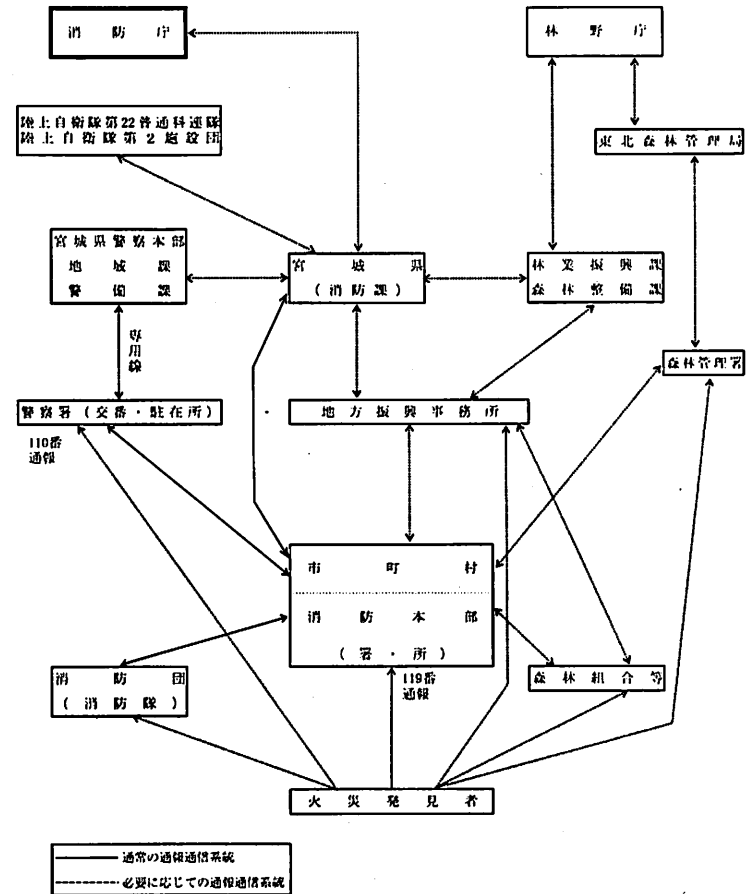
(1) 火災通報及び通信体制

消防本部は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、直ちに、最寄りの消防署等の出動を指令するとともに、関係消防団の出動を要請する。

これと並行して宮城県（消防課）、森林管理署、警察署、地方振興事務所等関係機関に通報する。

地区住民及び入山者に対する伝達は、防災行政無線、サイレン、有線放送、広報車等により行う。

通報通信系統図



(2) 消防隊の編成及び出動区分

消防隊は、消防職員及び消防団員をもって編成し、消防長又は消防署長(以下「消防長等」という。)の所轄下のもとに林野火災の防ぎよを担当する。

隊の編成は、地域の実情に応じて中隊、小隊及び分隊とし、それぞれに隊長を置く。

消防隊の出動区分は、通常出動及び総員出動とする。

通常出動とは、消防職員又は消防団が、出火地点又は延焼区域を含む防ぎよ区の隣接区域等に限って出動するものをいう。

総員出動とは、消防職員及び消防団の全部を出動させるものをいう。

(3) 相互応援協定及び広域消防応援による要請

火災の規模が市町村の消防体制では防ぎよが困難と認められる場合、市町村等は、「第3章第11節 相互応援活動」の定めるところにより応援要請等を行うものとする。

(4) 自衛隊の災害派遣要請

火災の状況が進展、拡大し、隣接市町村等の応援によっても防ぎよが困難である場合の自衛隊災害派遣要請については、「第3章第13節 自衛隊の災害派遣」の定めるところにより行うものとする。

(5) 現地指揮本部の開設

火災が拡大し、総員出動等通常の指揮体制では円滑有効な応急対策が困難な火災の場合は、消防長等は現地指揮本部を設置し、消防長等が本部長となり総指揮をとる。

火災の区域が、二以上の市町村又は広域消防事務組合(消防事務組合又は消防事務を所管する広域行政事務組合をいう。)の区域にまたがる場合の本部長は、当該消防長等の協議で定める。

現地指揮本部は、火災の状況及び防ぎよ作業の状況が把握できる場所に設置するよう努める。

現地指揮本部には、総合通信体制を整えるとともに、必要に応じ予備隊、補給隊、救護隊を置く。

(6) 消火方法

初期消火は、叩消し、踏消し、覆土、散土、散水等により消火する。

緩慢火災は、樹冠火には伐開防火線、地表火には掻起防火線、剥取防火線、焼切防火線等の防火線の設定を併せて実施するほか、状況に応じ、迎火消火及び化学消火薬剤を使用する。

激烈火災の場合は、火勢の状況、地況、林況、気象及び防ぎよ力等を考慮し、適切な消火方法により火災を鎮圧する。

なお、飛火、残火処理に留意する。

(7) 空中消火の要請

ヘリコプターによる空中消火の実施は、次の場合要請することができる。

イ 地形等の状況により、地上の防ぎよ活動が困難な場合

ロ 火災規模に対して地上の防ぎよ能力(応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上災害派遣部隊含む)が不足又は不足すると判断される場合

ハ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態の発生が予測される場合

なお、空中消火資機材の使用については、「宮城県空中消火用資機材運営要綱^{※1)}(平成16年4月1日施行)の定めるところによる。

4 県の措置

県は、市町村の実施する応急活動が的確かつ円滑に実施できるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村相互の連絡調整又は当該市町村に対し、指導助言等を行う。

5 市町村の措置

市町村は、市町村の地域防災計画に基づき、消防機関の活動が円滑かつ適正に実施できるようにするため、万全を期するように努める。

6 二次災害の防災活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性が高いため、県等関係機関は、機能を失った森林に原因する二次災害の発生予想・影響を検討し、必要な措置を講じるものとする。

※1 宮城県空中消火用資機材運営要綱(資料3-32-1)

第3 危険物等災害応急対策

1 目的

災害により危険物施設等が被害を受け、危険物等の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施するものとする。

2 危険物施設

(1) 陸上における応急対策

県内には、石油等の危険物貯蔵所などが多数あり、災害時には破損、火災等により、危険物の漏洩や爆発等の事態の発生が考えられる。

これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、県及び消防機関は、発災した場合に被害を最小限に食い止めるための応急対策体制について指導する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を講じる。

また、石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- イ 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- ロ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等に係る流出等の広域拡散の防止措置と応急対策
- ハ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

(2) 災害発生事業所等の措置

- イ 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに第二管区海上保安本部、所轄消防署、関係市町及び関係機関に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意喚起を行う。
また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。
- ロ 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油防除活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援協力を求める。
 - (イ) 大量油の排出があった場合
 - α オイルフェンスの展開、その他排出された油の拡がりを防止するため

の措置をとる。

- b 損傷箇所の修理、その他引き続き油が排出されないよう防止するための措置をとる。
- c 損壊タンク内の残油を他の損壊していないタンクへの移送を行う。
- d 排出された油の回収を行う。
- e 油処理剤の散布により、排出油の処理を行う。
なお、油処理剤の使用については十分留意すること。

(ロ) 危険物の排出があった場合

- a 損傷箇所の修理を行う。
- b 損壊タンク内の危険物を他の損壊していないタンクへ移送する。
- c 薬剤等により、排出された危険物の処理を行う。
- d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- e 船舶にあつては、洩航索の垂下を行う。
- f 船舶にあつては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- g 消火準備を行う。

ハ 第二管区海上保安本部、消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の様態を報告し、その指揮に従い、積極的に消火活動及び排出油防除活動を実施する。

(3) 海上における応急対策

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

- イ 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。
- ロ 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- ハ 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

3 高圧ガス施設

- (1) 高圧ガス製造・販売・貯蔵等の事業者は、災害発生後、速やかに緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。
- (2) 県は、災害の規模・態様・付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等の関係団体と密接な連絡をとりながら、迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言する。
- (3) 県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造、販売・貯蔵等の事業者及びその他の取扱者に対し、必要な

命令、禁止その他の措置をとる。

- (4) 関東東北産業保安監督部東北支部は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のための必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。

4 火薬類製造施設等

- (1) 火薬類製造・販売等の事業者は、災害発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。

イ 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。

ロ 火薬庫及び庫外貯蔵所においては、施設及び貯蔵状態の異常の有無等を緊急確認する。

ハ 消費場所においては、火工所、切羽等の異常の有無を適宜確認する。

- (2) 消防関係機関は、火薬類を取り扱う業者に対し、二次災害防止のため、警察等関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導、助言を行う。

県は、警察、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。

なお、警察は、鉄砲、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、取り扱う者に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

- (3) 関東東北産業保安監督部東北支部及び消防関係機関は、災害発生の防止又は公共の安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造、販売及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

5 毒物・劇物貯蔵施設

- (1) 県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。

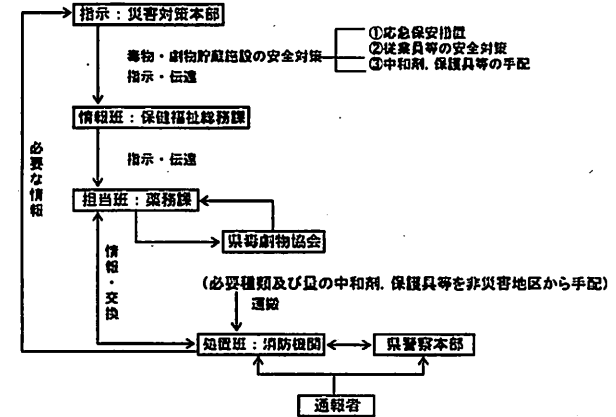
(2) 県は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、保護具等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。

(3) 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

- (4) 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。

なお、毒物・劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフローは、次図のとおりである。

・情報の収集、伝達及び必要物等の手配



6 放射性物質使用・貯蔵施設等

放射性物質に係る事故等が発生した場合、地域住民等を放射線から守るため、関係機関は次の応急的保安措置を実施する。

- (1) 放射性物質貯蔵施設管理者の措置

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)に基づいて次の措置をとる。

- イ 事故等の発生について、所轄労働基準監督署、警察、市町村等へ通報する。
ロ 放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は、拡大を防止するための緊急措置を実施する。

- (2) 核燃料等輸送車両の事故

核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)及び放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)に基づいて次の措置をとる。

- イ 事業者は、文部科学省、県、警察、消防機関、海上保安庁等に通報する。
ロ 事業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

- (3) 市町村の措置

イ 放射性物質等貯蔵施設管理者等から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

ロ 放射性物質等貯蔵庫施設管理者に対し、災害防止のため措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは警戒区域を設定し、一般住民の立ち入り制限、退去等の措置を講じるとともに、地域住民に対し広報活動を行う。

ハ 放射性物質に係る消防活動及び救急救助については、「放射線施設等の消防活動のための手引き」及び「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を例に実施する。

(4) 警察の措置

イ 事故等の発生の通報を受けた場合、警察庁、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。

ロ 必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。

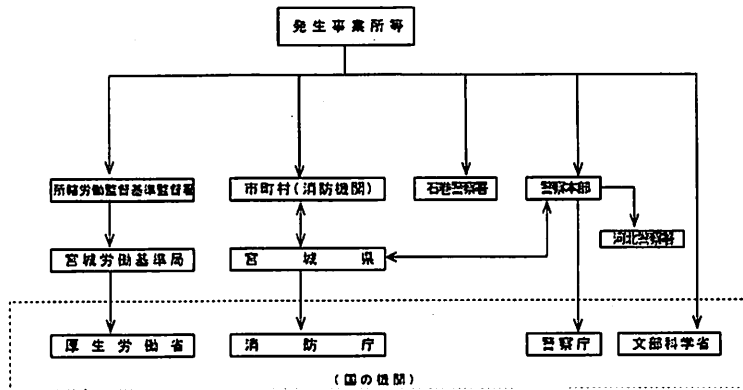
ハ 市町村と共同して広報活動を行う。

(5) 県の措置

イ 市町村又は県警察本部から事故等の発生について通報があった場合は、直ちに国(総務省消防庁)へ通報する。

ロ 応急措置実施機関に対して、必要に応じて、放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出を斡旋する。

(6) 事故等の発生時の伝達系統図



(7) 放射線障害に対する医療体制

イ 放射線被ばく及び放射線汚染がない場合は、通常の診療体制で実施する。

ロ 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められる場合は、放射線計測器、除染設備等を有する診療施設においての対応が望ましいので、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずる。

7 環境モニタリング

県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。

また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、災害の状況、工場等の被災状況に応じて、必要な下記の環境モニタリング等を実施する。

(1) 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング

(2) 環境大気中の有害物質等のモニタリング

8 情報連絡通信及び広報

県、市町村及び防災関係機関は、被害の拡大を防ぐために各機関で保有する情報の交換を行い、周辺住民等に対する広報、避難について迅速かつ的確な行動をとる。

第4 海上災害応急対策

1 目的

海上災害が発生した場合、航行船舶及び沿岸住民の安全を確保するため、人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止及び防除等に関し、関係機関がとるべき応急対策について定めるものとする。

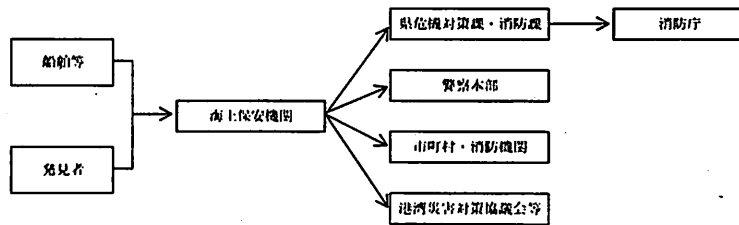
2 事故発生時における応急対策

(1) 第二管区海上保安本部の措置

イ 情報の収集及び伝達

夜間、休日の場合等においても対応できる情報収集・連絡体制の整備を図るものとする。

情報の収集・連絡体制



(イ) 海上及び沿岸部における被害状況等

- a 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- b 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- c 船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- d 水路、航路標識の異状の有無
- e 港湾等における被害状況

(ロ) 陸上における被害状況

(ハ) 関係機関等の対応状況

(ニ) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

ロ 海難救助等

(イ) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその捜索救助を行う。

(ロ) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火

活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊及び機動防除隊を対応させるほか、関係機関等救助機関に協力を要請する。

(ハ) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

ハ 緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ、積極的に実施する。

この場合、特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。

ニ 流出油等の防除

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したときは、次に掲げる措置を講ずる。

(イ) 防除措置を講ずべき者が行う防除措置を効果的なものにするため、巡視船艇及び航空機により、又は機動防除隊を現地に出動させ、流出油等の状況、防除作業の実施状況等を総合的に把握し、作業の分担、作業方法等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。

(ロ) 防除措置を講ずべき者が、流出油等の拡散防止、防除等の措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し、防除措置を講ずべきことを命ずる。

(ハ) 緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、必要があると認められたときは、海上災害防止センターに防除措置を講ずべきことを指示し、又は機動防除隊及び巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせるとともに、関係機関等に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力を要請する。

(ニ) 防除措置を講ずべき者、非常本部等及び関係機関等とは、必要に応じて緊密な情報の交換を行い、もって迅速かつ効果的な防除措置の実施に資するよう努めるものとする。

(ホ) 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。

(ヘ) 危険物の防除作業にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

ホ 海上交通安全の確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

(イ) 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。

この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。

(ロ) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

(ハ) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

(ニ) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要なと思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。

(ホ) 水路の水深に異状が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。

(ヘ) 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。

ヘ 危険物の保安措置

危険物の保安については、次に掲げる措置を講ずる。

(イ) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限若しくは禁止を行う。

(ロ) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。

(ハ) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

ト 警戒区域の設定

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより、警戒区域を設定し、巡視船舶及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。

また、警戒区域を設定したときは、直ちに最寄りの市町長にその旨を通知する。

チ 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船舶及び航空機等により次に掲げる措置を講ずる。

(イ) 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。

(ロ) 警戒区域は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

(2) 沿岸市町の措置

イ 被害の及びおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認める時は、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ場合によっては、一般住民の立入制限退去等を命ずる。

ロ 流出油等の被害が沿岸に及ぶおそれがある場合は、必要に応じ巡視警戒を行うとともに、防除作業については、関係機関に協力する。

(3) 消防機関の措置

イ 消防機関が所有する資機材を活用し、第二管区海上保安本部が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送を行う。

ロ 海上火災が発生した場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、相互に緊密な連絡のもとに円滑な消防活動を実施する。

(4) 県の措置

イ 災害状況の把握に努めるとともに、災害情報を入手したときは、関係機関に伝達する。

ロ 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に指示又は要請する。

ハ 被害の拡大を防止するため、沿岸市町から要請があり、必要と認める場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

ニ 県防災ヘリコプターの活用を図り、情報収集、広報活動を行う。

ホ 港湾管理者は、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、積極的に防災活動に協力するとともに、港湾施設に及ぶ被害を防止するため所要の措置を講ずる。

(5) 警察の措置

イ 警察機関が所有する資機材を活用し、第二管区海上保安本部と協力の上、人命救助、行方不明者の捜索等を行う。

ロ 被害の及ぶおそれのある沿岸住民等の安全を図るため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、禁止等の措置を講ずる。

ハ 住民等の避難路の確保、防災関係機関の車両等の通行の確保及び一般車両等の降雨通混雑の防止のため必要があると認める場合は、一般車両の通行制限、禁止等の措置を講ずる。

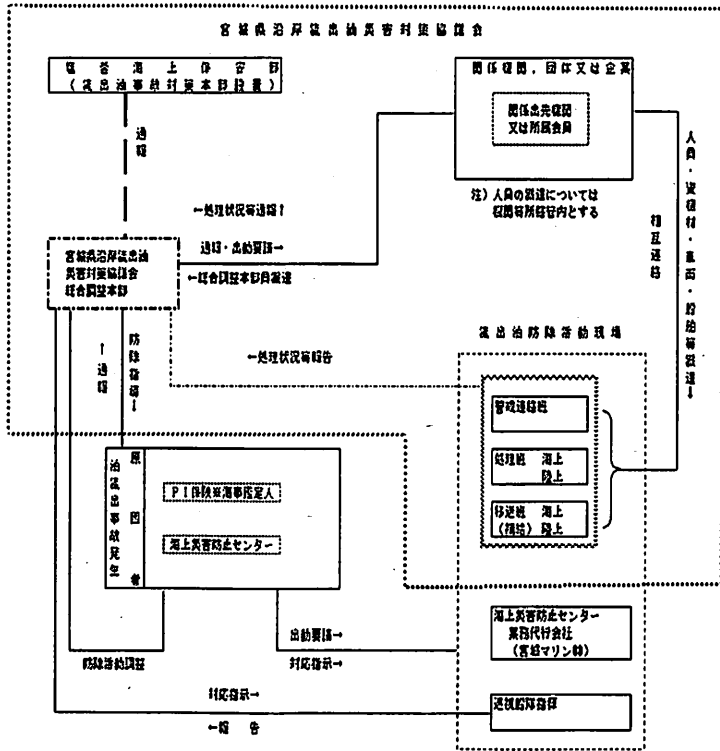
(6) 関係団体の措置

イ 宮城県沿岸流出油災害対策協議会に総合調整本部が設置されたときは、対策協議会会員は相互に要員の派遣等緊密な連携を図り、防除活動の実施に積極的

に協力する。

ロ オイルフェンス等の流出油防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を所有する関係団体等は、関係行政機関から協力を要請された場合には、必要に応じ協力する。^{※1}

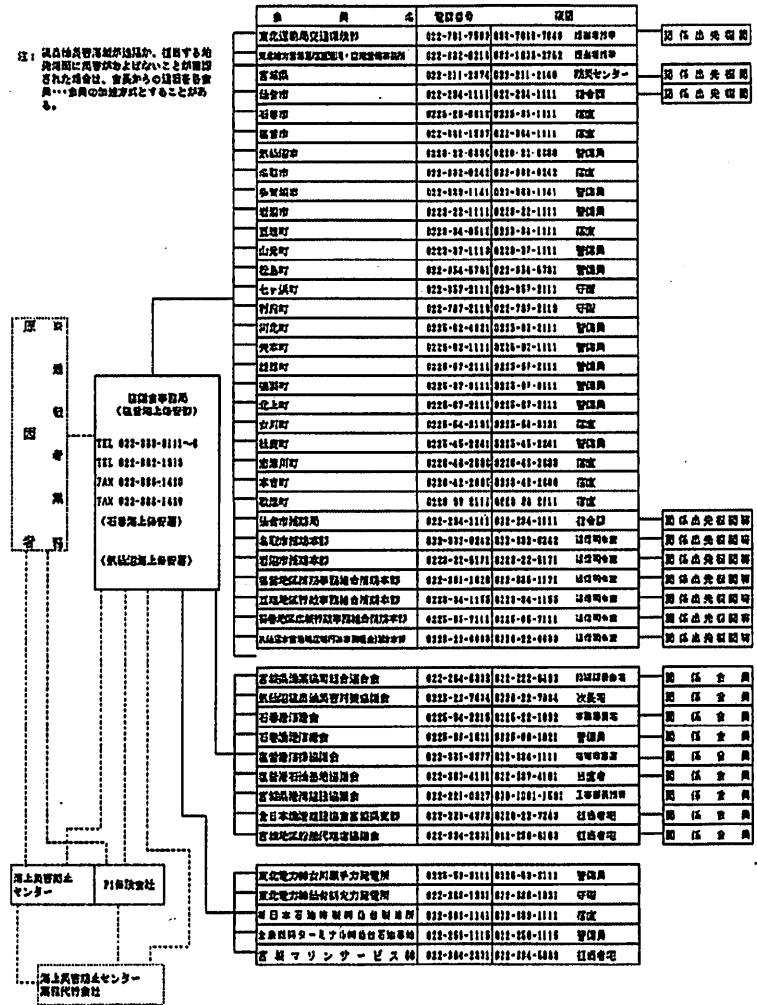
宮城県沿岸流出油災害対策協議会流出油防除活動概念図



※1 海上流出油防除資機材備蓄状況 (資料3-32-2)

宮城県沿岸流出油災害対策協議会連絡系統図

平成16年4月1日現在



第5 航空災害応急対策

1 目的

航空機事故等による災害から乗客及び地域住民等を守るため、防災関係機関との緊密な協力のもとで応急対策を実施し、被害の拡大を防ぎよ又は被害の軽減を図るものとする。

2 事故発生時における応急対策

航空機事故が発生したときは、仙台空港事務所及び当該航空機関係機関は、救急医療及び消火救難活動等の応急対策を実施するために、事故対策本部を設置する。

また、防災関係機関は必要に応じ、事故対策本部を設置する。

(1) 東北地方整備局の措置

空港基本施設の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

(2) 仙台空港事務所の措置

イ 事故発生時においては、関係機関と綿密な連絡をとり合い、被害の拡大又は軽減を図るため必要な措置をする。

ロ 発生時に火災が発生したとき若しくは救助を要するときは、「仙台空港における消火救難活動に関する協定^{*1)}」及び「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書^{*2)}」に基づき、消火救難活動を実施する。

ハ 空港内において、航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を取る。

ニ 空港内及びその周辺において、大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生し、地元医療機関による対応だけでは困難な場合には、「仙台空港医療救護活動に関する協定書^{*3)}」に基づき、関係医師会に医療救護班員の派遣を要請する。

ホ 空港内の化学消防車・救護用テント等により、初期の消火活動及び応急手当等を実施する。

ヘ 空港内において、多数の死傷者が発生した場合は、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所を確保する。

ト 空港事務所長は、航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

(3) 自衛隊の措置

空港事務所長等法令で定める者から要請を受けたときは、その内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し適切な措置を行う。

*1) 仙台空港における消火救難隊の活動に関する協定（資料3-32-3）

*2) 仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書（資料3-32-4）

*3) 仙台空港医療救護活動に関する協定書等（資料3-32-5）

(4) 市町村等の措置

イ 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。

ロ 事故発生時に火災が発生したときは若しくは救助を要するときは、「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。

ハ 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行う。

ニ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

ホ 災害の規模が大きく、地元市町村で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

ヘ 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

(5) 警察の措置

イ 航空機災害の発生を知ったとき、又は発見者等から通報を受けたときは、関係機関に通報する。

ロ 事故発生地及びその周辺地域において、関係者以外の者に対する避難の指示、警告及び誘導を実施する。

ハ 市町村職員が現場にいないとき、又はこれらの者からの要求があったときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

なお、この場合はその旨市町村へ通報するものとする。

ニ 死傷者が発生した場合は、行方不明者の捜索及び人命救助活動を実施する。

ホ 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を実施する。

ヘ 関係機関の行う救助活動及び復旧活動の支援活動を実施する。

(6) 県の措置

イ 航空機事故の発生を知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、関係機関に通報する。

ロ 地元市町村の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、当該市町村からの要請により他の市町村に応援を要請する。

ハ 地元市町村から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき、又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

ニ 必要に応じて、関係機関の行う応急対策活動の調整を行う。

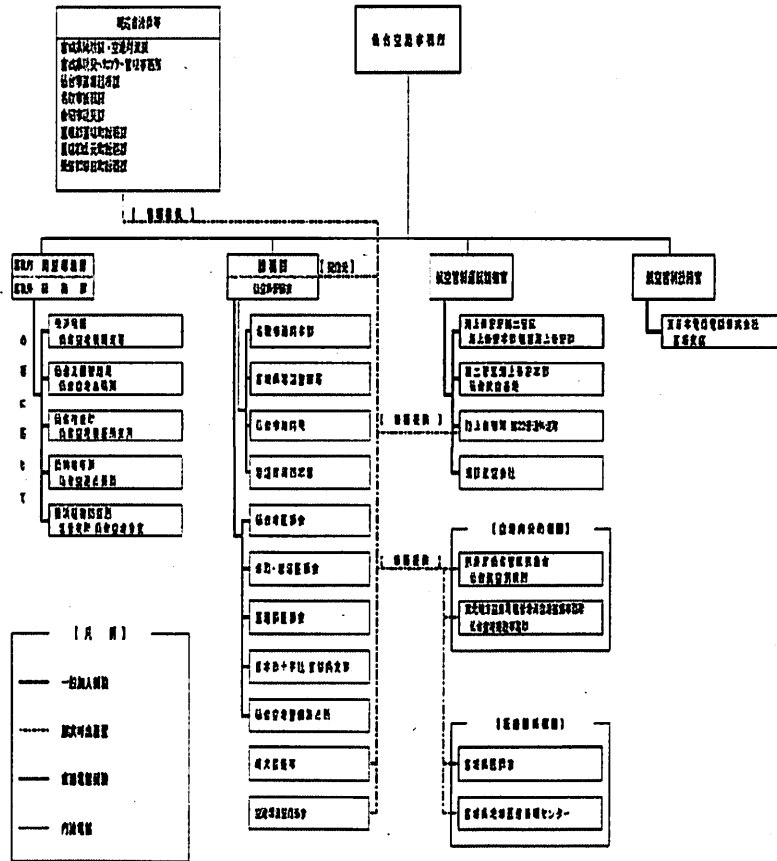
ホ 多数の死傷者が発生し、地元医療機関のみでの対応が困難な場合は、医療救

護班を現地に派遣する。

(7) 第二管区海上保安本部の措置

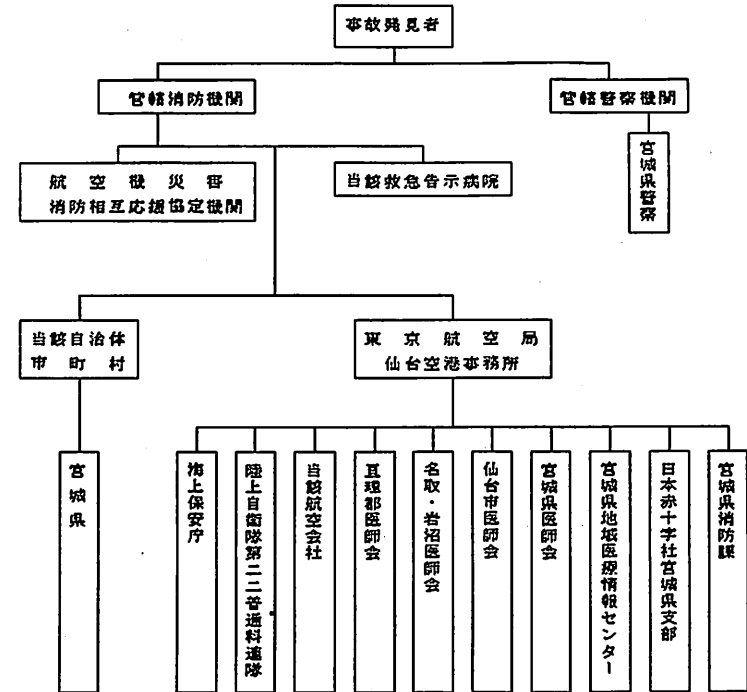
航空機事故の発生を知ったとき、又は通報を受けたときは、関係機関に通報する。

緊急連絡体制



※ 関係機関に通報する場合は、必ず連絡先を記載する。

空港周辺における通報系統図



※関係機関の通報は一般回線で行う。

第6 鉄道災害応急対策

1 目的

災害が発生した場合、被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、被害状況を把握するとともに、的確な応急対策を実施するものとする。

2 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

(1) 事故発生時における応急対策

イ 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

(イ) 仙台支社対策本部

- ① 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。
- ② 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。
- ③ 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

(ロ) 現地対策本部

現地対策本部長は、地区駅長、地区駅長が指定する者又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。
本部付は関係課所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各課所長が情報連絡の責任者となる。

ロ 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害に関する警報装置を整備する。

- (イ) JR電話・NTT電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及びFAXを整備する。
- (ロ) 自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。
- (ハ) 風速計、雨量計及び水位計を整備する。

ハ 気象異常時対応

- (イ) 施設指令は、気象台、関係機関から気象異常(降雨、強風、降雹等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、速やかに関係課所に伝達する。
- (ロ) 輸送指令は、時雨量、連続雨量及び風速が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係課所長に指令する。
〔運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。〕

ニ 旅客及び公衆等の避難

- (イ) 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救助に必要な器具を整備する。

- (ロ) 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害の発生するおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

ホ 消防及び救助に関する措置

- (イ) 風水害等により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。
- (ロ) 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。
- (ハ) 災害により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

ヘ 運転規制の内容

運転規制基準及び運転規制区間は、「運転規制等取扱い」に基づき実施するものとする。

ト 列車の運転方法はそのつど決定するが、おおむね次により実施する。

- (イ) 迂回又は折り返し運転
- (ロ) 臨時列車の特発
- (ハ) バス代行又は徒歩連絡

(2) 連絡通報体制

災害時の連絡通報体制は、下図のとおりである。

連絡通報体制図



3 阿武隈急行株式会社

(1) 災害による異常事態が発生した場合は、次の措置を講じる。

イ 気象異常等の場合

列車若しくは車両の運転又は線路の保守に従事する係員は、降雨、降雹等により災害が発生するおそれがある場合又は気象通報を受領した場合は、列車又は車両の運転に特段の注意をし、厳重な警戒をしなければならない。

ロ 雨の場合

- (イ) 時雨量計の警報による運転規制

運転指令は、直ちに保線係長及び駅長に通告するとともに、次の各号より運転規制を指令しなければならない。

- ①「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関係する列車に対して、要注運転の指令をする。
- ②「運転中止」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関係する列車に対して、運転中止の指令をする。
- (ロ) 要注運転の運転士の取扱い
運転士は、要注運転の指令を受けたときは、規制区間を毎時25km以下の速度で注意して運転する。
- (ハ) 運転規制の解除
運転指令は、保線係長から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けた後でなければ運転規制の解除を指令してはならない。

ハ 強風の場合

- (イ) 風速が毎秒25m以上となったときの処置
運転指令は、次の各号より運転規制を指令しなければならない。
①「要注運転」の警報の表示があったときは、運転規制区間に関係する列車に対して、要注運転の指令をする。
②突風等のために列車の運転に危険があると認められたときは、その状況に応じて、一時、列車の運転を見合わせる。
③ 留置してある車両に対し、厳重に転動を防止する手配をする。
運転士は、要注運転の指令を受けたときは、規制区間を毎時25km以下の速度で注意して運転する。
- (ロ) 風速が毎秒30m以上となったときの処置
運転指令は、一時、列車の運転を中止するよう指令する。
駅長は、運転指令から指令がないとき又は指令を受けることができないときは、一時、列車の運転を中止して、速やかにその状況を運転指令に報告しなければならない。
- (ハ) 運転中に強風に遭遇したときの運転士の取扱い
運転士は、風速の激しい箇所は、努めて列車の速度を変化しないようにし、急にブレーキを緊縮しないこと。
また、列車の運転が危険であると認められたときは、橋りょう等を避け努めて安全な箇所に停止する。
- (ニ) 運転規制の緩和又は解除の取扱い
運転指令は、風速計の記録又は強風警報表示装置の表示等により30分間以上にわたって、風速が列車の運転中止又は要注運転をする値をこえてい

ないことを確かめてから、列車を要注運転の規制で運転再開又は列車の要注運転の運転規制の解除を指令する。

ニ 濃霧又はふぶきの場合

(イ) 駅長及び車掌の処置

駅長はその状況を運転指令に報告し、閉そくに承認を与えた後は、列車の進路を支障しない。

車掌又は駅長は、出発合図を行う場合で、濃霧又はふぶきのため、運転士から出発信号機の信号現示が確かめられないときは、その列車に対する出発信号機に進行を指示する信号が現示されている旨を運転士に通告しなければならない。

(ロ) 運転士の処置

運転士は、その状況を運転指令に報告し、信号の確認距離の範囲内に停止することができる速度で注意して運転する。

この場合、信号機の信号の現示を認めることができないときは、一旦停止する。

(ハ) 列車を停車場から出発させる場合で、車掌又は駅長から出発信号機に進行信号を指示する信号が現示されている旨の通告を受けたときは、それにより列車を進行させる。

(ニ) 運転中止

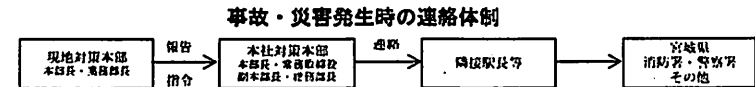
運転指令は、信号の確認距離が50m以下になったと認められたときは、「列車運転中止」の指令を、その必要がなくなったときは、「解除」の指令をする。

駅長は、気象の急変により信号の確認距離が50m以下になったときで、運転指令の指示を受けることができない場合は、相手停車場の駅長と打ち合わせて列車の運転を中止することができる。

この場合、列車の運転を中止したときは、速やかにその状況を運転指令に報告する。

(2) 連絡通報体制

災害による事故・災害が発生した場合の連絡体制は下図のとおりである。



(3) 避難誘導

災害発生時、駅のココンコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を

図る。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等を詳しく案内するとともに、状況に応じた適切な誘導に努める。

また、災害時における応急資機材等の輸送のための緊急自動車等の整備に努める。

4 くりはら田園鉄道株式会社

(1) 災害による異常事態が発生した場合には、次の措置を講じる。

イ 暴風雨の場合

(イ) 気象情報

列車の運転又は線路の保守に従事する者は、気象通報を受けたとき、又は天候が不良となったときは、その警戒を厳しくしなければいけない。

(ロ) 風速の通報

運転指令は、観測により風速15m以上になったときは、毎時35kmの速度で注意運転の指令をする。

(ハ) 風速20m以上の場合

運転指令は、運転中止の指令をする。

駅長は、指令がないとき又は指令を受けることができないときは、一時列車運転を見合わせて、速やかにその状況を運転指令に報告しなければならない。

(ニ) 暴風雨に遭遇した場合

列車を運転している途中で、暴風雨に遭遇したときは、風速の激しい箇所は、なるべく列車の速度を変化しないように努め、急に速度を加え、若しくは急に制動機を緊締するような取扱いをしないこと。

また、列車の運転が危険であると認めるときは、なるべく安全な場所に停止する。

ロ 吹雪の場合

(イ) 吹雪の通報

駅長又は施設係員は、その状況を逐次運転指令に報告し、運転士はその状況を最寄りの駅長に報告しなければならない。

(ロ) 吹雪運転と吹雪運転解除

運転指令は、駅長からの報告に基づいて、信号認識距離が200m以下になったときは吹雪運転の指令を、またその必要がなくなったときは、吹雪運転解除の指令をする。

(ハ) 吹雪運転の指令を受けた駅長の処置

駅長は、通過する列車であっても全てこれを停止させて、停止する列車

に対する取扱いを行い、場内信号機に進行信号を現示した後でなければ、その閉そく区間に対して閉そくに承認を与えない。

なお、閉そく承認を与えた後は、その列車の進路を支障しない。

また、故障その他の事由により、急に場内信号機に停止信号を現示する必要が生じたときは、場内信号機の外方に信号炎管を装置する。

(二) 吹雪運転の指令を受けた運転士の処置

運転士は、通過すべき停車場であっても、列車を停止させ、場内信号機の信号現示を認めることができないときは、毎時15km以下の速度で注意運転を行い、停車場、停留場に進入又は進出するときは、毎時15km以下の速度で注意の指令をし、信号機の信号現示を認めることができないときは、一旦停止する。

また、故障その他の事由により、停止した場合は、場内信号機に進行信号の現示があることを確認するか又は他の指示があるまで進行しない。

ハ 濃霧の場合

(イ) 濃霧の通報

駅長又は施設係員は、その状況を逐次運転指令に報告しなければならない。

運転士は、その状況を最近の駅長に報告しなければならない。

(ロ) 濃霧に対する警戒

運転指令は、濃霧が激しい季節には、特にその警戒を厳しくするものとする。

(ハ) 濃霧運転と濃霧運転解除

運転指令は、駅長からの報告に基づいて、信号の認識距離が200m以下になったときは濃霧運転の指令を、又その必要がなくなったときは、濃霧運転解除の指令をするものとする。

(ニ) 濃霧運転の指令を受けた駅長の処置

駅長は、通過する列車であっても全てこれを停止させて、停止する列車に対する取扱いを行い、場内信号機に進行信号を現示した後でなければ、その閉そく区間に対して、閉そくに承認を与えない。

なお、閉そくに承認を与えた後は、その列車の進路を支障しないこと。

また、故障その他の事由により、急に場内信号機に停止信号を現示する必要が生じたときは、場内信号機の外方に信号炎管により停止信号を現示すること。

(ホ) 濃霧運転の指令を受けた運転士の処置

運転士は、通過すべき停車場であっても、列車を停止させ、停車場、停

留場に入庫又は出庫するときは、毎時 15km 以下の速度で注意運転し、信号機の信号現示を認めることができないときは、一旦停止する。

また、故障その他の事由により停止した場合は、場内信号機に進行信号の現示があることを確認するか又は他の指示があるまで進行しない。

ニ 降雨の場合

(イ) 降雨時の警戒と運転規制

列車若しくは車両の運転又は、線路の保守に従事する係員は、降雨により災害が発生するおそれがある場合又は、気象情報により警戒が発令された場合は、運転に特段注意し、警戒又は巡回の上、その状況を逐次運転指令に報告しなければならない。

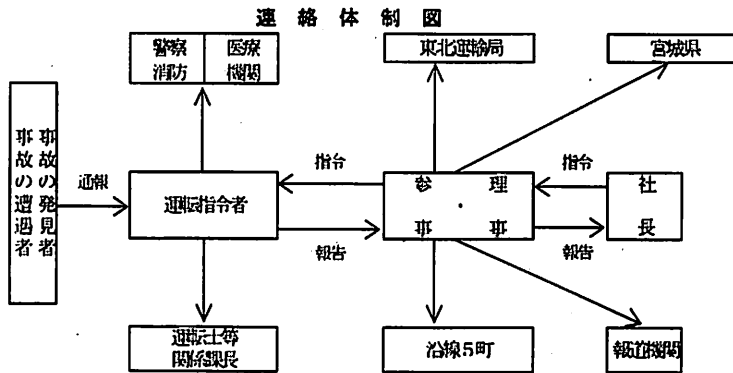
運転指令は、係員の通告により運転が危険と認めた場合は、直ちに関係する列車に毎時 25km 以下の速度で注意運転の規制、又は運転中止の指令をする。

(ロ) 運転規制の解除

運転指令は、関係係員から運転規制の必要がなくなった旨の通告を受けた後でなければ、運転規制の解除を指令してはならない。

(2) 連絡通報体制

災害による異常事態が発生した場合の、連絡体制は下図のとおりである。



(3) 避難誘導

災害発生時、駅のコナコース、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示し、広報を行い情報の周知徹底を図る。

電車においては、乗客に速やかに災害の状況等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努める。

5 仙台市高速鉄道

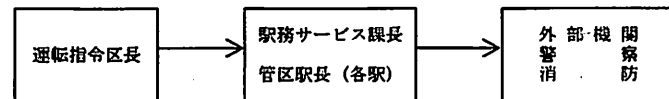
(1) 災害対策本部の措置

災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送等を行うため、交通局総合災害対策本部を設置する。

(2) 緊急連絡体制

災害が発生した場合の緊急連絡体制は下記のとおりである。

緊急連絡体制図



(3) 事故発生時における応急対策

イ 水害

(イ) 駅務員は駅構内が浸水のおそれがあると判断したときは、運転指令区長及び管区駅長に通報するとともに、速やかに旅客の避難誘導を行い、止水板を取り付けるなど適切な処置を講ずる。

(ロ) 運転士は浸水を発見したときは、直ちにその状況を運転指令区長に報告し次の措置をとる。

- a 軌条の一部が浸水したとき … 注意運転
- b 軌条の大部分が浸水したとき … 最徐行運転
- c 軌条が冠水したとき … 緊急停止

(ハ) 運転指令区長は関係各課に出水状況を報告し、必要により係員の派遣を要請する。

(ニ) 各課は連絡を密にし情報の収集に努め、必要により設備の点検や巡回等の措置を講ずる。

ロ 風害

(イ) 運転指令区長は風速計に 25m/s の表示が出たときは、必要により全線又は地上部分の運転規制又は一時停止を指令するなど適宜な措置を講ずる。

(ロ) 運転指令区長は風速計に 30m/s の表示が出たときは、全線又は地上部分の列車の運転を休止する。

(ハ) 運転指令区長は関係各課に強風のため列車を運転規制又は運転休止した旨を通報する。

(二) 各課は情報の収集に努め、必要により巡視や車庫留置車両の固定等必要な措置を講ずる。

ハ 乗客の避難・救護対策

(イ) 乗務員及び駅務員は、駅及び列車の状況を的確に把握するとともに乗客の動揺を静めるために、災害状況の放送を行う。

(ロ) 必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導する。

(ハ) 負傷者等が発生した時は、救護に当たるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。

ニ その他の措置

災害発生と同時に関係職員は、巡回点検を行うとともに、応急復旧処置を行う。

(3) 情報連絡通信

災害情報及び応急措置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、業務電話、N T T回線等を利用するとともに、必要に応じ、業務用移動無線機を使用する。

6 県の措置

県は、災害発生後、その状況に応じ、必要な配備体制を整えるとともに、市町村等からの災害に関する情報及び被害状況の早急な把握に努め、その結果について、総務省消防庁に報告する。

7 市町村の措置

市町村は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について、県へ報告する。

また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体への広域応援要請の必要性等を県へ連絡する。

第7 道路災害応急対策

1 目的

道路災害による負傷者等の発生や道路機能の支障発生に対しては、道路管理者及び防災関係機関は密接な連携を確保して、速やかな応急対策を講ずるものとする。

2 事故発生時における応急対策

(1) 県、市町村及び東北地方整備局の対応

イ 被災状況等の把握

道路管理者は、災害発生直後にパトロール等の緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、負傷者等の発生があった場合には、速やかに関係機関に通報するなど、所要の措置を講ずるものとする。^{※1}

また、維持管理委託業者等を指揮して被害情報の収集に努める。

ロ 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行うものとする。

ハ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は、道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。^{※2}

また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ニ 二次災害の防止対策

道路管理者は、災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、要所の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 日本道路公団東北支社の対応

イ 目的

高速道路は、我が国の社会経済活動のみならず日常生活においても重要な役割を担っている。

災害時における道路交通の確保は、緊急物資の輸送等の災害応急対策にとって必要不可欠な活動であり様々な応急対策の基礎となる極めて重要な活動である。

このような社会的な役割や重要性に鑑み、日本道路公団東北支社では、災害時における体制を整備し、各関係機関と相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

^{※1} 道路パトロール班の現況（資料3-32-6）

^{※2} オペレーター動員数（資料3-32-7）

ロ 通報連絡体制

気象状況の悪化により災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、事務所においては、被災状況・交通情報把握のため点検を実施し、点検結果について高速道路管理用通信システム(専用線)により支社、交通管制室(仙台宮城IC所在)等に情報伝達を行う。

支社・交通管制室・事務所・料金所及び休憩施設にあっては、相互に連携を取り情報伝達・収集を行う。

なお、支社にあっては、必要に応じ県災害対策本部及び防災関係機関へ連絡する。

なお、事故発生時には、事故当事者及び一般通行者から非常電話等により交通管制室に情報が入る。

ハ 災害及び事故発生時における応急対策

高速道路で災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合及び交通事故が発生した場合、道路の保全確保及び交通への危険を防止するため必要と認められる場合、その通行を禁止又は制限する。

災害が発生した場合には、緊急点検により被災状況を把握し、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに走行可能な状態に応急対策を行う。

事故が発生した場合には、関係機関と連携を図りながら負傷者等の救助・救出作業を行い、二次事故の防止に努めながら、速やかに走行可能な状態に応急対策を行う。

災害及び事故の規模が、広範囲又は長時間にわたり通行止めを必要とする場合や負傷者等が多数にのぼる場合など社会的影響が甚大な場合には、災害(事故)対策本部、現地災害(事故)対策本部を速やかに設置し、応急対策に当たる。

また、災害及び事故の発生後、直ちに道路交通情報板、路側放送及び巡回車等により通行中の車両に対して情報提供を行い、指定のインターチェンジ等から流出させる等、適切な避難誘導を行う。

ニ 情報連絡通信及び広報

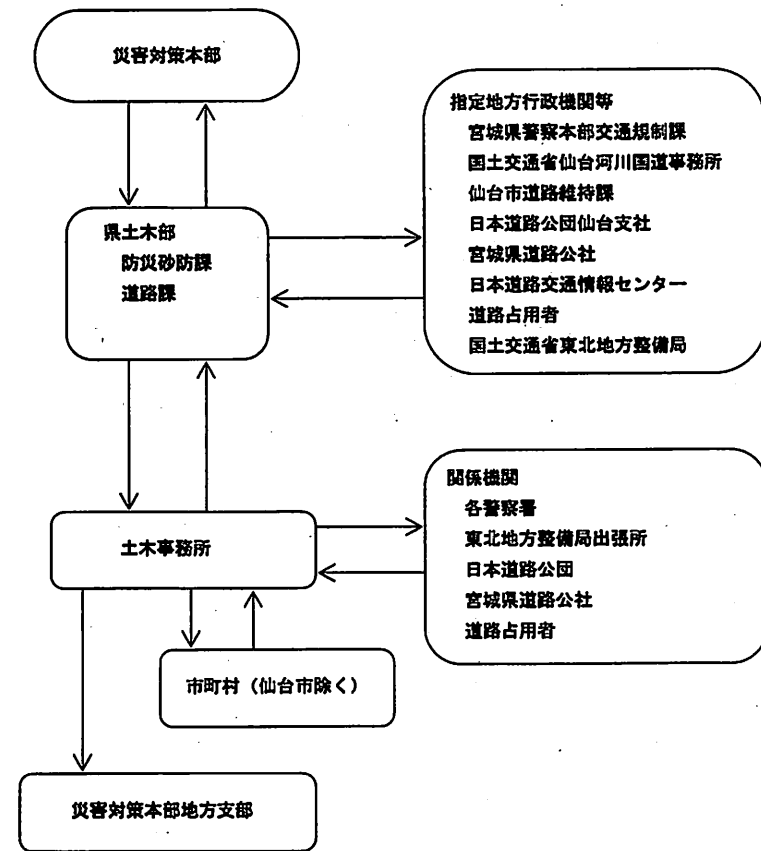
高速道路で災害が発生した場合の情報連絡は、前項ロにより実施するが、支社・事務所間の情報伝達については、通信機能が途絶した場合、衛星通信システムを使用し情報伝達を行うものとする。

なお、災害時等における広報については、道路交通情報提供施設、マスメディア等により、提供するものとする。

3 情報の収集・連絡体制の整備

道路管理者は、関係機関相互間において、夜間、休日の場合等においても対応できる情報の収集・連絡体制の整備を図る。

道路関係における災害発生時の情報と連絡系統



第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画(県、市町村)

第1 目的

この計画は、大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い県土を構築していくことを目的とする。

第2 災害復旧・復興の基本方向の決定

県及び市町村は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強い県土づくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

第3 災害復旧計画

1 基本方針

県及び市町村は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強い県土づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行うものとする。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

2 事業計画の策定

県及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

イ 河川	ト 道路
ロ 海岸	チ 港湾
ハ 砂防設備	リ 漁港
ニ 林地荒廃防止施設	ヌ 下水道
ホ 地すべり防止施設	ル 公園
ヘ 急傾斜地崩壊防止施設	

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

(3) 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法、清掃法)

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、充春防止法)

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法)

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

(9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配属及び職員への応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助するもの

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

(3) 公営住宅法

(4) 土地区画整理法

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(7) 予防接種法

(8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

(11) その他

第4 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強い県土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図るものとする。

災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、県及び市町村は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

市町村は、復興の必要性が認められたとき、復興方針を策定する。

県は、複数の市町村において復興の必要性が認められた場合は、県としての復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

市町村は、復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

県は、複数の市町村で復興の必要性が認められ、復興方針を策定したときは、県と

しての具体的な復興計画の策定を行う。

策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するものとする。

また、住民に対して、事業に係る説明責任を果たすよう努めるものとする。

3 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について必要な措置を講じる。

第2節 生活再建支援(県総務部、保健福祉部、土木部、教育庁、市町村、日本郵政公社東北支社、日本銀行仙台支店、県社会福祉協議会)

第1 目的

県、市町村及び防災関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的な措置を講じるものとする。

第2 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金(生活関係経費)を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。

その主な内容は次のとおり。

- (1) 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。
 なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。
 イ 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
 ロ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
 ハ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
 ニ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満のものに限る)の区域であって、イ～ハに規定する区域に隣接するものに係る自然災害
- (2) 対象世帯
 イ 住宅が全壊した世帯
 ロ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し、又は解体された世帯
 ハ 災害が継続し、危険な状況が継続する等の事由により居住不能な状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (3) 支給条件
 イ 支給金額

下記に示す限度額の範囲内で、(イ)、(ロ)の経費に対して支給される。

	合計	生活関係経費(通常分)	生活関係経費(特別分)
複数(2人以上)世帯	100万円	70万円	30万円
単数(1人)世帯	75万円	55万円	20万円

(イ) 生活関係経費(通常分)

A 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費

B 住居の移転費(生活関係経費(特別分)に含まれるものを除く)

- (ロ) 生活関係経費(特別分)
- A 被災世帯の居住地又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修繕費
 - B 住居移転のための交通費
 - C 住宅を賃借する場合の礼金
 - D 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

ロ 支給にかかるその他の要件

年収等の要件	支給限度額	
	複数世帯	単身世帯
(年収) ≤ 500万円	100万円	75万円
500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

要援護世帯：心神喪失・重度知的障害、1級の精神障害者、1、2級身体障害者などを構成に含む世帯

第3 居住安定支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金(生活関係経費)を支給することにより、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。

その主な内容は次のとおり。

- (1) 適用災害：被災者生活再建支援制度に同じ
- (2) 対象世帯

- イ 住宅が全壊し、住宅再建又は新築等をする世帯
- ロ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事により住宅を解体し、又は解体された世帯で、住宅再建又は新築等をする世帯
- ハ 住宅が半壊した世帯のうち、損壊等の程度が大規模である世帯で、住宅の補修をする世帯
- ニ 住宅が全壊又は半壊し損壊等の程度が大規模である世帯で、賃貸住宅(公営住宅を除く)に入居する世帯

- (3) 支給条件
- イ 支給金額

下記に示す限度額の範囲内で、(イ)から(ニ)の経費に対して支給される。

	住宅が全壊(又は半壊し解体)した世帯が住宅再建又は新築等する場合	住宅が半壊した世帯のうち損壊の程度が大規模である世帯が住宅を補修する場合	住宅が全壊又は半壊し損壊の程度が大規模である世帯が賃貸住宅に入居する場合
複数(2人以上)世帯	200万円	100万円	50万円
単数(1人)世帯	150万円	75万円	37.5万円

- ※1 他の都道府県へ移転する場合は、(イ)から(ニ)に対応する額の1/2とする。
- ※2 大規模半壊世帯又は従前賃貸住宅入居世帯が自宅を新築等する場合の限度額は、複数(2人以上)世帯100万円、単数(1人)世帯75万円とする。
- (イ) 居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体及び整地に要する経費(実際に要する費用の70%を超えない範囲)
- (ロ) 居住する住宅の建て替え及び補修に係る借入金関係経費で、ローン利子(借入利率のうち、1%を超え3.5%以下の部分の利率に相当する利子)及びローン保証料
- (ハ) 住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等(月額2万円を超える部分で、発災後2年以内に限る)
- (ニ) 住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費
 - A 建築確認及び完了検査等申請料
 - B 表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用
 - C 仲介手数料
 - D 水道加入分損金
- ロ 支給にかかるその他の要件
 - 世帯の年収が500万円を超える場合にあっては、上記支給限度額の1/2とする。
 - また、原則として発災後3年以内(家賃等のみ2年以内)に支出される経費を対象とする。

第4 資金の貸付け

- 1 災害援護資金^{※1}

市町村は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害救護資金の貸付けを行う。

市町村は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

県は、市町村による貸し付けに関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導助言を行う。
- 2 母子及び寡婦福祉資金^{※2}

県は、被災市町村との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。
- 3 生活福祉資金^{※3}

県社会福祉協議会は、被災者に対する生活福祉資金の災害援護資金を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、被災により住宅や家財道具に被害があったときや、生計の手段である工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で次の条件に適合する世帯であること。

 - (1) 低所得世帯であること。
 - (2) 生活福祉資金の借受けにより独立、自活できる世帯であること。

※1 災害援護資金の貸付け(資料4-2-1)

※2 母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表(資料4-2-2)

※3 生活福祉資金貸付限度額一覧表(資料4-2-3)

(3) 他から資金を借入れすることができない世帯であること。

4 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

また、必要に応じ被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第5 生活保護^{※1}

県及び市の各福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭った場合、生活保護法に基づき基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第6 その他救済制度^{※2}

市町村は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する(弔慰金、見舞金とも労災等の制度による給付金が支給されない場合に限る)。

県は、市町村による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し、指導助言を行う。

第7 被災証明の発行

市町村は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに、被災証明を交付する。

第8 税負担等の軽減

県及び市町村は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

また、市町村は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

1 国民健康保険税(料)の減免

被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税(料)の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

県は、市町村による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導助言を行う。

2 国民健康保険税(料)の減免の基準

(1) 災害により障害者となったとき9/10を減免

(2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

^{※1} 最低生活費の体系(資料4-2-4)

^{※2} 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給(資料4-2-5)

国民健康保険税(料)の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3/10以上5/10未満	5/10以上
①500万円以下	1/2	10/10
②500万円超	1/4	1/2
③750万円超	1/8	1/4

3 国民健康保険税(料)の一部負担金の減免

被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税(料)の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。

県は、市町村による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導・助言を行う。

4 授業料の減免等

(1) 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講じる。

(2) 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第9 応急金融対策

1 通貨の供給の確保

(1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、日本銀行の職員を派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡上、輸送、通信の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

2 非常金融措置

(1) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるようあつせん、指導を行う。

イ 貯金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱を行うこと。

ロ 被災者に対し、定期預金、定期預金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ハ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、显示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

ニ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(2) 金融機関に関する広報

金融機関の営業、預貯金の便宜払い戻し措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

3 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災状況を考慮して、日本郵政公社東北支社は、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け、国債等の非常買取り等の非常取扱い並びに簡易保険業務についての保険金(倍額保険金を含む。)及び保険貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

第10 雇用対策

公共職業安定所の長は、被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- 1 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- 2 被災者のための特別相談窓口等の設置
- 3 雇用保険失業給付の特例支給
- 4 雇用調整助成金の特例適用の要請
- 5 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

第3節 住宅復旧支援(県土木部)

第1 目的

県、市町村、関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第2 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融公庫^{*1}及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被灾市町村と協働して住宅再建のための支援の処置を講じる。

第3 住宅の建設等

県及び市町村は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

県及び市町村は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合には、知事が建設等を行うものとする。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。)に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

*1 住宅金融公庫の災害復興住宅融資の概要(資料4-3-1)

第4節 産業復興の支援(県産業経済部, 市町村)

第1 目的

被災した中小企業者及び農林漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるものとする。

第2 中小企業金融対策^{※1}

県は、被災した中小企業者に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を創設し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。

第3 農林漁業金融対策^{※2}

県は、県農業協同組合中央会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講じるとともに、被害が甚大な場合は、天災資金、農林漁業金融公庫資金、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金を確保し、円滑な融資を図る。

^{※1} 中小企業への融資制度(資料4-4-1)

^{※2} 農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表(資料4-4-2)

第5節 都市基盤の復興対策(県企画部, 産業経済部, 土木部)

第1 目的

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン、県土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

第2 想定される計画内容例

- 1 主要交通施設の整備
道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- 2 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
- 3 ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上
- 4 防災基盤の整備
河川、海岸、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第6節 義援金の受入れ、配分(県保健福祉部、市町村、日本郵政公社東北支社、日本赤十字社宮城県支部等)

第1 目的

大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

第2 受入れ

1 窓口の決定

県、市町村、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

3 受入れ及び管理

県、市町村、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第3 配分

1 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金募集配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

2 配分

宮城県災害義援金募集配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。

義援金の被災者に対する交付は、原則として市町村が行う。

第7節 激甚災害の指定(県、市町村)

第1 目的

県内において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。

第2 激甚災害の調査

1 県

県は、市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

2 市町村

市町村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力するものとする。

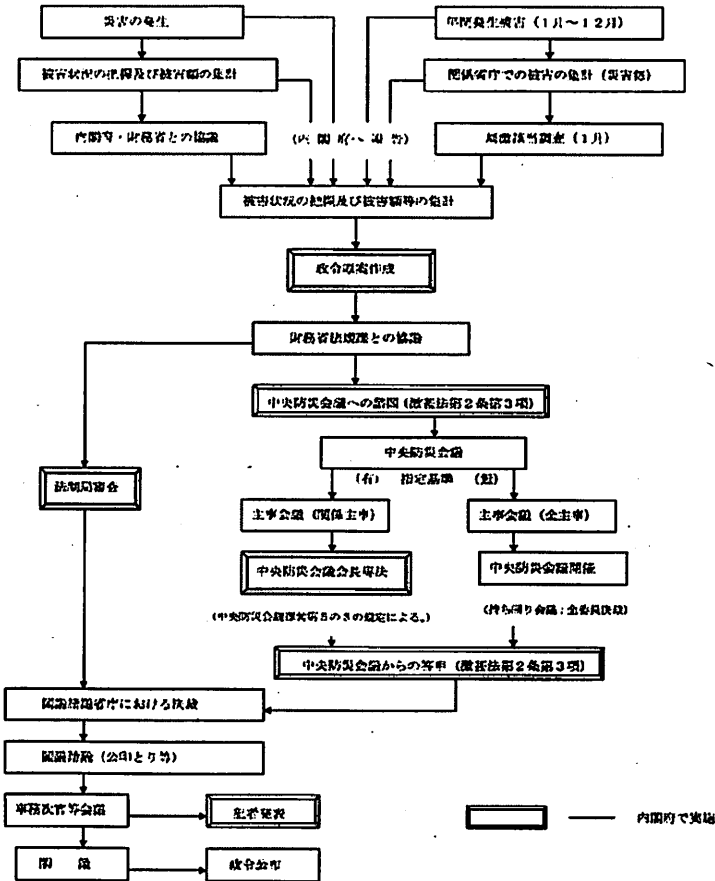
第3 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

激甚災害指定事務手続

< 激甚災害 (本歳) >

< 局地激甚災害 (所轄) >



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1~2月頃に手続を行う。

第4 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調査を作成し、県に提出しなければならない。
県はこれを受け事業の種類毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続を行う。

第5 激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基準

(本激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章:第3条,第4条)
 - ※ 公共土木施設, 公立学校施設, 公営住宅, 社会福祉施設等の災害復旧事業, 堆積土砂排除事業等
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)
 - ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (法第8条)
 - ④ 土地改良区等の行う治水排除事業に対する補助 (法第10条)
 - ⑤ 共同利用小型漁船の建造費の補助 (法第11条)
 - ⑥ 森林災害復旧事業に対する補助 (法第11条の2)
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ⑦ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法第12条)
 - ⑧ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例 (法第13条)
 - ⑨ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 (法第15条)
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ⑩ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (法第16条)
 - ⑪ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (法第17条)
 - ⑫ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (法第22条)
 - ⑬ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条)

2 激甚災害指定基準^{※1}

(局地激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章:第3条,第4条)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助 (法第11条の2)
- (5) 中小企業に関する特別の助成 (法第12条,第13条,第15条)

※1 激甚災害指定基準(資料4-7-1)

4-7 激甚災害の指定

(6) 小災害債に係る元利償還金の基礎財政需要額への算入等 (法第 24 条)

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画(県, 市町村)

第1 目的

この計画は、大規模災害発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から災害に強い県土を構築していくことを目的とする。

第2 災害復旧・復興の基本方向の決定

県及び市町村は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、災害に強い県土づくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

第3 災害復旧計画

1 基本方針

県及び市町村は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、災害に強い県土づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行うものとする。

これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

2 事業計画の策定

県及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

イ 河川	ト 道路
ロ 海岸	チ 港湾
ハ 砂防設備	リ 漁港
ニ 林地荒廃防止施設	ヌ 下水道
ホ 地すべり防止施設	ル 公園
ヘ 急傾斜地崩壊防止施設	

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

(3) 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法、清掃法)

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法)

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法)

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

(9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

県, 市町村, 指定地方行政機関, 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助するもの

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

(3) 公営住宅法

(4) 土地区画整理法

(5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(7) 予防接種法

(8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

(9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

(11) その他

第4 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、災害に強い県土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図るものとする。

災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、県及び市町村は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

市町村は、復興の必要性が認められたとき、復興方針を策定する。

県は、複数の市町村において復興の必要性が認められた場合は、県としての復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

市町村は、復興方針に基づき、具体的な災害復興計画を策定する。

県は、複数の市町村で復興の必要性が認められ、復興方針を策定したときは、県と

しての具体的な復興計画の策定を行う。

策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するものとする。

また、住民に対して、事業に係る説明責任を果たすよう努めるものとする。

3 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等について必要な措置を講じる。

第2節 生活再建支援（県総務部、保健福祉部、土木部、教育庁、市町村、日本郵政公社東北支社、日本銀行仙台支店、県社会福祉協議会）

第1 目的

県、市町村及び防災関係機関は、被災者の自立的な生活再建を支援するため、積極的な措置を講じるものとする。

第2 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金（生活関係経費）を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。

その主な内容は次のとおり。

- (1) 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。
 - なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。
 - イ 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
 - ロ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
 - ハ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害
 - ニ 5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）の区域であって、イ～ハに規定する区域に隣接するものに係る自然災害
- (2) 対象世帯
 - イ 住宅が全壊した世帯
 - ロ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し、又は解体された世帯
 - ハ 災害が継続し、危険な状況が継続する等の事由により居住不能な状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- (3) 支給条件

イ 支給金額

下記に示す限度額の範囲内で、(イ)、(ロ)の経費に対して支給される。

	合計	生活関係経費(通常分)	生活関係経費(特別分)
複数(2人以上)世帯	100万円	70万円	30万円
単数(1人)世帯	75万円	55万円	20万円

(イ) 生活関係経費(通常分)

- A 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費
- B 住居の移転費(生活関係経費(特別分)に含まれるものを除く)

- (ロ) 生活関係経費(特別分)
- A 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修繕費
 - B 住居移転のための交通費
 - C 住宅を賃借する場合の礼金
 - D 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

ロ 支給にかかるその他の要件

年収等の要件	支給限度額	
	複数世帯	単数世帯
(年収) ≤ 500 万円	100 万円	75 万円
500 万円 < (年収) ≤ 700 万円 かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯	50 万円	37.5 万円
700 万円 < (年収) ≤ 800 万円 かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯		

要援護世帯：心身喪失・重度知的障害、1級の精神障害者、1、2級身体障害者などを構成に含む世帯

第3 居住安定支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金(生活関係経費)を支給することにより、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。

その主な内容は次のとおり。

- (1) 適用災害：被災者生活再建支援制度に同じ
- (2) 対象世帯
 - イ 住宅が全壊し、住宅再建又は新築等をする世帯
 - ロ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し、又は解体された世帯で、住宅再建又は新築等をする世帯
 - ハ 住宅が半壊した世帯のうち、損壊等の程度が大規模である世帯で、住宅の補修をする世帯
 - ニ 住宅が全壊又は半壊し損壊等の程度が大規模である世帯で、賃貸住宅(公営住宅を除く)に入居する世帯

(3) 支給条件

イ 支給金額

下記に示す限度額の範囲内で、(イ)から(ニ)の経費に対して支給される。

	住宅が全壊(又は半壊し解体)した世帯が住宅再建又は新築等する場合	住宅が半壊した世帯のうち損壊の程度が大規模である世帯が住宅を補修する場合	住宅が全壊又は半壊し損壊の程度が大規模である世帯が賃貸住宅に入居する場合
複数(2人以上)世帯	200 万円	100 万円	50 万円
単数(1人)世帯	150 万円	75 万円	37.5 万円

※1 他の都道府県へ移転する場合は、(イ)から(ニ)に対応する額の1/2とする。

※2 大規模半壊世帯又は従前賃貸住宅入居世帯が自宅を新築等する場合の限度額は、複数(2人以上)世帯100万円、単数(1人)世帯75万円とする。

(イ) 居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体及び整地に要する経費(実際に要する費用の70%を超えない範囲)

(ロ) 居住する住宅の建て替え及び補修に係る借入金関係経費で、ローン利子(借入利率のうち、1%を超え3.5%以下の部分の利率に相当する利子)及びローン保証料

(ハ) 住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等(月額2万円を超える部分で、発災後2年以内に限る)

(ニ) 住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費

- A 建築確認及び完了検査等申請料
- B 表示登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用
- C 仲介手数料
- D 水道加入分担金

ロ 支給にかかるその他の要件

世帯の年収が500万円を超える場合にあっては、上記支給限度額の1/2とする。また、原則として発災後3年以内(家賃等のみ2年以内)に支出される経費を対象とする。

第4 資金の貸付け

1 災害援護資金^{※1}

市町村は、災害救助法が適用された災害により、家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害救護資金の貸付けを行う。

市町村は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

県は、市町村による貸し付けに関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導助言を行う。

2 母子及び寡婦福祉資金^{※2}

県は、被災市町村との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

3 生活福祉資金^{※3}

県社会福祉協議会は、被災者に対する生活福祉資金の災害援護資金を予算の範囲内で貸し付ける。

貸付対象世帯は、被災により住宅や家財道具に被害があったときや、生計の手段である工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で次の条件に適合する世帯であること。

- (1) 低所得世帯であること。
- (2) 生活福祉資金の借受けにより独立、自活できる世帯であること。

※1 災害援護資金の貸付け(資料4-2-1)

※2 母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表(資料4-2-2)

※3 生活福祉資金貸付限度額一覧表(資料4-2-3)

(3) 他から資金を借入れることができない世帯であること。

4 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。

また、必要に応じ被災市町村と協調して融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第5 生活保護^{※1}

県及び市の各福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭った場合、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第6 その他救済制度^{※2}

市町村は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する(弔慰金、見舞金とも労災等他の制度による給付金が支給されない場合に限る)。

県は、市町村による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し、指導助言を行う。

第7 被災証明の発行

市町村は、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかに、被災証明を交付する。

第8 税負担等の軽減

県及び市町村は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。

また、市町村は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

1 国民健康保険税(料)の減免

被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税(料)の納期未払分の一部又は全部を免除する。

県は、市町村による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導助言を行う。

2 国民健康保険税(料)の減免の基準

(1) 災害により障害者となったとき9/10を減免

(2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税(料)の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3/10以上5/10未満	5/10以上
①500万円以下	1/2	10/10
②500万円超	1/4	1/2
③750万円超	1/8	1/4

3 国民健康保険税(料)の一部負担金の減免

被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税(料)の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。

県は、市町村による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導・助言を行う。

4 授業料の減免等

(1) 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講じる。

(2) 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第9 応急金融対策

1 通貨の供給の確保

(1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に日本銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、日本銀行の職員を派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡し、輸送、通信の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。

また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

2 非常金融措置

(1) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるようあつせん、指導を行う。

イ 貯金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱を行うこと。

ロ 被災者に対し、定期預金、定期積金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ハ 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、显示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

^{※1} 最低生活費の体系(資料4-2-4)

^{※2} 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給(資料4-2-5)

ニ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(2) 金融機関に関する広報

金融機関の営業、預貯金の便宜払い戻し措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

3 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災状況を考慮して、日本郵政公社東北支社は、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け、国債等の非常買取り等の非常取扱い並びに簡易保険業務についての保険金(借額保険金を含む。)及び保険貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

第10 雇用対策

公共職業安定所の長は、被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- 1 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- 2 被災者のための特別相談窓口等の設置
- 3 雇用保険失業給付の特例支給
- 4 雇用調整助成金の特例適用の要請
- 5 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

第3節 住宅復旧支援(県土木部)

第1 目的

県、市町村、関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第2 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融公庫^{*1}及び地元金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じて被害市町村と協同して住宅再建のための支援の処置を講じる。

第3 住宅の建設等

県及び市町村は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

県及び市町村は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合には、知事が建設等を行うものとする。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。)に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

*1 住宅金融公庫の災害復興住宅融資の概要(資料4-3-1)

第4節 産業復興の支援(県産業経済部、市町村)

第1 目的

被災した中小企業者及び農林漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるものとする。

第2 中小企業金融対策^{*1}

県は、被災した中小企業者に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を創設し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。

第3 農林漁業金融対策^{*2}

県は、県農業協同組合中央会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講じるとともに、被害が甚大な場合は、天災資金、農林漁業金融公庫資金、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金を確保し、円滑な融資を図る。

*1 中小企業への融資制度(資料4-4-1)

*2 農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表(資料4-4-2)

第5節 都市基盤の復興対策(県企画部、産業経済部、土木部)

第1 目的

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン、県土保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

第2 想定される計画内容例

- 1 主要交通施設の整備
道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- 2 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
- 3 ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上
- 4 防災基盤の整備
河川、海岸、砂防施設等県土保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

第6節 義援金の受入れ、配分(県保健福祉部、市町村、日本郵政公社東北支社、日本赤十字社宮城県支部等)

第1 目的

大規模災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

第2 受入れ

1 窓口の決定

県、市町村、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

3 受入れ及び管理

県、市町村、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第3 配分

1 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金募集配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定する。

2 配分

宮城県災害義援金募集配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。

義援金の被災者に対する交付は、原則として市町村が行う。

第7節 激甚災害の指定(県、市町村)

第1 目的

県内において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。

第2 激甚災害の調査

1 県

県は、市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

2 市町村

市町村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力するものとする。

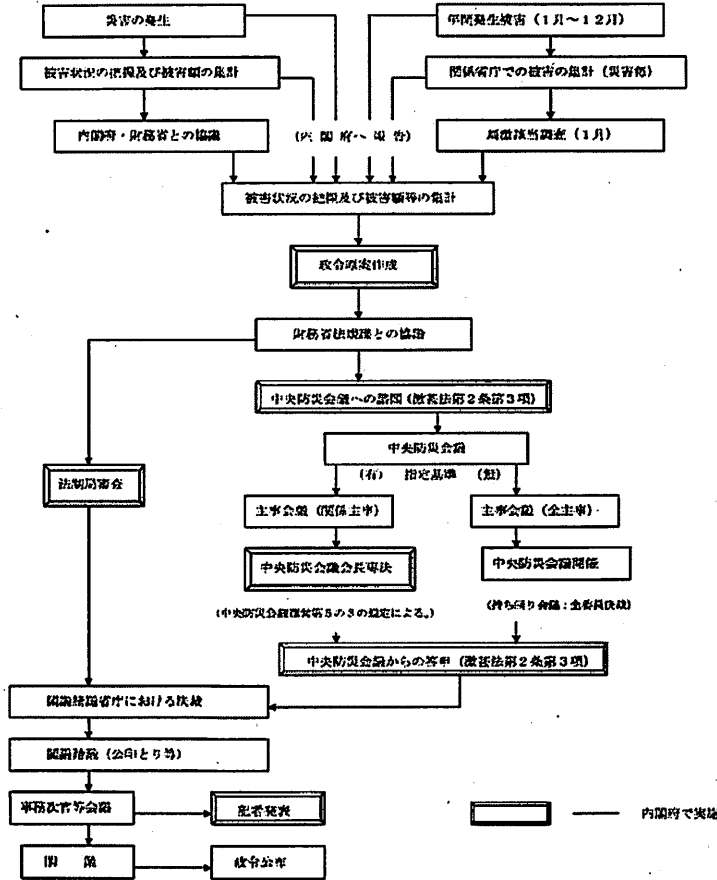
第3 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

激甚災害指定事務手続

< 激甚災害 (本設) >

< 局地激甚災害 (局地) >



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1～2月頃に手続きを行う。

第4 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調査を作成し、県に提出しなければならない。
県はこれを受け事業の種類毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第5 激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基準

(本激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章:第3条,第4条)
 - ※ 公共土木施設, 公立学校施設, 公営住宅, 社会福祉施設等の災害復旧事業, 堆積土砂排除事業等
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)
 - ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)
 - ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 (法第8条)
 - ④ 土地改良区等の行う治水排除事業に対する補助 (法第10条)
 - ⑤ 共同利用小型漁船の建造費の補助 (法第11条)
 - ⑥ 森林災害復旧事業に対する補助 (法第11条の2)
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ⑦ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (法第12条)
 - ⑧ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例 (法第13条)
 - ⑨ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 (法第15条)
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ⑩ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (法第16条)
 - ⑪ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (法第17条)
 - ⑫ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (法第22条)
 - ⑬ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条)

2 激甚災害指定基準^{※1}

(局地激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 (法第2章:第3条,第4条)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (法第6条)
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助 (法第11条の2)
- (5) 中小企業に関する特別の助成 (法第12条, 第13条, 第15条)

※1 激甚災害指定基準(資料4-7-1)

4-7 激甚災害の指定

(6) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第 24 条)